

令和3年度静岡県地域防災計画新旧対照表

共通対策編	P1-56
地震対策編	P57-128
津波対策編	P129-149
風水害対策編	P150-178
火山災害対策編	P179-191
大火災対策編	P192-194
大規模事故対策編	P195-206

令和3年10月

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -1	1 共通対策編 第1章 総則 (略) 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関	1 共通対策編 第1章 総則 (略) 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 1 指定地方行政機関	
	機 関 名	機 関 名	
	警察庁関東管区警察 局	警察庁関東管区警察 局	
	総務省東海総合通信 局	総務省東海総合通信 局	
	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	
	厚生労働省東海北陸 厚生局	厚生労働省東海北陸 厚生局	
	厚生労働省静岡労働 局	厚生労働省静岡労働 局	
	農林水産省関東農政 局	農林水産省関東農政 局	
処理すべき事務又は業務	処理すべき事務又は業務		
ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること		
ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施 設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常 の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯 電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災 害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施 設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常 の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯 電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災 害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること		
ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること		
ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整		
ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指 導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指 導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導		
ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関す ること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関す ること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>		<p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
林野庁関東森林管理局	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>	林野庁関東森林管理局	<p>ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</p>	
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	経済産業省関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))</p>	
経済産業省 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	経済産業省 関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
経済産業省 中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	経済産業省 中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））</p>	
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ロ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （ハ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 （ニ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 （ロ）所管施設の緊急点検の実施 （ハ）海上の流出油災害に対する防除等の措置 （ニ）県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 （ホ）航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ロ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （ハ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 （ニ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 （ロ）所管施設の緊急点検の実施 （ハ）海上の流出油災害に対する防除等の措置 （ニ）県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 （ホ）航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	
国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p>	国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>		<p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	
国土交通省 東京航空局東京空港事務所	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>	国土交通省 東京航空局東京空港事務所	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること</p>	
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	
気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>	気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)	<p>ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>	
海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>ア 災害予防</p> <p>(7) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</p> <p>(1) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</p> <p>(9) 港湾の状況等の調査研究</p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(7) 船艇、航空機等による警報等の伝達</p> <p>(1) 船艇、航空機等を活用した情報収集</p> <p>(9) 活動体制の確立</p> <p>(5) 船艇、航空機等による海難救助等</p> <p>(4) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送</p> <p>(6) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</p> <p>(8) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援</p> <p>(7) 排出油等の防除等</p>	海上保安庁 第三管区海上保安本部	<p>ア 災害予防</p> <p>(7) 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施</p> <p>(1) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発</p> <p>(9) 港湾の状況等の調査研究</p> <p>イ 災害応急対策</p> <p>(7) 船艇、航空機等による警報等の伝達</p> <p>(1) 船艇、航空機等を活用した情報収集</p> <p>(9) 活動体制の確立</p> <p>(5) 船艇、航空機等による海難救助等</p> <p>(4) 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送</p> <p>(6) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与</p> <p>(8) 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援</p> <p>(7) 排出油等の防除等</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考		
共通 -7		(ク) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (ケ) 海上における治安の維持 (ク) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 ウ 災害復旧・復興対策	(ク) 避難指示、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 (コ) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 (ケ) 海上における治安の維持 (ク) 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 ウ 災害復旧・復興対策	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正		
	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等			
	(新設)	(新設)	環境省 中部地方環境事務所		廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	関係機関からの意見を反映
	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援			
		(略)	(略)			
		5 静岡県	5 静岡県			
		処理すべき事務又は業務	処理すべき事務又は業務			
		(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の勧告又は指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 (13) 緊急輸送の確保 (14) 災害復旧の実施 (15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整	(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 (13) 緊急輸送の確保 (14) 災害復旧の実施 (15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正		
		(略)	(略)			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>6 市町</p> <p>処理すべき事務又は業務</p> <p>(1) 市町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の勧告又は指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ ○県内で砂防指定地が 1,694 箇所、地すべり防止区域が 189 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 1,277 箇所及び土砂災害警戒区域が 18,215 箇所（いずれも令和元年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p>	<p>6 市町</p> <p>処理すべき事務又は業務</p> <p>(1) 市町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置</p> <p>(略)</p> <p>第4節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ ○県内で砂防指定地が 1,703 箇所、地すべり防止区域が 189 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 1,293 箇所及び土砂災害警戒区域が 18,213 箇所（いずれも令和2年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編Ⅱ4-2-1～4-2-3、4-2-9 参照）</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p> <p>時点更新</p>
共通 -12			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																				
共通 -15	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政無線施設の改良</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図り（静岡県デジタル防災通信システム）、平成27年度から運用を開始した。 防災行政無線の設置場所は資料編Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料編Ⅱ（8-1）のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>通信設備の防災対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。 </td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等相互間の通信手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料編Ⅱ（8-4）のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>気象観測施設の充足整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県下にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は下表、その設置場所は資料編Ⅱ（5-4-1）のとおりである。 気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所（雨量、気温、風向・風速、日照）17箇所、地域雨量観測所12箇所のテレメーター化を実施した。 県では、主な雨量・水位観測局の土木事務所までのテレメーター化を図り、昭和60年度には、この情報を県庁内土木防災情報センターで収集し気象庁情報を加えて、電算処理・ディスプレイ表示できる「静岡県水防システム」(SIPOS)が完成し、昭和61年5月より運用を開始した。 さらに、平成7年度よりシステムの強化と土木情報の一元化をめざし「静岡県土木総合防災情報システム」(SIPOSⅡ)の整備を行い、平成10年度4月からメイン </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	県防災行政無線施設の改良	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図り（静岡県デジタル防災通信システム）、平成27年度から運用を開始した。 防災行政無線の設置場所は資料編Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料編Ⅱ（8-1）のとおりである。 	通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。 	防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料編Ⅱ（8-4）のとおりである。 	気象観測施設の充足整備	<ul style="list-style-type: none"> 県下にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は下表、その設置場所は資料編Ⅱ（5-4-1）のとおりである。 気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所（雨量、気温、風向・風速、日照）17箇所、地域雨量観測所12箇所のテレメーター化を実施した。 県では、主な雨量・水位観測局の土木事務所までのテレメーター化を図り、昭和60年度には、この情報を県庁内土木防災情報センターで収集し気象庁情報を加えて、電算処理・ディスプレイ表示できる「静岡県水防システム」(SIPOS)が完成し、昭和61年5月より運用を開始した。 さらに、平成7年度よりシステムの強化と土木情報の一元化をめざし「静岡県土木総合防災情報システム」(SIPOSⅡ)の整備を行い、平成10年度4月からメイン 	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時(以下「災害時」という。)における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県防災行政無線施設の改良</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図り（静岡県デジタル防災通信システム）、平成27年度から運用を開始した。 防災行政無線の設置場所は資料編Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料編Ⅱ（8-1）のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>通信設備の防災対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。 県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。 </td> </tr> <tr> <td>防災関係機関等相互間の通信手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料編Ⅱ（8-4）のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>気象観測施設の充足整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県下にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は「静岡県水防計画書」(資料編 第13表、第14表)のとおりである。 気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所（雨量、気温、風向・風速、日照）17箇所、地域雨量観測所12箇所のテレメーター化を実施した。 県では、主な雨量・水位観測局の土木事務所までのテレメーター化を図り、昭和60年度には、この情報を県庁内土木防災情報センターで収集し気象庁情報を加えて、電算処理・ディスプレイ表示できる「静岡県水防システム」(SIPOS)が完成し、昭和61年5月より運用を開始した。 さらに、平成7年度よりシステムの強化と土木情報の一元化をめざし「静岡県土木総合防災情報システム」(SIPOSⅡ)の整備を行い、平成10年度4月からメイン </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	県防災行政無線施設の改良	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図り（静岡県デジタル防災通信システム）、平成27年度から運用を開始した。 防災行政無線の設置場所は資料編Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料編Ⅱ（8-1）のとおりである。 	通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。 県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。 	防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料編Ⅱ（8-4）のとおりである。 	気象観測施設の充足整備	<ul style="list-style-type: none"> 県下にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は「静岡県水防計画書」(資料編 第13表、第14表)のとおりである。 気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所（雨量、気温、風向・風速、日照）17箇所、地域雨量観測所12箇所のテレメーター化を実施した。 県では、主な雨量・水位観測局の土木事務所までのテレメーター化を図り、昭和60年度には、この情報を県庁内土木防災情報センターで収集し気象庁情報を加えて、電算処理・ディスプレイ表示できる「静岡県水防システム」(SIPOS)が完成し、昭和61年5月より運用を開始した。 さらに、平成7年度よりシステムの強化と土木情報の一元化をめざし「静岡県土木総合防災情報システム」(SIPOSⅡ)の整備を行い、平成10年度4月からメイン 	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの、防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、文部科学省等〕及び地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p>
区分	内容																						
県防災行政無線施設の改良	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図り（静岡県デジタル防災通信システム）、平成27年度から運用を開始した。 防災行政無線の設置場所は資料編Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料編Ⅱ（8-1）のとおりである。 																						
通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。 																						
防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料編Ⅱ（8-4）のとおりである。 																						
気象観測施設の充足整備	<ul style="list-style-type: none"> 県下にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は下表、その設置場所は資料編Ⅱ（5-4-1）のとおりである。 気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所（雨量、気温、風向・風速、日照）17箇所、地域雨量観測所12箇所のテレメーター化を実施した。 県では、主な雨量・水位観測局の土木事務所までのテレメーター化を図り、昭和60年度には、この情報を県庁内土木防災情報センターで収集し気象庁情報を加えて、電算処理・ディスプレイ表示できる「静岡県水防システム」(SIPOS)が完成し、昭和61年5月より運用を開始した。 さらに、平成7年度よりシステムの強化と土木情報の一元化をめざし「静岡県土木総合防災情報システム」(SIPOSⅡ)の整備を行い、平成10年度4月からメイン 																						
区分	内容																						
県防災行政無線施設の改良	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における情報の収集・伝達を迅速、的確に行うために不可欠な無線通信網を、昭和45年度に全県にわたる防災行政無線システムとして整備した。 その後逐年拡充し、昭和52年以降自動ダイヤル化、移動無線機の整備、高速ファクシミリの導入、中継幹線のマイクロ化等の整備を行ってきた。 昭和59年度に日本赤十字社静岡県支部及び各放送機関に無線局を開局するとともに、災害対策本部の機能強化を図るため統制局の操作機能を一部増設し、本館（現在は別館）4階に無線室を移転した。 平成3～7年度に、衛星系と地上系を総合的有機的に結合させて新防災通信システムを、防災のほか行政面にも有効に活用できる静岡県総合情報ネットワークシステムの一環として整備を行った。 平成23年度から防災行政無線の更新整備を行い、デジタル方式への移行を図り（静岡県デジタル防災通信システム）、平成27年度から運用を開始した。 防災行政無線の設置場所は資料編Ⅱ（8-3）、また、静岡県デジタル防災通信システムの無線局回線構成図は資料編Ⅱ（8-1）のとおりである。 																						
通信設備の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。 県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。 																						
防災関係機関等相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。また、県庁、各地域局等に衛星携帯電話を配備している。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料編Ⅱ（8-4）のとおりである。 																						
気象観測施設の充足整備	<ul style="list-style-type: none"> 県下にある気象観測の施設（「気象業務法」に基づき届出のあったもの。）は「静岡県水防計画書」(資料編 第13表、第14表)のとおりである。 気象庁は地域気象観測システムの整備によって、地域気象観測所（雨量、気温、風向・風速、日照）17箇所、地域雨量観測所12箇所のテレメーター化を実施した。 県では、主な雨量・水位観測局の土木事務所までのテレメーター化を図り、昭和60年度には、この情報を県庁内土木防災情報センターで収集し気象庁情報を加えて、電算処理・ディスプレイ表示できる「静岡県水防システム」(SIPOS)が完成し、昭和61年5月より運用を開始した。 さらに、平成7年度よりシステムの強化と土木情報の一元化をめざし「静岡県土木総合防災情報システム」(SIPOSⅡ)の整備を行い、平成10年度4月からメイン 																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																								
共通 -16	<p>となる河川・海岸情報収集システムの運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> SIPOSⅡの老朽化に伴い、リアルタイム映像監視等の新たな機能を備えた「静岡県土木総合防災情報システム」(SIPOSⅢ)の本格運用を平成22年4月から開始した。 	<p>となる河川・海岸情報収集システムの運用を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> SIPOSⅡの老朽化に伴い、リアルタイム映像監視等の新たな機能を備えた「静岡県土木総合防災情報システム」(SIPOSⅢ)の本格運用を平成22年4月から開始した。 																									
	<p>被災者等への情報伝達手段の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 県及び市町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。 	<p>被災者等への情報伝達手段の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び市町は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む。)の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。 県及び市町は、災害時に孤立が予想される地域について、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。 																									
	(略)	(略)																									
	<p>第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画</p> <p>災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えてヘリコプター及び防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。</p> <p>1 防災ヘリコプターの配備</p> <p>県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成9年度に防災ヘリコプターの運航を開始している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 種</td> <td>レオナルド式 AW139 型</td> </tr> <tr> <td>座 席 数</td> <td>15 席</td> </tr> <tr> <td>全 備 重 量</td> <td>4,542 kg</td> </tr> <tr> <td>最 大 速 度</td> <td>309 km/h</td> </tr> <tr> <td>特 殊 装 置</td> <td>カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツト、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	機 種	レオナルド式 AW139 型	座 席 数	15 席	全 備 重 量	4,542 kg	最 大 速 度	309 km/h	特 殊 装 置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツト、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ	<p>第2節 防災ヘリコプター及び防災資機材整備計画</p> <p>災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えてヘリコプター及び防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。</p> <p>1 防災ヘリコプターの配備</p> <p>県は、防災活動の効果的な実施を図るため、平成9年度に防災ヘリコプターの運航を開始している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 種</td> <td>レオナルド式 AW139 型</td> </tr> <tr> <td>座 席 数</td> <td>14 席</td> </tr> <tr> <td>全 備 重 量</td> <td>6,400 kg</td> </tr> <tr> <td>巡 航 速 度</td> <td>278 km/h</td> </tr> <tr> <td>特 殊 装 置</td> <td>カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツト、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング装置、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	機 種	レオナルド式 AW139 型	座 席 数	14 席	全 備 重 量	6,400 kg	巡 航 速 度	278 km/h	特 殊 装 置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツト、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング装置、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ	諸元の修正
区 分	内 容																										
機 種	レオナルド式 AW139 型																										
座 席 数	15 席																										
全 備 重 量	4,542 kg																										
最 大 速 度	309 km/h																										
特 殊 装 置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツト、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ																										
区 分	内 容																										
機 種	レオナルド式 AW139 型																										
座 席 数	14 席																										
全 備 重 量	6,400 kg																										
巡 航 速 度	278 km/h																										
特 殊 装 置	カーゴフック装置、ホイスト装置、担架装置、拡声・投光装置、消火バケツト、消火タンク、ヘリコプターテレビ電送装置、リペリング装置、接近警報装置、フライトレコーダー、ボイスレコーダー、機外監視カメラ、赤外線カメラ																										
	(略)	(略)																									
共通 -17	<p>第3節 道路鉄道空港等災害防止計画</p> <p>豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道、空港等交通の危険防止を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路交通の災害予防計画</td> <td> <p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む。) ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報 </td> </tr> <tr> <td>鉄 道 の</td> <td>鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	道路交通の災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む。) ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報 	鉄 道 の	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、	<p>第3節 道路鉄道空港等災害防止計画</p> <p>豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道、空港等交通の危険防止を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路交通の災害予防計画</td> <td> <p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む。) ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報 </td> </tr> <tr> <td>鉄 道 の</td> <td>鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	道路交通の災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む。) ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報 	鉄 道 の	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、													
区 分	内 容																										
道路交通の災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む。) ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報 																										
鉄 道 の	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、																										
区 分	内 容																										
道路交通の災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む。) ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報 																										
鉄 道 の	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、																										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																
	<p>災害予防計画 防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <p>ア 安全施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 ・路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 <p>イ 防災体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 <p>ウ 異常気象時における運転の停止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 ・中止等の基準は資料編Ⅱ（10-5）のとおりである。 <p>エ 運行規制の実施状況に関する広報</p>	<p>災害予防計画 防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <p>ア 安全施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 ・路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 <p>イ 防災体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 <p>ウ 異常気象時における運転の停止等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 ・中止等の基準は資料編Ⅱ（10-5）のとおりである。 <p>エ 運行規制の実施状況に関する広報</p>																	
	<p>空 港 の 災害予防計画</p> <p>空港管理者は、航空機事故災害を防止するため、管轄する空港について、次の業務を行う。</p> <p>ア 空港保安管理規程の整備</p> <p>イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。）</p> <p>ウ 異常気象時における離着陸禁止など必要な措置</p>	<p>空 港 の 災害予防計画</p> <p>空港管理者は、航空機事故災害を防止するため、管轄する空港について、次の業務を行う。</p> <p>ア 空港機能管理規程の整備</p> <p>イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。）</p> <p>ウ 異常気象時における離着陸禁止など必要な措置</p>	関係機関からの意見を反映																
共通 -17	<p>第4節 防災知識の普及計画</p> <p>○ 地震等による被害を最小限にとどめるため、県職員をはじめ、県民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。</p> <p>○ また、災害対策関係職員及び県内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育機関</td> <td>防災に関する教育の充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>県及び市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 普及すべき内容</p> <p>防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>普及事項</td> <td> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	教育機関	防災に関する教育の充実に努める。	県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 	普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義	<p>第4節 防災知識の普及計画</p> <p>○ 地震等による被害を最小限にとどめるため、県職員をはじめ、県民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。</p> <p>○ また、災害対策関係職員及び県内住民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育機関</td> <td>防災に関する教育の充実に努める。</td> </tr> <tr> <td>県及び市町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 ・専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>2 普及すべき内容</p> <p>防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>普及事項</td> <td> (1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	教育機関	防災に関する教育の充実に努める。	県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 ・専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 	普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔消防庁、文部科学省、国土交通省、気象庁、国土地理院、林野庁〕及び地方公共団体は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p>
区 分	内 容																		
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。																		
県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 																		
普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義																		
区 分	内 容																		
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。																		
県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 ・専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。 																		
普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 県地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>(5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難場所・避難路等の事前確認の徹底</p> <p>エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等</p> <p>(7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮</p>	<p>(5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底</p> <p>エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動</p> <p>(7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮</p>	<p>(防災基本計画抜粋) ○国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。 ・<u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u> ・<u>安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u> ・<u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について</u> ・<u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> ○国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、<u>専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等</u>により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p>
<p>3 県の実施事項 (1) 県職員等に対する教育 ○県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。</p>	<p>ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 緊急地震速報の意義と受信時に取るべき措置 コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項</p> <p>○カ～クについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。 ○各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。 ○県警察本部は、「静岡県警察震災等警備基本計画」及びこれに基づく警備計画と活動要領により、県教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。</p> <p>(2) 生徒等に対する教育 ○県教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等</p>	<p>3 県の実施事項 (1) 県職員等に対する教育 ○県職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。 ○教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。</p> <p>ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 オ 「静岡県地域防災計画」の内容と県が実施している地震等の防災対策 カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的に取るべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） ク 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ケ 緊急地震速報の意義と受信時に取るべき措置 コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項</p> <p>○カ～クについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。 ○各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。 ○県警察本部は、「静岡県警察震災等警備基本計画」及びこれに基づく警備計画と活動要領により、県教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。</p> <p>(2) 生徒等に対する教育 ○県教育委員会は、公立学校に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等</p>	<p>○カ～クについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。 ○各部局等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。 ○県警察本部は、「静岡県警察震災等警備基本計画」及びこれに基づく警備計画と活動要領により、県教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
<p>の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。</p> <p>○住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。</p> <p>○県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。</p> <p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <p>○県は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>○この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>○3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。</p> <p>○この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p>		<p>の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。</p> <p>○住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。</p> <p>○県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。</p> <p>(3) 県民に対する防災思想の普及</p> <p>○県は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>○この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>○県は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>○3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。</p> <p>○この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災フェロー、ふじのくに防災士その他防災士等の積極的な活用を図る。また、県及び市町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。</p>		<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、文部科学省〕及び地方公共団体は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>「災害時要配慮者支援の手引き」(令和3年4月)の改訂に伴う修正(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国及び地方公共団体は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p>
区分	内容	区分	内容	
一般的な啓発内容	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</p> <p>イ 第4次地震被害想定の内容</p> <p>ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識</p>	一般的な啓発内容	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</p> <p>イ 第4次地震被害想定の内容</p> <p>ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的な知識</p> <p>カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基本的知識</p>	本県で実施している施策の反映
	<p>カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</p> <p>ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</p> <p>ケ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識</p> <p>コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p>シ 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>ス 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p>セ 避難生活に関する知識</p> <p>ソ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</p> <p>タ 安否情報の確認のためのシステム</p> <p>チ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</p> <p>ツ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性</p>		<p>キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</p> <p>ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</p> <p>コ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識</p> <p>サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p>ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え</p> <p>セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p>ソ 避難生活に関する知識</p> <p>タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</p> <p>チ 安否情報の確認のためのシステム</p> <p>ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</p> <p>テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性</p>	
				<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、国土交通省等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧			新			備考
					ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底	<p>すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>○国〔内閣府〕及び地方公共団体は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p>
	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、市町と協力して普及を図る。 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。 		手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、市町と協力して普及を図る。 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。 	
静岡県地震防災センターによる啓発		<ul style="list-style-type: none"> 静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害(以下「地震防災等」という。)に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。 その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。 地震防災等に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。 	静岡県地震防災センターによる啓発		<ul style="list-style-type: none"> 静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害(以下「地震防災等」という。)に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、県民及び自主防災組織等の地震防災等に関する知識の啓発及び意識の高揚を図る。 その際、相談等に応じ適切な助言及び指導を行う。 地震防災等に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供する。 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。 	
静岡県富士山世界遺産センターによる啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県は、静岡県富士山世界遺産センターの展示を通じて、活火山としての富士山の災害リスクを県民等の来館者に啓発する。 	静岡県富士山世界遺産センターによる啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県は、静岡県富士山世界遺産センターの展示を通じて、活火山としての富士山の災害リスクを県民等の来館者に啓発する。 	
ふじのくに地球環境史ミュージアムによる啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示等を通じて、静岡県の地形や自然環境、地震、津波、風水害等の自然災害のリスクを啓発する。 	ふじのくに地球環境史ミュージアムによる啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県は、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示等を通じて、静岡県の地形や自然環境、地震、津波、風水害等の自然災害のリスクを啓発する。 	
伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県は、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害(土砂災害、地震災害、火山災害等)について知識の普及に努める。 ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発 ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発 学校でのジオパーク教育を通じた防災教育 ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用 	伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県は、伊豆半島ジオパーク推進協議会と連携した以下のような取組により、地質災害(土砂災害、地震災害、火山災害等)について知識の普及に努める。 ジオパークの普及活動を通じた地域住民への災害リスク等の啓発 ジオツーリズムを通じた県内外の観光客への啓発 学校でのジオパーク教育を通じた防災教育 ジオパークの運営組織やジオガイドの専門知識の活用 	
社会教育を通じての啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 	社会教育を通じての啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 	
	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する一般的な啓発に準ずる。 その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 		啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> 県民に対する一般的な啓発に準ずる。 その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 	
	手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> 各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 		手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> 各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 	
各種団体を通じての啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 	各種団体を通じての啓発		<ul style="list-style-type: none"> 県は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考								
	<p>・県及び市町は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</p>	<p>・県及び市町は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。</p>									
	<p>自動車運転者に対する啓発</p> <p>・県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。</p> <p>・県は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</p>	<p>自動車運転者に対する啓発</p> <p>・県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、警戒宣言発令時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。</p> <p>・県は、警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</p>									
	<p>防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>	<p>防災上重要な施設管理者に対する教育</p> <p>県は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>									
	<p>相談窓口等</p> <p>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>危機管理部、各地域局</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理部、各地域局	建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）	<p>相談窓口等</p> <p>県は、それぞれの機関において、所管する事項について、県民の地震対策の相談に積極的に応ずる。</p> <table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>危機管理部、各地域局</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理部、各地域局	建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）	
総括的な事項	危機管理部、各地域局										
建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）										
総括的な事項	危機管理部、各地域局										
建物等に関する事項	建築安全推進課、各土木事務所（建築住宅課又は都市計画課）										
共通 -22	<p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難体制</p> <p>市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備</p> <p>市町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所(以下「避難所」という。)を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(1)避難所の指定</p> <p>避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>① 市町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえその管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>② 市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が</p>	<p>(略)</p> <p>第6節 住民の避難体制</p> <p>市町は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。)のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の指定、整備</p> <p>市町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(1)避難所の指定</p> <p>避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>① 市町は、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>② 市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(防災基本計画抜粋) ○地方公共団体は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む</p>								

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧	新	備考
<p>講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>③ 市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>④ 市町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するため、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>⑤ 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(2) 2 次的避難所の整備</p> <p>① 福祉避難所</p> <p>・市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。</p> <p>・市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>・市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>・市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>・市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理</p> <p>(1) 市町</p> <p>市町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>	<p>講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。</p> <p>③ 市町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>④ 市町は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、市町はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、県及び市町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。</p> <p>⑤ 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>(2) 2 次的避難所の整備</p> <p>① 福祉避難所</p> <p>・市町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じ、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市町は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。</p> <p>・市町は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。</p> <p>・市町は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。</p> <p>・市町は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。</p> <p>・市町は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p> <p>4 避難地、避難所等の施設管理</p> <p>(1) 市町</p> <p>市町は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p>	<p><u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u></p> <p>○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u></p> <p>○地方公共団体は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>本県で実施している施策の反映(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>○市町村は、<u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必</u></p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考												
	<p>①避難所の管理者不在時の開設体制 ②避難所を管理するための責任者の派遣 ③災害対策本部との連絡体制 ④自主防災組織、施設管理者との協力体制 また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。 (略)</p> <p>5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないことを強く啓発するものとする。 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。 住民は避難勧告等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 	<p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>①避難所の管理者不在時の開設体制 ②避難所を管理するための責任者の派遣 ③災害対策本部との連絡体制 ④自主防災組織、施設管理者との協力体制 また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。 (略)</p> <p>5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難する必要がないことを強く啓発するものとする。 避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。 住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。 県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、県及び市町の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。 	<p>要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、<u>受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>〇市町村は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害者等の要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定にあたり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。</u> <u>〇市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u> <u>〇避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u> <u>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正（防災基本計画抜粋）</u> <u>〇都道府県・保健所設置市及び特別区の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（都道府県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住</u></p>												
共通 -24	<p>第7節 防災訓練</p> <p>県・市町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、県民の防災意識の高揚及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。 (略)</p>	<p>第7節 防災訓練</p> <p>県・市町における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、県民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。 (略)</p>													
共通 -25	<p>第8節 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>2 推進方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>東海地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。	県	東海地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地	<p>第8節 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>2 推進方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>東海地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。	県	東海地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地	
実施主体	内 容														
市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。														
県	東海地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地														
実施主体	内 容														
市町	地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。														
県	東海地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考																								
	震等の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。		震等の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。	<p>しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>○国及び地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。</p>																								
(略)		(略)																										
6 県、市町の指導及び助成		6 県、市町の指導及び助成																										
区分	内容	区分	内容																									
自主防災組織づくりの推進	県は、地域局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。	自主防災組織づくりの推進	県は、地域局を中心として市町に積極的に協力するとともに、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。																									
防災委員制度	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。 防災委員の任期は3年以上とする。 	防災委員制度	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を委嘱する。 防災委員の任期は3年以上とする。 																									
地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。 県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。 地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 ウ 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力 エ 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援 	地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任・育成する。 県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。 地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 ウ 県又は市町の施策の広報や推進、普及協力 エ 県又は市町に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援 																									
自主防災に関する意識の高揚	<p>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td>市町</td> <td>市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td>防災委員研修</td> <td>市町</td> <td>防災委員</td> <td>防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	実施機関		対象者	目的	自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。	自主防災に関する意識の高揚	<p>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>実施機関</th> <th>対象者</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td>市町</td> <td>市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td>防災委員研修</td> <td>市町</td> <td>防災委員</td> <td>防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	実施機関	対象者	目的	自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。
研修名	実施機関	対象者	目的																									
自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。																									
防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。																									
研修名	実施機関	対象者	目的																									
自主防災組織中核的リーダー研修	市町	市町長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。																									
防災委員研修	市町	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。																									
組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。	組織活動の促進	市町は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、津波避難計画の作成、その他の活動の充実を図る。																									
コミュニティ	市町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の	コミュニティ	市町はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考												
	<p>防災センターの活用</p> <p>事項等について活用する。 ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 イ 警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。 ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</p>	<p>防災センターの活用</p> <p>事項等について活用する。 ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 イ 警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。 ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</p>													
	<p>地域防災活動推進委員会</p> <p>・県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、地域防災活動推進委員会を設ける。 ・推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、「自主防災」新聞による情報提供、提言等により、自主防災組織活性化のための業務を推進する。</p>	<p>地域防災活動推進委員会</p> <p>・県は、自主防災組織の会長等を委員に選任し、地域防災活動推進委員会を設ける。 ・推進委員会は、自主防災組織への助言・指導、「自主防災」新聞による情報提供、提言等により、自主防災組織活性化のための業務を推進する。</p>													
	<p>自主防災組織への助成</p> <p>自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、県及び市町は必要な助成を行う。</p>	<p>自主防災組織への助成</p> <p>自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、県及び市町は必要な助成を行う。</p>													
	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用</p> <p>県及び市町は、当該アプリに搭載した「地域防災力見える化システム」を活用し、地域防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p>本県で実施している施策の反映</p>												
共通-28	<p>(略)</p> <p>第9節 事業所等の自主的な防災活動</p> <p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。</p> <p>ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。 イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。 ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。 エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。 オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。</p>	<p>(略)</p> <p>第9節 事業所等の自主的な防災活動</p> <p>事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。</p> <p>ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。 イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所および関係地域の安全を確保すること。 ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。 エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市町が実施する防災に関する施策へ協力すること。 オ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時からの防災活動の概要</td> <td> ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し </td> </tr> <tr> <td>防災力向上の促進</td> <td>・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	平常時からの防災活動の概要	ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し	防災力向上の促進	・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平常時からの防災活動の概要</td> <td> ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し </td> </tr> <tr> <td>防災力向上の促進</td> <td>・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	平常時からの防災活動の概要	ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し	防災力向上の促進	・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災	
区分	内容														
平常時からの防災活動の概要	ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し														
防災力向上の促進	・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災														
区分	内容														
平常時からの防災活動の概要	ア 防災訓練 イ 従業員等の防災教育 ウ 情報の収集、伝達体制の確立 エ 火災その他災害予防対策 オ 避難対策の確立 カ 救出及び応急救護等 キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 ク 施設及び設備の耐震性の確保 ケ 予想被害からの復旧計画策定 コ 各計画の点検・見直し														
防災力向上の促進	・県及び市町は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考												
	進	<p>訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 県及び市町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 	<p>訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、国のガイドラインや学識経験者の意見を踏まえて作成した「静岡県事業継続計画モデルプラン」をホームページ等で公表するとともに、事業継続計画の策定に積極的な事業所を支援するための情報提供体制等の整備に努めるものとする。 県及び市町は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 県、市町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。 	<p>(防災基本計画抜粋) ○市町村(都道府県)、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</p>												
	事業継続計画 (BCP)の取組	<p>事業所等は事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>事業所等は事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>													
共通 -29	第10節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	<p>市町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。</p> <p>市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。</p>	<p>市町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。</p> <p>市町は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。</p> <p>なお、市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>(防災基本計画抜粋) ○市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p>												
共通 -29	第11節 ボランティア活動に関する計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動の支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「静岡県ボランティア協会」という。)等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動経費の確保</td> <td> <p>大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「静岡県ボランティア協会」という。)等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。 	ボランティア活動経費の確保	<p>大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動の支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「静岡県ボランティア協会」という。)等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動経費の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。 県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランテ </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「静岡県ボランティア協会」という。)等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。 	ボランティア活動経費の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。 県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランテ
区 分	内 容															
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「静岡県ボランティア協会」という。)等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。 															
ボランティア活動経費の確保	<p>大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</p>															
区 分	内 容															
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 県は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「(福)静岡県社会福祉協議会」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「静岡県ボランティア協会」という。)等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。 															
ボランティア活動経費の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。 県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランテ 															

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考												
共通 -29					<p>ィア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。</p>	<p>8月28日付け事務連絡「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」により、災害ボランティアセンターに委託して実施した調整事務が災害救助法の国庫負担の対象となった事に伴う修正</p>												
	第12節 要配慮者支援計画	<p>高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。</p>		<p>第12節 要配慮者支援計画</p> <p>高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。</p>														
	市町の災害時 要配慮者支援 体制	<p>区分</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1"> <tr> <td>行政機関</td> <td>警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</td> </tr> <tr> <td>地域組織</td> <td>自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </table>		行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等		地域組織	自治会、町内会等	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等	<p>区分</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 地域においては、市町のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1"> <tr> <td>行政機関</td> <td>警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</td> </tr> <tr> <td>地域組織</td> <td>自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td> <td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </table>		行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等	地域組織	自治会、町内会等	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等
	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等																
地域組織	自治会、町内会等																	
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等																	
行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等																	
地域組織	自治会、町内会等																	
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等																	
県の要配慮者 支援体制	<p>県は、DCAT（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。</p>		<p>県の要配慮者 支援体制</p> <p>県は、DWAT（災害派遣福祉チーム）及び応援職員（福祉関係職員等）の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。</p>		名称変更													
避難行動要 支援者の把握、 名簿の作成等	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 		<p>避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 市町は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 市町は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 市町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 		<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画につ</p>													

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市町は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>・市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとすよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>・市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>・市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>	<p>いては、<u>避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとすよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>○市町村は、<u>市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>○市町村は、<u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</u></p>
防災訓練	市町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。	市町は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。	
人材の確保	市町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。	市町は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。	
協働による支援	市町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。	市町は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。	
情報伝達	市町は、県と連携し、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。	削除	
(新設)	(新設)	地区防災計画との整合	市町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難支援等関係者等の安全確保	市町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。	避難支援等関係者等の安全確保	市町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
観光客の安全確保	県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。	観光客の安全確保	県は、市町、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、市町が行う観光客への安全対策を促進するものとする。
要配慮者利用	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害	要配慮者利用	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考	
共通 -31	施設における避難確保措置等	に関する具体的計画を作成するものとする。		施設における避難確保措置等	に関する具体的計画を作成するものとする。		
	(略)			(略)			
	第14節 応急住宅		第14節 応急住宅				
	区分	内容		区分	内容		
応急住宅	応急仮設住宅	応急建設住宅	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	建設型 応急住宅	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。		
		応急借上げ住宅	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。		賃貸型 応急住宅	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。	
	公営住宅			公営住宅			
共通 -31	第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画		第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画				
	実施主体	内容		実施主体	内容		
重要施設の管理者	県、市町	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。 県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 		県、市町	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。 県及び市町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。 県及び市町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。 県及び市町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 		
	重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 県、市町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時にお 		重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> 県、市町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。 特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 県、市町及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時にお 		

災害救助法告示の表現に合わせた修正

災害救助法告示の表現に合わせた修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>いても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。 	<p>いても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。 県、市町、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。 	<p>(防災基本計画抜粋) ○国、公共機関、地方公共団体、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
	<p>ライフライン事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。 	<p>ライフライン事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。 	
共通-32	<p>第18節 複合災害対策及び連続災害対策</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。</p>	<p>第18節 複合災害対策及び連続災害対策</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。</p>	
共通-33	<p>第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備</p> <p>県及び市町は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割に</p>	<p>第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備</p> <p>県及び市町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害</p>	<p>(防災基本計画抜粋) ○地方公共団体は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>ついて、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>第20節 災害に強いまちづくり</p> <p>○県及び市町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制、海岸防災林の造成により津波防災機能を果たせること等が、※2の例として森の防潮堤づくり、多自然川づくり等の取組が挙げられる。</p> <p>○県及び市町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</p> <p>○市町は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p>	<p><u>取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国〔農林水産省、国土交通省、環境省〕及び地方公共団体は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。</u></p> <p><u>○国〔国土交通省、内閣府、消防庁〕及び地方公共団体は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考	
共通 -37	第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 組織計画 (略) 1 災害対策組織	第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 組織計画 (略) 1 災害対策組織		
	組織名等	概要		
	静岡県防災会議	<ul style="list-style-type: none"> 編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉(資料編I3)の定めるところによる。 運営は、「静岡県防災会議条例」(昭和37年静岡県条例第42号)(資料編I1)及び「静岡県防災会議運営要領」(昭和37年12月14日静岡県公告)(資料編I2)の定めるところによる。 	<ul style="list-style-type: none"> 編制は、〈静岡県防災会議委員の任命に関する要綱〉(資料編I3)の定めるところによる。 運営は、「静岡県防災会議条例」(昭和37年静岡県条例第42号)(資料編I1)及び「静岡県防災会議運営要領」(昭和37年12月14日静岡県公告)(資料編I2)の定めるところによる。 	
	静岡県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 編制は、〈静岡県災害対策編制図〉及び〈静岡県災害対策本部方面本部編制図〉の定めるところによる。 設置基準は、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、知事はその対策を必要と認めるときである。 運営は、「静岡県災害対策本部条例」(昭和37年静岡県条例第43号)(資料編I4)及び「静岡県災害対策本部運営要領」(昭和37年12月14日施行)(資料編I5)の定めるところによる。 	<ul style="list-style-type: none"> 編制は、〈静岡県災害対策編制図〉及び〈静岡県災害対策本部方面本部編制図〉の定めるところによる。 設置基準は、静岡県災害対策本部運営要領別表共通の1「災害時の配備体制とその基準」のとおり。 運営は、「静岡県災害対策本部条例」(昭和37年静岡県条例第43号)(資料編I4)及び「静岡県災害対策本部運営要領」(昭和37年12月14日施行)(資料編I5)の定めるところによる。 	記載の適正化
	静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は〈風水害対策編〉の定めるところによる。	水防協議会の組織に関し必要な事項は 静岡県水防計画書(第20章第4節) の定めるところによる。	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除
	静岡県水防本部	水防本部の組織に関し必要な事項は〈風水害対策編〉の定めるところによる。 ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。	水防本部体制は、「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、静岡県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。	誤記の訂正
	静岡県警察本部 災害警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は〈第22節 県警察災害警備計画〉の定めるところによる。	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は〈第23節 県警察災害警備計画〉の定めるところによる。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。 本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 標識は、本部活動を円滑に進めるため、標識を定めるものとする。 本部職員の証票は、県職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第2項(強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票)による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。 		
(略)		(略)		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -38	「静岡県災害対策本部編成図」	「静岡県災害対策本部編成図」	静岡県災害対策本部運営要領の改正に伴う修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	共通 -39	旧	新	備考
	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合には、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部員とする。</p>	<p>「静岡県災害対策本部方面本部編成図」</p> <p>※一方面本部管内に同一部局の出先機関が複数ある場合には、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部員とする。</p>	<p>静岡県災害対策本部運営要領の改正に伴う修正</p>	
共通 -40	<p>(略) <危機担当監> 知事戦略局理事兼総務課長、経営管理部総務局長、くらし・環境部政策管理局長、スポーツ・文化観光部政策管理局長、健康福祉部政策管理局長、経済産業部政策管理局長、交通基盤部政策管理局長、出納局次長兼会計課長、企業局参事、教育委員会教育部参事（総括担当）</p>	<p>(略) <危機担当監> 知事戦略局理事兼総務課長、経営管理部総務局長、くらし・環境部政策管理局長、兼総務課長、スポーツ・文化観光部政策管理局長、兼総務課長、健康福祉部政策管理局長、経済産業部政策管理局長、交通基盤部政策管理局長、出納局次長兼会計総務課長、企業局参事、教育委員会教育部理事（総括担当）</p>	<p>組織改編に伴う修正</p>	
共通 -41	<p>(略) 2 職員動員及び配備 ○ 職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。 ○ 本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 ○ 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。 ○ それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</p>	<p>(略) 2 職員動員及び配備 ○ 職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領及び地震防災応急対策要員及び災害対策要員指名要領の定めるところによる。 ○ 本部長、副本部長及び本部員並びに指令部各班員等及び各部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 ○ 方面本部長、副方面本部長及び方面本部員並びに方面本部指令班員及び被害情報等を収集するために市町に派遣する要員並びに方面本部各班員のうち初動体制を確保するために必要な要員は、直ちに方面本部の業務に就く。 ○ それ以外の要員は、その他の要員として、あらかじめ指定された業務に就く。</p>		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧							新							備考
災害対策本部運営要領別表共通の1 「災害時の配備体制とその基準」														
体制 事象	情報収集 体制	警戒体制	特別警戒 体制	災害警戒本 部	災害対策本部		体制 事象	情報収集 体制	警戒体制	特別警戒 体制	災害警戒本 部	災害対策本部		
南海トラフ 地震臨時情 報	南海トラ フ地震臨 時情報(調 査中)	南海トラ フ地震臨 時情報(巨 大地震注 意)	-	南海トラフ 地震臨時情 報(巨大地 震警戒)	-	-	南海トラフ 地震臨時情 報	南海トラ フ地震臨 時情報(調 査中)	南海トラ フ地震臨 時情報(巨 大地震注 意)	-	南海トラフ 地震臨時情 報(巨大地 震警戒)	-	-	
地震、津波、 火山災害	震度4 津波注意 報 気象台情 報に基づ く当番課 長判断	震度5弱 津波警報 伊豆東部 火山群の 地震活動 の見通し に関する 情報	震度5強 噴火警戒 レベル3	噴火警戒レ ベル4	大津波警報 噴火警戒レ ベル5	震度6弱以 上	地震、津波、 火山災害	震度4 津波注意 報 気象台情 報に基づ く当番課 長判断	震度5弱 津波警報 伊豆東部 火山群の 地震活動 の見通し に関する 情報	震度5強 噴火警戒 レベル3	噴火警戒レ ベル4	大津波警報 噴火警戒レ ベル5	震度6弱以 上	
風水害等一 般災害	気象警報 (波浪、津 波を除く) ※1 土砂災害 警戒情報 氾濫警戒 情報 避難準備・ 高齢者等 避難開始・ 避難勧告・ 避難指示 (緊急) 市町災害 対策本部 設置	氾濫危険 情報	洪水予報 河川及び 水位周知 河川にお ける氾濫 発生情報	-	気象特別警 報	-	風水害等一 般災害	気象警報 (波浪、津 波を除く) ※1 土砂災害 警戒情報 氾濫警戒 情報 避難準備・ 高齢者等 避難開始・ 避難勧告・ 避難指示 (緊急) 市町災害 対策本部 設置	氾濫危険 情報	洪水予報 河川及び 水位周知 河川にお ける氾濫 発生情報	-	気象特別警 報	-	
災害による 人的被害	重傷者1 名以上又 は軽傷者 15名以上	死者、行方 不明者の 発生	要救助者 の発生又 は死者、行 方不明者 5名以上	-	-	-	災害による 人的被害	重傷者1 名以上又 は軽傷者 15名以上	死者、行方 不明者の 発生	要救助者 の発生又 は死者、行 方不明者 5名以上	-	-	-	
災害による 住家被害	全壊、半 壊、床上浸 水の発生 又は一部 損壊が10	1市町以 上が災害 救助法1 号適用程 度に達す	1市町以 上が災害 救助法の 適用申請	-	-	-	災害による 住家被害	全壊、半 壊、床上浸 水の発生 又は一部 損壊が10	1市町以 上が災害 救助法1 号適用程 度に達す	1市町以 上が災害 救助法の 適用申請	-	-	-	

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧						新						備考
		戸以上	る見込み					戸以上	る見込み					
その他	停電や交通障害の発生等、県民生活に支障が見込まれ、当番課長が配備の必要を認めるとき	台風の暴風域に入る確率が高く、日中に配備を開始する場合等、当番危機管理監代理が配備の必要を認めるとき	大規模な停電や交通障害の発生等、県民生活に重大な支障が見込まれ、危機管理監が配備の必要を認めるとき	気象特別警報の発表の予告	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	-	その他	停電や交通障害の発生等、県民生活に支障が見込まれ、当番課長が配備の必要を認めるとき	台風の暴風域に入る確率が高く、日中に配備を開始する場合等、当番危機管理監代理が配備の必要を認めるとき	大規模な停電や交通障害の発生等、県民生活に重大な支障が見込まれ、危機管理監が配備の必要を認めるとき	気象特別警報の発表の予告	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	-	
配備の内容	関係所属による情報収集及び連絡活動を主とした体制	事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制（参集後、状況に応じてローテーションに移行）	全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制	全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制（災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う）		配備の内容	関係所属による情報収集及び連絡活動を主とした体制	事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制	全庁的な情報共有体制を強化、必要な災害対策を準備実施するとともに、速やかに災害対策本部に移行できる体制（参集後、状況に応じてローテーションに移行）	全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制	全庁的な情報共有体制のもと、直ちに全庁的な災害応急対策を実施する体制（災害の状況に応じ、適宜体制の拡大等を行う）		
配備課等	危機管理部当番 交通基盤部当番 地域局当番※2等	危機管理部要員 交通基盤部要員 各一部局危機管理担当課 地域局当番※2等	危機担当監 危機管理部全員 交通基盤部要員 各一部局危機管理担当課 地域局要員※3等	知事・副知事 本部員 危機担当監 危機管理部全員 交通基盤部要員 各一部局危機管理担当課 地域局要員※3等	知事・副知事 本部員 危機担当監 本部指令部※5 方面本部要員※4 道路、医療、物資等担当部局等	全職員参集	配備課等	危機管理部当番 交通基盤部当番 地域局当番※3等	危機管理部要員 交通基盤部要員 各一部局危機管理担当課 地域局当番※3等	危機担当監 危機管理部全員 交通基盤部要員 各一部局危機管理担当課 地域局要員※4等	知事・副知事 本部員 危機担当監 危機管理部全員 交通基盤部要員 各一部局危機管理担当課 地域局要員※4等	知事・副知事 本部員 危機担当監 本部指令部※6 方面本部要員※5 道路、医療、物資等担当部局等		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																		
共通 -42	<p>※1 交通基盤部の配備体制については、大雨・洪水・高潮の各注意報、波浪警報のいずれかが県下に発表されたとき。</p> <p>※2 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。</p> <p>※3 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p> <p>※4 地震災害以外の場合、指示により参集する。</p> <p>※5 危機管理部以外の職員は、指示により参集する。</p> <p>・風水害における交通基盤部の配備体制は、水防計画における水防配備基準を優先適用するが、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。</p> <p>・地域局における配備基準は、特別警戒体制以下の場合、管内で発生した事象において適用する。</p> <p>・その他、多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他知事が指示したときは、状況に応じて必要な体制を執る。</p> <p>・空港振興局は、「南海トラフ地震臨時情報」、「地震災害」、「風水害等一般災害」を対象として配備体制を執る。このうち、「風水害等一般災害」は、当該事象が島田市又は牧之原市に発生し、且つ、特に被害が予想される場合（台風の進路に当たる場合など）とする。</p>	<p>※1 交通基盤部の配備体制については、大雨・洪水・高潮の各注意報、波浪警報のいずれかが県下に発表されたとき。</p> <p>※2 「高齢者等」とは、避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある方等、及びその人の避難を支援する者のことをいう。以下同じ。</p> <p>※3 賀茂地域局については、賀茂方面本部指令班員のうち、下田財務事務所職員を含む。</p> <p>※4 必要により、地域局は関係所属と調整のうえ、方面本部指令班員を動員することができる。</p> <p>※5 指示により参集する。</p> <p>※6 危機管理部以外の職員は、指示により参集する。</p> <p>・風水害における交通基盤部の配備体制は、水防計画における水防配備基準を優先適用するが、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部に統合される。</p> <p>・地域局における配備基準は、特別警戒体制以下の場合、管内で発生した事象において適用する。</p> <p>・その他、多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他知事が指示したときは、状況に応じて必要な体制を執る。</p> <p>・空港振興局は、「南海トラフ地震臨時情報」、「地震災害」、「風水害等一般災害」を対象として配備体制を執る。このうち、「風水害等一般災害」は、当該事象が島田市又は牧之原市に発生し、且つ、特に被害が予想される場合（台風の進路に当たる場合など）とする。</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p> <p>静岡県災害対策本部運営要領の改正に伴う修正</p>																		
	<p>第3節 応援計画</p> <p>知事が応援を指示もしくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図る。</p>	<p>第3節 応援計画</p> <p>知事が応援を指示もしくは命令し、又は要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図る。</p>																			
	<p>1 応援の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援の時期</td> <td colspan="2"> <p>知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>応援動員対象者</td> <td> <p>ア 県職員</p> <p>イ 市町職員（消防団員を含む）</p> <p>ウ 警察官</p> <p>エ 自衛官</p> <p>オ 海上保安官</p> </td> <td> <p>カ 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>キ 保健師、助産師又は看護師</p> <p>ク 土木技術者又は建築技術者</p> <p>ケ 大工、左官又はとび職</p> <p>コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		応援の時期	<p>知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p>		応援動員対象者	<p>ア 県職員</p> <p>イ 市町職員（消防団員を含む）</p> <p>ウ 警察官</p> <p>エ 自衛官</p> <p>オ 海上保安官</p>	<p>カ 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>キ 保健師、助産師又は看護師</p> <p>ク 土木技術者又は建築技術者</p> <p>ケ 大工、左官又はとび職</p> <p>コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p>	<p>1 応援の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援の時期</td> <td colspan="2"> <p>知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td>応援動員対象者</td> <td> <p>ア 県職員</p> <p>イ 市町職員（消防団員を含む）</p> <p>ウ 警察官</p> <p>エ 自衛官</p> <p>オ 海上保安官</p> </td> <td> <p>カ 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>キ 保健師、助産師又は看護師</p> <p>ク 土木技術者又は建築技術者</p> <p>ケ 大工、左官又はとび職</p> <p>コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		応援の時期	<p>知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>		応援動員対象者	<p>ア 県職員</p> <p>イ 市町職員（消防団員を含む）</p> <p>ウ 警察官</p> <p>エ 自衛官</p> <p>オ 海上保安官</p>	<p>カ 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>キ 保健師、助産師又は看護師</p> <p>ク 土木技術者又は建築技術者</p> <p>ケ 大工、左官又はとび職</p> <p>コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p>	<p>（防災基本計画抜粋）</p> <p>○国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p>
	区 分	内 容																			
応援の時期	<p>知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p>																				
応援動員対象者	<p>ア 県職員</p> <p>イ 市町職員（消防団員を含む）</p> <p>ウ 警察官</p> <p>エ 自衛官</p> <p>オ 海上保安官</p>	<p>カ 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>キ 保健師、助産師又は看護師</p> <p>ク 土木技術者又は建築技術者</p> <p>ケ 大工、左官又はとび職</p> <p>コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p>																			
区 分	内 容																				
応援の時期	<p>知事が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる市町長からの要請に基づき知事が必要と認めたときに実施する。</p> <p>県は、被災市町に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p>																				
応援動員対象者	<p>ア 県職員</p> <p>イ 市町職員（消防団員を含む）</p> <p>ウ 警察官</p> <p>エ 自衛官</p> <p>オ 海上保安官</p>	<p>カ 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>キ 保健師、助産師又は看護師</p> <p>ク 土木技術者又は建築技術者</p> <p>ケ 大工、左官又はとび職</p> <p>コ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者</p>																			
<p>2 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、市町職員の応援</td> <td> <p>(1) 救助作業隊</p> <p>・県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県、市町職員の応援	<p>(1) 救助作業隊</p> <p>・県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。</p>	<p>2 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、市町職員の応援</td> <td> <p>(1) 救助作業隊</p> <p>・県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県、市町職員の応援	<p>(1) 救助作業隊</p> <p>・県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。</p>												
区 分	内 容																				
県、市町職員の応援	<p>(1) 救助作業隊</p> <p>・県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。</p>																				
区 分	内 容																				
県、市町職員の応援	<p>(1) 救助作業隊</p> <p>・県の派遣能力は資料編Ⅱ（11-1-1）＜県救助作業隊応援動員計画表＞に掲げる最大限とする。</p>																				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧	新	備考												
<ul style="list-style-type: none"> 県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ（11-1-2）＜救助作業隊服務要綱＞によるものとする。 県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 <p>(2)技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援職員計画表＞のとおりとする。 県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援職員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 県職員を派遣する場合の作業内容、隊編成、指揮命令系統等その他必要事項については、資料編Ⅱ（11-1-2）＜救助作業隊服務要綱＞によるものとする。 県及び市町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 <p>(2)技術職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の技術者の現況応援職員数は資料編Ⅱ（11-1-3）＜県技術職員応援職員計画表＞のとおりとする。 県の技術職員の派遣は、派遣される職員個人の技術、経験等に期待するものであって、救助作業隊の応援職員のように応急措置の初期段階で即座に派遣しうるものではなく、応急復旧の段階に至り、公共団体相互の協力援助に関する措置として求め得るものである。 県及び市町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 													
<p>消防団の応援職員要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 応援職員要請は原則として、当該消防団を管理する市町長に対して下記事項により行う。 <table border="1" data-bbox="409 867 1142 982"> <tr> <td>ア 応援職員規模</td> <td>エ 装具等</td> </tr> <tr> <td>イ 期間</td> <td>オ 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>ウ 作業内容及び作業場所</td> <td>カ その他必要と認める事項</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 応援職員能力は資料編Ⅱ（11-2）＜消防団員数一覧表＞に掲げるとおりである。 なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。 動員派遣中の消防団に対する指揮系統は原則として、当該派遣先の市町長の下におき、それによることが不可能又は困難な場合もしくは適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。 	ア 応援職員規模	エ 装具等	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項	<p>消防団の応援職員要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 応援職員要請は原則として、当該消防団を管理する市町長に対して下記事項により行う。 <table border="1" data-bbox="1587 867 2320 982"> <tr> <td>ア 応援職員規模</td> <td>エ 装具等</td> </tr> <tr> <td>イ 期間</td> <td>オ 集合時間及び集合場所</td> </tr> <tr> <td>ウ 作業内容及び作業場所</td> <td>カ その他必要と認める事項</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 応援職員能力は資料編Ⅱ（11-2）＜消防団員数一覧表＞に掲げるとおりである。 なお、災害の状況により、段階的に応援派遣を行う。 動員派遣中の消防団に対する指揮系統は原則として、当該派遣先の市町長の下におき、それによることが不可能又は困難な場合もしくは適当でない場合は、その都度知事が指示するものとする。 	ア 応援職員規模	エ 装具等	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項	
ア 応援職員規模	エ 装具等													
イ 期間	オ 集合時間及び集合場所													
ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項													
ア 応援職員規模	エ 装具等													
イ 期間	オ 集合時間及び集合場所													
ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項													
<p>警察官の応援職員要請</p> <p>警察官の応援職員を必要とする場合は、警察本部長に対し出動を要請する。</p>	<p>警察官の応援職員要請</p> <p>警察官の応援職員を必要とする場合は、警察本部長に対し出動を要請する。</p>													
<p>自衛隊の派遣要請</p> <p>自衛隊の派遣に関し必要な事項は＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞の定めるところによるものとする。</p>	<p>自衛隊の派遣要請</p> <p>自衛隊の派遣に関し必要な事項は＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞の定めるところによるものとする。</p>													
<p>海上保安庁に対する支援要請</p> <p>海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞の定めるところによるものとする。</p>	<p>海上保安庁に対する支援要請</p> <p>海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は＜第28節 海上保安庁に対する支援要請計画＞の定めるところによるものとする。</p>													
<p>医療助産関係者の応援職員要請（従事命令を含む）</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援職員に関し必要な事項は＜第13節 医療・助産計画＞の定めるところによるものとする。</p>	<p>医療助産関係者の応援職員要請（従事命令を含む）</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援職員に関し必要な事項は＜第13節 医療・助産計画＞の定めるところによるものとする。</p>													
<p>土木業者、建設業者及び技術者等の応援職員要請（従事命令を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援職員対象業者又は個人に直接、行うものとする。 応援職員の範囲及び応援職員能力は資料編Ⅱ（11-3）＜県内建設業者応援職員計画表＞に掲げるところにより行うものとする。 応援職員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、 	<p>土木業者、建設業者及び技術者等の応援職員要請（従事命令を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援職員対象業者又は個人に直接、行うものとする。 応援職員の範囲及び応援職員能力は資料編Ⅱ（11-3）＜県内建設業者応援職員計画表＞に掲げるところにより行うものとする。 応援職員の派遣中の指揮は原則として、当該派遣先の市町長が行うものとし、 													

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。		それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。	
関係機関等への協力要請	<p>(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第 29 条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。</p> <p>ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>(2) 法第 30 条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項</p> <p>(3) 法第 70 条第 3 項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</p> <p>(4) 法第 74 条の 3 の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p>	関係機関等への協力要請	<p>(1) 災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第 29 条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。</p> <p>ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣について必要な事項</p> <p>(2) 法第 30 条の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項</p> <p>(3) 法第 70 条第 3 項の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長等に対し、応急措置の実施を要請することができる。</p> <p>(4) 法第 74 条の 3 の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関の長に対し、応援を求め又は災害応急対策の実施を要請することができる。</p>	
消防庁、他都県への応援要請	被災者を迅速に救助するため必要な場合には<第 33 節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。	消防庁、他都県への応援要請	被災者を迅速に救助するため必要な場合には<第 33 節 突発的災害にかかる応急対策計画>1(3)「各機関への要請」に定めるところにより消防庁、他都県に応援を要請する。	
受入体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者の設置や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 県及び市町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 	受入体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 県は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員派遣先の市町長と協議して、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 応援動員を受ける市町長は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 県及び市町は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 県及び市町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 	(防災基本計画抜粋) ○地方公共団体は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考								
共通 -44	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。</p> <p>(1) 県、市町間の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達は、災害対策本部と方面本部、方面本部と市町災害対策本部各相互のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 情報活動の緊密化のため警察署は、方面本部及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、方面本部も市町災害対策本部に職員を派遣する。 <p>(2) 報道機関との連携</p> <p>日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。</p> <p>(3) 情報活動の迅速的確化</p> <p>災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)に定める。</p> <p>基 本 方 針</p> <p>(4) 国の緊急災害対策本部(又は非常災害対策本部)との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急災害対策本部(又は非常災害対策本部)に対する報告、要請等は災害対策本部において取りまとめて実施する。 県に緊急災害現地対策本部(又は非常災害現地対策本部)が設置された場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。 <p>(5) 指定行政機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は指定行政機関及び指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 <p>(6) 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者等を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 <p>(7) 情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。 	<p>第4節 通信情報計画</p> <p>情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。</p> <p>(1) 県、市町間の緊密化</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集及び伝達は、災害対策本部と方面本部、方面本部と市町災害対策本部各相互のルートの基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 情報活動の緊密化のため警察署は、方面本部及び市町災害対策本部に警察官を派遣するものとし、方面本部も市町災害対策本部に職員を派遣する。 <p>(2) 報道機関との連携</p> <p>日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。</p> <p>(3) 情報活動の迅速的確化</p> <p>災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)に定める。</p> <p>基 本 方 針</p> <p>(4) 国の緊急災害対策本部(又は非常災害対策本部)との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急災害対策本部(又は非常災害対策本部)に対する報告、要請等は災害対策本部において取りまとめて実施する。 県に緊急災害現地対策本部(又は非常災害現地対策本部)が設置された場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。 <p>(5) 指定行政機関等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は指定行政機関及び指定公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 <p>(6) 防災関係機関相互の連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者等を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 県、市町及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである SIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク)に集約できるよう努めるものとする。 <p>(7) 情報伝達体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 県、市町、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。 	<p>等の執務スペースの確保を行うものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><u>○国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、地方公共団体は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p>「応急対策職員派遣制度に関する要綱」(令和3年2月19日改正)を踏まえた修正</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムである SIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク: Shared Information Platform for Disaster Management))に集約できるよう努めるものとする。</p>								
共通 -45	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周</td> <td>・国(気象庁)から伝達される気象、地象及び水象に関する情報(以下、「気象等情報」という。)は災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部)で受理する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周	・国(気象庁)から伝達される気象、地象及び水象に関する情報(以下、「気象等情報」という。)は災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部)で受理する。	<p>1 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周</td> <td>・国(気象庁)から伝達される気象、地象及び水象に関する情報(以下、「気象等情報」という。)は災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部)で受理する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周	・国(気象庁)から伝達される気象、地象及び水象に関する情報(以下、「気象等情報」という。)は災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部)で受理する。	
区 分	内 容										
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周	・国(気象庁)から伝達される気象、地象及び水象に関する情報(以下、「気象等情報」という。)は災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部)で受理する。										
区 分	内 容										
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周	・国(気象庁)から伝達される気象、地象及び水象に関する情報(以下、「気象等情報」という。)は災害対策本部(災害対策本部設置前においては警戒本部又は危機管理部)で受理する。										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考								
知	<ul style="list-style-type: none"> 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料編Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ（5-2-3）、津波対策編（第3章第2節1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編（Ⅰ第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1、資料編Ⅱ（5-3-8））による。 必要に応じて静岡地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。 静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合や火山噴火等で、静岡地方気象台と共同で発表する、土砂災害警戒情報の発表基準を見直す必要があると考えられた場合、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用するものとする。 なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策編＞の定めるところによる。 	知	<ul style="list-style-type: none"> 市町及び防災関係機関に対する気象等情報の伝達は防災行政無線を中心に行う。 気象等情報は報道機関の協力を得て、県民に周知徹底を図る。 気象等の予報及び警報の種類と発表基準は、資料編Ⅱ（5-3-1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-2、5-3-5）、土砂災害警戒情報の発表については、資料編Ⅱ（5-3-3）、その伝達については資料編Ⅱ（5-3-4）、地震動警報（緊急地震速報）、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波情報の種類は、資料編Ⅱ（5-2-3）、津波対策編（第3章第2節1）、その伝達経路は資料編Ⅱ（5-3-6、5-3-8）、噴火警報・予報の発表基準は火山災害対策編（Ⅰ第1章第1節5、Ⅱ第1章第2節）、その伝達経路は（Ⅰ第3章第1節、Ⅱ第3章第1、資料編Ⅱ（5-3-8））による。 必要に応じて静岡地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。 静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合や火山噴火等で、静岡地方気象台と共同で発表する、土砂災害警戒情報の発表基準を見直す必要があると考えられた場合、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用するものとする。 なお、水防予警報の収集及び伝達については＜風水害対策編＞の定めるところによる。 									
被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集、伝達	<p>収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部局等を「情報広報実施要領」にあらかじめ定める。</p> <p>なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 緊所要請事項 イ 被害状況 ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況 エ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況 オ 交通規制等道路交通状況 カ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況 キ 避難状況 ク 緊急輸送実施状況 ケ 自衛隊活動状況 コ 災害拠点病院及び救護病院の活動状況 	被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集、伝達	<p>収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部局等を「情報広報実施要領」にあらかじめ定める。</p> <p>なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 緊所要請事項 イ 被害状況 ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況 エ 市町及び防災関係機関の災害応急対策実施状況 オ 交通規制等道路交通状況 カ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況 キ 避難状況 ク 緊急輸送実施状況 ケ 自衛隊活動状況 コ 災害拠点病院及び救護病院の活動状況 									
情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1"> <tr> <td>計測機器による収集</td> <td>本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td>航空偵察による収集</td> <td>県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。</td> </tr> </table>	計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。	航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。	情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集及び伝達は、防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットメール等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。</p> <table border="1"> <tr> <td>計測機器による収集</td> <td>本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td>航空偵察による収集</td> <td>県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。</td> </tr> </table>	計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。	航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。	
計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。											
航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。											
計測機器による収集	本庁、総合庁舎、水産試験場富士養鱒場及び市町等に設置した計測震度計や雨量計、水位計等により、震度情報や降雨量等の情報収集を行う。											
航空偵察による収集	県（災害対策本部）は、大規模災害発生後、直ちに防災ヘリコプターや無人航空機による偵察の活用及び自衛隊等の支援を得て航空偵察により被害概況を収集する。											

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>職員派遣による収集</p> <p>ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</p> <p>イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対して別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況の情報の収集を要請する。</p> <p>参集途上の職員による収集</p> <p>防炎関係機関からの収集</p> <p>その他留意事項</p>		<p>職員派遣による収集</p> <p>ア 方面本部は大規模災害発生後、直ちに職員を市町に派遣し、市町より被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</p> <p>イ 公共土木施設等の被害状況等の情報の収集 公共土木施設等の管理者は、あらかじめ定める計画に基づき、現地に職員を派遣し道路、港湾、漁港及び空港等の被害状況の情報を収集する。 なお、職員の派遣が困難の場合は、建設業協会等に対して別に定める協定に基づき、公共土木施設の被害状況の情報の収集を要請する。</p> <p>参集途上の職員による収集</p> <p>防炎関係機関からの収集</p> <p>その他留意事項</p>	
市町からの報告	<p>ア 被害速報（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編Ⅱ（7-1）に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、資料編Ⅱ（7-2）＜被害速報（随時）＞により、当該市町を管轄する方面本部長（地域局長）を経て、本部長（知事）に報告する。 被害規模を早期に把握するため、市町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長（地域局長）に報告する。 方面本部長（地域局長）に連絡がつかない場合は本部長（知事）に、本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、本部長（知事）及び方面本部長（地域局長）にも報告する。 <p>イ 定時報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 方面本部長（地域局長）は資料編Ⅱ（7-3）＜被害状況集計表＞により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長（知事）に報告するものとする。 収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編Ⅱ（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により把握しておくものとする。 <p>ウ 確定報告</p> <p>市町長は、被害状況確定後速やかに資料編Ⅱ（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により方面本部長（地域局長）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。</p>	市町からの報告	<p>ア 被害速報（随時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編Ⅱ（7-1）に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、資料編Ⅱ（7-2）＜被害速報（随時）＞により、当該市町を管轄する方面本部長（地域局長）を経て、本部長（知事）に報告する。 被害規模を早期に把握するため、市町長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し方面本部長（地域局長）に報告する。 方面本部長（地域局長）に連絡がつかない場合は本部長（知事）に、本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、本部長（知事）及び方面本部長（地域局長）にも報告する。 <p>イ 定時報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 方面本部長（地域局長）は資料編Ⅱ（7-3）＜被害状況集計表＞により、市町長から定時の被害状況を収集するものとし、その結果を速やかに本部長（知事）に報告するものとする。 収集時間は、災害発生の都度定めるものとするが、市町長はその定められた時間には、可能な限り最新の被害状況を資料編Ⅱ（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により把握しておくものとする。 <p>ウ 確定報告</p> <p>市町長は、被害状況確定後速やかに資料編Ⅱ（7-4）＜災害定時及び確定報告書＞により方面本部長（地域局長）を経由して、本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。</p>	
内閣総理大臣に対する報告	<p>ア 法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、</p> <p>① 県が災害対策本部を設置した災害</p>	内閣総理大臣に対する報告	<p>ア 法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告すべき災害は、</p> <p>① 県が災害対策本部を設置した災害</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																		
	<p>② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。</p> <p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。</p> <p>交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。</p> <p>把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。</p> <p>ウ 市町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。</p> <p>エ 内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。</p> <p>平成7年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。</p> <p>(消防庁応急対策室)</p> <table border="1" data-bbox="430 1003 1210 1123"> <thead> <tr> <th></th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (9:30~18:15)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 報告は次の基準に該当するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの</p> <p>b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの</p> <p>c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの</p> <p>d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの</p> <p>e 災害による被害が当初は軽微であっても、今後a～dの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの</p> <p>f 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上を記録したもの</p> <p>g その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの</p> </div> <p>なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。</p>		電 話	F A X	平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553	<p>② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。</p> <p>イ 大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。</p> <p>交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。</p> <p>把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。</p> <p>ウ 市町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じて行うものとする。</p> <p>エ 内閣総理大臣への報告は、県からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。</p> <p>平成7年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。</p> <p>(消防庁応急対策室)</p> <table border="1" data-bbox="1608 1003 2389 1123"> <thead> <tr> <th></th> <th>電 話</th> <th>F A X</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日 (9:30~18:15)</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>03-5253-7777</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 報告は次の基準に該当するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a 「災害救助法」の適用基準に合致するもの</p> <p>b 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの</p> <p>c 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの</p> <p>d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの</p> <p>e その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの</p> <p>f 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの</p> </div> <p>なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を県から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。</p>		電 話	F A X	平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537	上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553	<p>備考</p> <p>「火災・災害等即報要領」の記載内容と整合を図る。</p>
	電 話	F A X																			
平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537																			
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553																			
	電 話	F A X																			
平日 (9:30~18:15)	03-5253-7527	03-5253-7537																			
上記以外	03-5253-7777	03-5253-7553																			
<p>国・防災関係機関への要請等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国に対する被害状況の画像情報等及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から中央防災無線等により行う。 防災関係機関に対し、県災害対策本部から必要な措置の要請を行う。 県は、国が主催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被 	<ul style="list-style-type: none"> 国に対する被害状況の画像情報等及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、災害対策本部から中央防災無線等により行う。 防災関係機関に対し、県災害対策本部から必要な措置の要請を行う。 県は、国が主催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被 																			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考									
共通 -47		災市町等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。	災市町等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。	災市町等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。	災市町等を通じて把握した被災地の状況等を共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。										
	県防災会議に対する報告	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、県防災会議に報告するものとする。										
	2 市町		2 市町		2 市町										
	区分	内容		区分	内容										
	気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、市町災害対策本部(災害対策本部設置前においては、市町警戒本部、もしくは防災担当課)において受理する。 気象等情報は、同時通報用無線、有線放送、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。 		気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	<ul style="list-style-type: none"> 県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、市町災害対策本部(災害対策本部設置前においては、市町警戒本部、もしくは防災担当課)において受理する。 気象等情報は、同時通報用無線、有線放送、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。 										
	災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 地域派遣市町職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況 イ 避難の勧告・指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況 キ 避難生活の状況 ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ケ 応急給水状況 コ 観光客等の状況 		災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 地域派遣市町職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況 キ 避難生活の状況 ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ケ 応急給水状況 コ 観光客等の状況 		<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>								
情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>職員派遣による収集</td> <td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織等を通じた収集</td> <td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> </table>		職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	情報収集方法等	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>職員派遣による収集</td> <td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織等を通じた収集</td> <td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> </table>		職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。		
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。														
自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。														
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。														
自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
		参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。	
	県等への報告・要請	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を県に報告する。 「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。 ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、災害対策本部にも報告する。 情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 市町の災害応急対策実施状況 消防機関への通報が殺到した場合及び当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。 		<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を県に報告する。 「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。 ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、災害対策本部にも報告する。 情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 市町の災害応急対策実施状況 消防機関への通報が殺到した場合及び当該市町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。 		
	(略)					
共通 -54	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>1 避難誘導</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、市町長は防災関係機関と連携し、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、市町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。</p> <p>住民は、避難勧告等が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報</p> <p>市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があ</p>	<p>第7節 避難救出計画</p> <p>1 避難誘導</p> <p>災害から住民の安全を確保するため、市町長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、市町は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。</p> <p>住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。</p> <p>(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があ</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)</p>			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																								
共通 -54	<p>ると認める場合は、避難勧告等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p>また、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>①避難勧告により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p>	<p>ると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p> <p>また、県は、時機を失することなく避難情報が発令されるよう、市町に積極的に助言する。</p> <p>①避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動</p>	<p>を踏まえた修正</p>																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル 1</td> <td>早期注意情報(警報級の可能性) (気象庁が発表)</td> <td></td> <td>・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 2</td> <td>大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)</td> <td>・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意) ・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)</td> <td>・ハザードマップ等により災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始(市町長が発令)</td> <td>・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)</td> <td>危険な場所から高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難地へ立退き避難することが強く望まれる。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 4</td> <td>避難勧告、避難指示(緊急) (市町長が発令)</td> <td>・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※1</td> <td>危険な場所から全員避難 ○避難地等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した避難地へ速やかに立退き避難する。 ・避難地への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・安全な場所にいる人は、避難する必要</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル 1	早期注意情報(警報級の可能性) (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	・ハザードマップ等により災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始 (市町長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	危険な場所から高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難地へ立退き避難することが強く望まれる。	警戒レベル 4	避難勧告、避難指示(緊急) (市町長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※1	危険な場所から全員避難 ○避難地等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した避難地へ速やかに立退き避難する。 ・避難地への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・安全な場所にいる人は、避難する必要	<table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>行動を住民等に促す情報</th> <th>住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)</th> <th>住民等がとるべき行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル 1</td> <td>早期注意情報(警報級の可能性)※1 (気象庁が発表)</td> <td></td> <td>・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 2</td> <td>大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)</td> <td>・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)</td> <td>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 3</td> <td>高齢者等避難 (市町長が発令)</td> <td>・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒) ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2</td> <td>危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル 4</td> <td>避難指示 (市町長が発令)</td> <td>・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(非常に危険) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(極めて危険) ・高潮特別警報※3 ・高潮警報※3</td> <td>危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル 1	早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意) ・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)	・ハザードマップ等により 自宅・施設等の 災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を 再確認するとともに 、避難情報の把握手段を 再確認・注意する など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル 3	高齢者等避難 (市町長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒) ・ 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2	危険な場所から高齢者等避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、この タイミングで自主的に避難することが望ましい。	警戒レベル 4	避難指示 (市町長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(非常に危険) ・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(極めて危険) ・ 高潮特別警報※3 ・ 高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。	<p>「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえた修正</p>
	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動																																							
	警戒レベル 1	早期注意情報(警報級の可能性) (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																																							
	警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	・ハザードマップ等により災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。																																							
警戒レベル 3	避難準備・高齢者等避難開始 (市町長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	危険な場所から高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難地へ立退き避難することが強く望まれる。																																								
警戒レベル 4	避難勧告、避難指示(緊急) (市町長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・ 土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・ 土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※1	危険な場所から全員避難 ○避難地等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した避難地へ速やかに立退き避難する。 ・避難地への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・安全な場所にいる人は、避難する必要																																								
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動																																								
警戒レベル 1	早期注意情報(警報級の可能性) ※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																																								
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布(注意) ・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)	・ハザードマップ等により 自宅・施設等の 災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を 再確認するとともに 、避難情報の把握手段を 再確認・注意する など、避難に備え自らの避難行動を確認する。																																								
警戒レベル 3	高齢者等避難 (市町長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒) ・ 高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報※2	危険な場所から高齢者等避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じて、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、この タイミングで自主的に避難することが望ましい。																																								
警戒レベル 4	避難指示 (市町長が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(非常に危険) ・ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(極めて危険) ・ 高潮特別警報※3 ・ 高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。																																								
		<p>関係機関からの意見を反映</p>																																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧				新				備考
			<p>はない。</p> <p><市町から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。</p> <p>・避難地への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。</p> <p>・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>				<p>・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。</p>	
警戒レベル 5	<p>災害発生情報 (市町長が発令)</p>	<p>・氾濫発生情報</p> <p>・(大雨特別警報(浸水害))※2</p> <p>・(大雨特別警報(土砂災害))※2</p>	<p>災害発生</p> <p>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</p> <p>・市町が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	警戒レベル 5	<p>緊急安全確保 (市町長が発令)</p>	<p>・氾濫発生情報</p> <p>・(大雨特別警報(浸水害))※4</p> <p>・(大雨特別警報(土砂災害))※4</p> <p>・高潮氾濫発生情報※5</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <p>・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。</p>	
<p>注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみ発令する。</p> <p>注2 市町長は、住民に対して避難勧告等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p> <p>注3 市町長が発令する避難勧告等は、市町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。</p> <p>注4 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>注5 ※1土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。</p>				<p>注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。</p> <p>注2 市町長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</p> <p>注3 市町長が発令する避難情報は、市町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。</p> <p>注4 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>注5 「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p> <p>注7 ※3の高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮特別警報として発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられてい</p>				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
<p>共通 -55</p>	<p>注6 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。</p> <p>② 実施者 ア 災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告</p> <p>a 市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市町長に代わって行う（法第60条）。</p> <p>b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。</p> <p>c 警察官、海上保安官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。</p> <p>d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。</p> <p>e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。</p> <p>f 市町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</p> <p>g 市町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示（緊急）や避難勧告を実施する。</p> <p>イ 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令・伝達 市町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報</p>	<p>る。</p> <p>注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。</p> <p>注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。</p> <p>② 実施者 ア 緊急安全確保、避難指示</p> <p>a 市町長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。</p> <p>知事は、市町が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市町長に代わって行う（法第60条）。</p> <p>b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。</p> <p>c 警察官、海上保安官は、市町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。</p> <p>d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。</p> <p>e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。</p> <p>f 市町長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</p> <p>g 市町長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。</p> <p>イ 「高齢者等避難」の発令・伝達 市町長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -57	<p>の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令・伝達する。 (略)</p> <p>3 避難所の開設・運営等 (略)</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>① 市町</p> <p>避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。</p> <p>また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。</p> <p>市町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 市町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。 (略)</p> <p>3 避難所の開設・運営等 (略)</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>① 市町</p> <p>避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。</p> <p>また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。</p> <p>市町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</p> <p>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 市町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p><u>○市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u></p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p><u>○市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u></p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
共通 -57	<p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>市町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。</p> <p>① 避難受入れの対象者</p> <p>ア 災害によって現に被害を受けた者</p> <p>a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること</p> <p>b 現に災害を受けた者であること</p> <p>イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者</p> <p>a 避難勧告・指示(緊急)が発せられた場合</p> <p>b 避難勧告・指示(緊急)は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合</p> <p>ウ その他避難が必要と認められる場合</p>	<p>(2) 避難所の管理、運営</p> <p>市町は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。</p> <p>① 避難受入れの対象者</p> <p>ア 災害によって現に被害を受けた者</p> <p>a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること</p> <p>b 現に災害を受けた者であること</p> <p>イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者</p> <p>a 避難指示が発せられた場合</p> <p>b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合</p> <p>ウ その他避難が必要と認められる場合</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧	新	備考
<p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告</p> <p>イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内</p> <p>ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>オ 避難行動要支援者への配慮</p> <p>カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</p> <p>キ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p>ク 相談窓口の設置（女性指導員の配置）</p> <p>ケ 高齢者、障害のある人、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>コ 避難所運営組織への女性の参加</p> <p>サ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>シ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</p> <p>ス ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底</p> <p>セ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>ソ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>タ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p> <p>(略)</p>	<p>② 避難所の管理、運営の留意点</p> <p>市町は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。</p> <p>ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告</p> <p>イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内</p> <p>ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示</p> <p>エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握</p> <p>オ 避難行動要支援者への配慮</p> <p>カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施</p> <p>キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p>ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮</p> <p>ケ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）</p> <p>コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮</p> <p>サ 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮</p> <p>シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮</p> <p>ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮</p> <p>セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供</p> <p>ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底</p> <p>タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと</p> <p>ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉担当部局から防災担当部局への避難所運営に必要な情報の共有</p> <p>(略)</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>○市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>「災害時要配慮者支援の手引き」(令和3年4月)の改訂に伴う修正</p> <p>「避難所運営マニュアル」(平成30年3月)に準じた修正</p> <p>○市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
共通 -60	<p>7 広域避難・広域一時滞在</p> <p>○ 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</p> <p>○ なお、富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>7 広域避難・広域一時滞在</p> <p>○ 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p> <p>○ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。</p> <p>○ 県は、市町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要)等、広域避難について助言を行うものとする。</p> <p>○ 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市町は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>○ 富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>○市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>○市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市</p>
共通 -65	<p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「8 広域避難・広域一時滞在」による。</p>	<p>第12節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、県の実施事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。</p> <p>応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「7 広域避難・広域一時滞在」による。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																		
共通 -66	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅設置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td>資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>整備開始期間</td> <td>災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅応急修理</td> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から1か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では 住宅 を得ることができない者	規模及び費用	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり	整備開始期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。	住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半焼 又は半壊し 、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり	修理期間	災害発生の日から1か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅設置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td>資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>整備開始期間</td> <td>災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅応急修理</td> <td>修理対象者</td> <td>災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から1か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	内容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では 住宅 を得ることができない者	規模及び費用	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり	整備開始期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。	住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半壊、 半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け 、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	規模及び経費	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり	修理期間	災害発生の日から1か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。	<p><u>町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>○都道府県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>○国〔内閣府及び消防庁。非常本部等が設置された場合は同本部〕は、都道府県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u></p> <p><u>○市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>○国、地方公共団体、運送事業者</u></p>
	区分	内容																																			
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では 住宅 を得ることができない者																																			
	規模及び費用	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり																																			
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。																																			
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半焼 又は半壊し 、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																																			
	規模及び経費	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり																																			
	修理期間	災害発生の日から1か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																																			
区分	内容																																				
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では 住宅 を得ることができない者																																			
	規模及び費用	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり																																			
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。																																			
住宅応急修理	修理対象者	災害のため住家が半壊、 半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け 、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者																																			
	規模及び経費	資料編Ⅱ（20-1-2）のとおり																																			
	修理期間	災害発生の日から1か月以内 ただし、期間内に完成できない場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。																																			
	<p>(略)</p> <p>第13節 医療・助産計画</p> <p>(略)</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 救護病院等への救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣 資料編Ⅱ（14-2-3）</p> <p>(2) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん 資料編Ⅱ（14-3-1）</p> <p>(3) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん 資料編Ⅱ（14-2-2）</p> <p>(4) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請</p> <p>(5) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請 資料編Ⅱ（14-2-1）</p> <p>(略)</p> <p>4 医療救護活動の実施</p> <p>○県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。</p> <p>○多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施するものとする。</p> <p>○医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第13節 医療・助産計画</p> <p>(略)</p> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項</p> <p>(1) 救護病院等への救護班（DMAT、DPAT等医療チーム）の派遣 資料編Ⅱ（14-2-3）</p> <p>(2) 一般社団法人静岡県医師会への日本医師会災害医療チーム(JMAT)の派遣要請</p> <p>(3) 静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会からの医薬品等の調達・あっせん 資料編Ⅱ（14-3-1）</p> <p>(4) 静岡県赤十字血液センターからの輸血用血液の調達・あっせん 資料編Ⅱ（14-2-2）</p> <p>(5) 公益社団法人静岡県薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請</p> <p>(6) 災害拠点病院に対する重症患者受入れ等の要請 資料編Ⅱ（14-2-1）</p> <p>(略)</p> <p>4 医療救護活動の実施</p> <p>○県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。</p> <p>○県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム(DWAT)の応援派遣を行うものとする。</p> <p>○多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で適切な医療救護活動を実施するものとする。</p> <p>○医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。</p>																																			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																														
共通 -70	<p>(略)</p> <p>第 17 節 障害物除去計画 災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、県の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町長の要請事項</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 17 節 障害物除去計画 災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、県及び市町の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。</p> <p>(略)</p> <p>3 市町長の要請事項</p> <p>(略)</p> <p>4 災害の拡大と二次災害の防止活動</p> <p>○市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</p>	<p>等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>○政府本部、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</p>																														
共通 -72	<p>(略)</p> <p>第 19 節 輸送計画</p> <p>○ 災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。</p> <p>○ 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。</p> <p>○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第 19 節 輸送計画</p> <p>○ 災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期する。</p> <p>○ 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。</p> <p>○ 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p>○ 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p>	<p>○既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p>																														
	<p>1 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">陸上輸送</td> <td></td> <td>陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。</td> </tr> <tr> <td>県有車両の活用</td> <td>資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊の要請</td> <td>＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による</td> </tr> <tr> <td>鉄道の利用</td> <td>鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>民間営業車両の協力要請</td> <td>民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	内容	陸上輸送		陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。	県有車両の活用	資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。	陸上自衛隊の要請	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による	鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。		民間営業車両の協力要請	民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請	<p>1 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">陸上輸送</td> <td></td> <td>陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。</td> </tr> <tr> <td>県有車両の活用</td> <td>資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊の要請</td> <td>＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による</td> </tr> <tr> <td>鉄道の利用</td> <td>鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>民間営業車両の協力要請</td> <td>民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	項目	内容	陸上輸送		陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。	県有車両の活用	資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。	陸上自衛隊の要請	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による	鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。		民間営業車両の協力要請	民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請	<p>災害救助法告示の改正に伴う修正関係機関からの意見を反映</p> <p>○被災都道府県以外の都道府県は、国〔厚生労働省〕又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（D-WAT）の応援派遣を行うものとする。</p> <p>○市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に</p>
区分	項目	内容																															
陸上輸送		陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。																															
	県有車両の活用	資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。																															
	陸上自衛隊の要請	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による																															
	鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。																															
	民間営業車両の協力要請	民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請																															
区分	項目	内容																															
陸上輸送		陸上輸送は、県有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。																															
	県有車両の活用	資料編Ⅱ（10-4-4）＜県有車両一覧表＞に基づき実施するものとし、その実施者は、本庁所属車両（静岡県レンタカー協会との協定に基づく調達車両を含む。）については、県災害対策本部出納第2班長とし、出先機関所属車両については、その出先機関を所管する県災害対策本部の方面本部とする。																															
	陸上自衛隊の要請	＜第27節 自衛隊派遣要請計画＞による																															
	鉄道の利用	鉄道輸送に関する東海旅客鉄道株式会社静岡支社、東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社及び日本貨物鉄道株式会社静岡支店との連絡は、それぞれの会社と行う。																															
	民間営業車両の協力要請	民間営業車両の借上げは、中部運輸局静岡運輸支局を通し資料編Ⅱ（10-4-5）により協力要請する外、必要に応じ協定締結により要請																															

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考	
		するものとする。		するものとする。		<p>応じて、<u>外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>○平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、国、地方公共団体等は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>本県で実施している施策の反映</p>	
海上輸送	輸送方法	海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。	海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。	海上 ^等 輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。	海上 ^等 輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。なお、知事は必要に応じて、国又は他都県に対して、協力を要請する。		
		県有船舶	県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。	県有船舶	県有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-6）のとおりである。		
		海上自衛隊の艦艇	<第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。	海上自衛隊の艦艇	<第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。		
		海上保安庁の船艇	<第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。	海上保安庁の船艇	<第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>により行うものとする。 なお、清水、下田海上保安部の保有船舶は、資料編Ⅱ（10-6-7）のとおりである。		
		民間船舶 漁 船	ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。	ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。	ア 民間船舶（漁船を除く。） 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し、資料編Ⅱ（10-6-8）により協力要請するものとする。		
イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。	イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。		イ 漁船 漁船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。 ウ マリーナ協会所属船舶等（（公財）浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）） 浜名湖内において、災害時に被災者、緊急物資及び応急対策に必要な人員、資機材等の輸送が必要と判断された場合には、浜松市及び湖西市は、（公財）浜名湖総合環境財団及び静岡県マリーナ協会（西部支部）に対して協力要請するものとする。				
海上輸送連絡所の設置		船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上輸送連絡所を設置するものとする。		海上 ^等 輸送連絡所の設置			船舶の運用調整を図るため必要に応じ海上保安庁、中部運輸局、海上自衛隊及び県の各機関をもって海上 ^等 輸送連絡所を設置するものとする。
航空輸送	ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び<第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。	ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び<第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。	ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び<第27節 自衛隊派遣要請計画>により行うものとする。				
	イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編Ⅱ（10-7-1）のとおりである。 なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料編Ⅱ（10-7-2）の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。	イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編Ⅱ（10-7-1）のとおりである。 なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料編Ⅱ（10-7-2）の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。	イ 県内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編Ⅱ（10-7-1）のとおりである。 なお、大規模な災害が発生し、多数のヘリコプターの応援を受ける場合には、静岡空港及び資料編Ⅱ（10-7-2）の防災拠点ヘリポートを利用するものとする。				
	ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。	ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。	ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。				
(略)		(略)		(略)			
共通 -73	第20節 交通応急対策計画 (略)		第20節 交通応急対策計画 (略)		第20節 交通応急対策計画 (略)		
	1 道路管理者等の実施事項		1 道路管理者等の実施事項		1 道路管理者等の実施事項		
	区 分	内 容		区 分	内 容		
	応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。		応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。		
主要交通路等の	主要な道路、橋梁（資料編Ⅱ（10-4-1）、資料編Ⅱ（10-4-2））及び港		主要交通路等の	主要な道路、橋梁（資料編Ⅱ（10-4-1）、資料編Ⅱ（10-4-2））及び港			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
確保	湾、漁港（資料編Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。	確保	湾、漁港（資料編Ⅱ（10-6-3））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。	
災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。 	災害時における通行の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。 	
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は区間を定めて運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。	放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は 災害対策基本法に基づく区間指定を行い 、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。	関係機関からの意見を反映
道路の応急復旧	<p>ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。</p> <p>イ 市町長の責務 (7) 他の道路管理者に対する通報 市町長は、自市町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (4) 緊急の場合における応急復旧 市町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (9) 知事に対する応援要請 市町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>ウ 仮設道路の設置 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県及び当該市町が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 ただし、県は、政令市以外の市町が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p> <p>イ 市町長の責務 (7) 他の道路管理者に対する通報 市町長は、自市町内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (4) 緊急の場合における応急復旧 市町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (9) 知事に対する応援要請 市町長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>ウ 仮設道路の設置 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県及び当該市町が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(防災基本計画抜粋) ○都道府県は、<u>指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p>	
経費の負担区分	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市町長が自市町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市町長に対し、そ</p>	経費の負担区分	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。</p> <p>イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市町長が自市町区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市町長に対し、そ</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考																									
		<p>の経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。</p> <p>ウ 仮設道路の設置に要する経費</p> <p>新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び当該市町が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。</p>	<p>の経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。</p> <p>ウ 仮設道路の設置に要する経費</p> <p>新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び当該市町が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。</p>																										
共通 -75	5 有料道路の通行 (略)	(略)	<p>(略)</p> <p>5 有料道路の通行 (略)</p> <p>6 交通マネジメント</p> <p>○国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。</p> <p>○県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。</p> <p>○検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</p> <p>○検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。</p> <p>注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。</p> <p>注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。</p>	本県で実施している施策の反映																									
共通 -75	第22節 社会福祉計画 り災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、生活、就職その他の相談所の開設を行い、り災者の早期更生を図る。	(略)	<p>(略)</p> <p>第22節 社会福祉計画</p> <p>県及び市町は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	(防災基本計画抜粋) ○国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。																									
	1 実施事項	1 実施事項	1 実施事項																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のアっせん </td> </tr> <tr> <td>り災低所得者に対する生活保護の適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">り災者の生活相談</td> <td>実施機関</td> <td>市町（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> <tr> <td>相談種目</td> <td>生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談</td> </tr> <tr> <td>協力機関</td> <td>県、県社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のアっせん 	り災低所得者に対する生活保護の適用		り災者の生活相談	実施機関	市町（被害が大きい場合は県と共催）	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	協力機関	県、県社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のアっせん </td> </tr> <tr> <td>り災低所得者に対する生活保護の適用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">り災者の生活相談</td> <td>実施機関</td> <td>市町（被害が大きい場合は県と共催）</td> </tr> <tr> <td>相談種目</td> <td>生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談</td> </tr> <tr> <td>協力機関</td> <td>県、県社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のアっせん 	り災低所得者に対する生活保護の適用		り災者の生活相談	実施機関	市町（被害が大きい場合は県と共催）	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	協力機関	県、県社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
区 分	内 容																												
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のアっせん 																												
り災低所得者に対する生活保護の適用																													
り災者の生活相談	実施機関	市町（被害が大きい場合は県と共催）																											
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談																											
	協力機関	県、県社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関																											
区 分	内 容																												
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> り災社会福祉施設の応急復旧 り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん 臨時保育所の開設の指導及び職員のアっせん 																												
り災低所得者に対する生活保護の適用																													
り災者の生活相談	実施機関	市町（被害が大きい場合は県と共催）																											
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談																											
	協力機関	県、県社会福祉協議会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考	
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、市町）		り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、市町）	
	協力機関	県、市町、民生委員・児童委員			協力機関	県、市町、民生委員・児童委員	
	貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）			貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）	
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による			貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による	
り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）、市（政令指定都市に限る。）		り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）、市（政令指定都市に限る。）	
	協力機関	市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員			協力機関	市町、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）			貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸付額	「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額			貸付額	「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	県、市町	り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	県、市町
		18歳以上	市町			18歳以上	市町
	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員		協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所			18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
	対 象	り災身体障害児者			対 象	り災身体障害児者	
交付等の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 ・災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 ・り災身体障害児者の更生相談 		交付等の内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 ・災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 ・り災身体障害児者の更生相談 			
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市町		災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市町	
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族		支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者			災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	り災世帯主			災害援護資金	り災世帯主
支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市町が条例で定める額		支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づき市町が条例で定める額			
被災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館（県単制度は県）		被災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館（県単制度は県）	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯			支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支 給 額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額			支 給 額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市町		義援金の募集及び配分	実施機関	県、市町	
	協力機関	教育委員会（県、市町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、			協力機関	教育委員会（県、市町）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、	
		社会福祉協議会（県、市町）、報道機関、その他関係機関				社会福祉協議会（県、市町）、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定			募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定		配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定			
義援品の受け入れ	実施機関	県、市町		義援品の受け入れ	実施機関	県、市町	
	協力機関	報道機関、その他関係機関			協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。			受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。	

衍字の削除

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考		
共通 -79	第26節 ボランティア活動支援計画 (略) 1 県の実施事項		<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、<u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>○国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村(都道府県)は、<u>防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>名称の修正</p>		
	区分	内容		区分	内容
	(新設)	(新設)		行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
	静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 県は、災害対策本部を設置した場合、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び(特活)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 		静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 県は、災害対策本部を設置した場合、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
	ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。		ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
	ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。		ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。
	ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。		ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。
	2 市町の実施事項			2 市町の実施事項	
	区分	内容		区分	内容
	市町災害ボランティアセンターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティアセンターを設置する。 市町災害ボランティアセンターは、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。 		市町災害ボランティアセンターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティアセンターを設置する。 市町災害ボランティアセンターは、市町社会福祉協議会の職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。
			名称の修正		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
共通 -80	ボランティア活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 	記載の適正化
	ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	
	ボランティア活動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	市町は、市町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	
(略)		(略)		
第 27 節 自衛隊派遣要請計画		第 27 節 自衛隊派遣要請計画		
災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにする。		災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにする。		
1 災害派遣要請の範囲		1 災害派遣要請の範囲		
○自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。		○自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。		
○具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。		○具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。		
要請要件	要請要件	要請要件	要請要件	
緊急性	差し迫った必要性があること	緊急性	差し迫った必要性があること	
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること	
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと	
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の勧告又は指示による避難者の誘導及び輸送等の援助	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助		遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動	水防活動	土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
		「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧				新				備考		
		炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水			炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水					
		物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与			物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与					
		危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去			危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去					
		その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。			その他	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。					
共通 -81	2 災害時派遣要請(略)					2 災害時派遣要請(略)						
	<自衛隊緊急時連絡先>					<自衛隊緊急時連絡先>						
	部隊名 (駐とん地名等)	時間内	時間外	電話番号		部隊名 (駐とん地名等)	時間内	時間外	電話番号			
				代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)			代表番号	時間内 (内線)	時間外 (内線)	
	第34普通科連隊(板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線150-9002〉	235 236 237	301 302	第34普通科連隊(板妻)	第3科長	駐屯地 当直司令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線150-9002〉	235 236 237	301 302
	第1戦車大隊(駒門)	第3係主任	部隊当直司令	御殿場 〈防災行政無線152-9000〉	481	499	第1戦車大隊(駒門)	第3係主任	部隊当直司令	御殿場 〈防災行政無線152-9000〉	481	499
	富士学校(富士)	企画室総括班 長又は防衛業 計係長	駐屯地 当直司令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線151-9000〉	2200 2234	2302	富士学校(富士)	企画室総括班 長又は防衛業 計係長	駐屯地 当直司令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線151-9000〉	2200 2234	2302
	第10特科連隊(豊川)	第3科長	〃	豊川 0533-86-3151~4	235 236 237	302	第10特科連隊(豊川)	第3科長	〃	豊川 0533-86-3151~4	235 236 237	302
	第11飛行教育団(静浜)	団司令部 計画班長	基地当直幹部	大井川 054-622-1234 〈防災行政無線154-9000〉	231	225	第11飛行教育団(静浜)	団司令部 計画班長	基地当直幹部	大井川 054-622-1234 〈防災行政無線154-9000〉	231	225
	航空自衛隊第1航空団司令部(浜松)	防衛部防衛班 長	基地当直幹部	浜松 053-472-1111 〈防災行政無線153-9001〉	3230 3232	3224 3225	航空自衛隊第1航空団司令部(浜松)	防衛部防衛班 長	基地当直幹部	浜松 053-472-1111 〈防災行政無線153-9001〉	3230 3232	3224 3225
海上自衛隊横須賀地方総監部(横須賀)	防 災 主 任 又は作戦室	オペレー ション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 〈防災行政無線156-9106〉	2543 2222	2222 2223	海上自衛隊横須賀地方総監部(横須賀)	防 災 総 括 幕 僚 又は作戦室	オペレー ション室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 〈防災行政無線156-9001〉	2543 2222	2222 2223	
海上自衛隊	司令部	当直室	厚木	2245	2245	海上自衛隊	司令部	当直室	厚木	2245	2245	

関係機関からの意見を反映
電話番号の修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧					新					備考	
	第4航空群(厚木)	作戦室	当直幕僚	0467-78-8611			第4航空群(厚木)	作戦室	当直幕僚	0467-78-8611			
	海上自衛隊第21航空群(館山)	司令部	〃	館山 0470-22-3191	221	222 223	海上自衛隊第21航空群(館山)	司令部	〃	館山 0470-22-3191	221	222 223	
	第1師団司令部(練馬)	第3部長又は第3部防衛班長	司令部当直長	東京 03-3933-1161~8	230 238	207 228	第1師団司令部(練馬)	第3部長又は第3部防衛班長	司令部当直長	東京 03-3933-1161~8	230 238	207 228	
	第10師団司令部(守山)	〃	〃	守山 052-791-2191	230 530 531	301	第10師団司令部(守山)	〃	〃	守山 052-791-2191	230 530 531	301	
	第12旅団司令部(相馬原)	〃	〃	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208	第12旅団司令部(相馬原)	〃	〃	北群馬 0279-54-2011	230 234 239	208	
	東部方面総監部(朝霞)	防衛部長又は防衛課長	運用室	東京 03-3133-1161	2250 2251 2255	2461 (03-39 24-449 9)	東部方面総監部(朝霞)	防衛部長又は防衛課長	運用室	東京 03-3133-1161 (防災行政無線 155-9001)	2250 2251 2255	2461 (03-39 24-449 9)	防災行政無線番号の追記
	自衛隊静岡地方協力本部	総務課国民保護・災害対策連絡調整官	部隊当直	静岡 054-261-3151	—	—	自衛隊静岡地方協力本部	総務課国民保護・災害対策連絡調整官	部隊当直	静岡 054-261-3151	—	—	
共通 -85	第33節 突発的災害に係る応急対策計画 突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。 1 県の体制 (略) (2) 災害対策本部の設置						第33節 突発的災害に係る応急対策計画 突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。 1 県の体制 (略) (2) 災害対策本部の設置						
	区分	内 容					区分	内 容					
	設置	・知事は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部を設置する。 ・災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて知事(本部長)が決定する。					設置	・知事は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部を設置する。 ・災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて知事(本部長)が決定する。					
	組織	本部	本部長(知事)、副本部長(副知事及び警察本部長)、本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員				組織	本部	本部長(知事)、副本部長(副知事及び警察本部長)、本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員				
		方面本部(事案発生現場の管轄方面本部)	方面本部長(地域局長)、副方面本部長(地域局副局長兼危機管理監その他あらかじめ方面本部長が定めた者)、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員					方面本部(事案発生現場の管轄方面本部)	方面本部長(地域局長)、副方面本部長(地域局副局長兼危機管理監その他あらかじめ方面本部長が定めた者)、方面本部員その他の静岡県災害対策本部運営要領により定める職員				
設置の連絡	・災害対策本部を設置したときは、表1に掲げる機関に連絡する。 ・必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。 ・市町、消防機関、地域局には防災無線FAXで一斉伝達する。					設置の連絡	・災害対策本部を設置したときは、表1に掲げる機関に連絡する。 ・必要に応じ、本部に連絡要員の派遣を求める。 ・市町、消防機関、地域局には防災無線FAXで一斉伝達する。						
現地災害対策本部	災害の状況により、災害地を主な管轄とする方面本部に、副本部長、本部員又は方面本部長を長とする現地災害対策本部を設置する。					現地災害対策本部	災害の状況により、災害地を主な管轄とする方面本部に、副本部長、本部員又は方面本部長を長とする現地災害対策本部を設置する。						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
(3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。		(3) 災害対策本部の実施する応急対策 被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。		
区 分	内 容	区 分	内 容	
情報の収集、伝達等	<ul style="list-style-type: none"> 方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。 	情報の収集、伝達等	<ul style="list-style-type: none"> 方面本部は、関係市町、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 本部は、方面本部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、関係市町及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。 	
人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。 本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。 	人的被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。 本部は、関係機関（警察、消防、市町本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。 	
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。 人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは<第27節 自衛隊派遣計画>による。 	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。 人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する、要請の方法、手続きは<第27節 自衛隊派遣計画>による。 	
海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは<第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>による。	海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部又は下田海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは<第28節 海上保安庁に対する支援要請計画>による。	
消防庁、他都県	被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、表2に掲げる消防庁、中部圏9県と名古屋市（「災害応援に関する協定書」）、関東知事会の構成都県（「震災時等の相互応援に関する協定」）等に応援要請をするものとする。	消防庁、他都県	被災者を迅速に救助するため必要な場合には、適宜、表2に掲げる消防庁、中部圏9県と名古屋市（「災害応援に関する協定書」）、関東知事会の構成都県（「震災時等の相互応援に関する協定」）等に応援要請をするものとする。	
各機関への要請	<p>ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。</p> <p>イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、地域医療課を通じて要請する。</p> <p>ウ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、（一社）県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。</p> <p>エ 静岡 DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡 DPAT が出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。</p>	各機関への要請	<p>ア 静岡 DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡 DMAT が出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部医療健康局地域医療課を通じて要請する。</p> <p>イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、地域医療課を通じて要請する。</p> <p>ウ 県医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、地域医療課を通じて、（一社）県医師会、公益社団法人県病院協会等に協力を要請する。</p> <p>エ 静岡 DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡 DPAT が出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部障害者支援局障害福祉課を通じて要請する。</p> <p>オ 静岡 DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡 DWAT が出動し対応する必要がある場合には、健康福祉部福祉長寿局地域福祉課を通じて要請する。</p>	(防災基本計画抜粋) ○被災都道府県は、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム(DWAT)を避難所へ派遣する。
緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	知事は、市町長からの要請があったとき又は県内の災害状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	知事は、市町長からの要請があったとき又は県内の災害状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む）消防の広域応援の必要があると認めるときは、「消防組織法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考																																																																						
	警察災害派遣隊等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。	警察災害派遣隊等	県公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、警察庁又は他の都道府県警察に対し、「警察法（昭和22年法律第162号）」第60条に基づく援助要求を行う。																																																																						
	各機関の調整・2次災害防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。 	各機関の調整・2次災害防止のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。 																																																																						
	航空機の運用調整	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 	航空機の運用調整	<ul style="list-style-type: none"> 本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行う。 																																																																						
	国との連携	<p>ア 中央防災無線（緊急連絡用回線）による国との連携 大災害発生時に内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と直接通信連絡を行う必要がある場合は、中央防災無線（緊急連絡用回線）を用いて連絡する。</p> <p>イ 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携 国に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、国の現地対策本部がおかれた場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>	国との連携	<p>ア 中央防災無線（緊急連絡用回線）による国との連携 大災害発生時に内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と直接通信連絡を行う必要がある場合は、中央防災無線（緊急連絡用回線）を用いて連絡する。</p> <p>イ 非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部との連携 国に非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、国の現地対策本部がおかれた場合には、災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努めるものとする。</p>																																																																						
(略)		(略)																																																																								
共通 -96	表1		表1																																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>N T T</th> <th>防 災 無 線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 防 庁 応 急 対 策 室</td> <td>03-5253-7527</td> <td>(8-90-49013)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部警備部災害対策課</td> <td>054-271-0110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察本部地域課 航空隊</td> <td>054-622-6251</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡地方気象台</td> <td>054-286-3521</td> <td>160-9000</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊第3科</td> <td>0550-89-1310</td> <td>150-9000</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第1航空団防衛部</td> <td>053-472-1111</td> <td>153-9000</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3522</td> <td>156-9106</td> </tr> <tr> <td>清水海上保安部 警備救難課</td> <td>054-353-0118</td> <td>157-9000</td> </tr> <tr> <td>下田海上保安部 警備救難課</td> <td>0558-25-0118</td> <td>158-9106</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社静岡県支部</td> <td>054-252-8131</td> <td>159-9000</td> </tr> <tr> <td>(一社)静岡県医師会</td> <td>054-246-6151</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	N T T	防 災 無 線	消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)	県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110		県警察本部地域課 航空隊	054-622-6251		静岡地方気象台	054-286-3521	160-9000	陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000	航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9000	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	156-9106	清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	157-9000	下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	158-9106	日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	159-9000	(一社)静岡県医師会	054-246-6151		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>N T T</th> <th>防 災 無 線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消 防 庁 応 急 対 策 室</td> <td>03-5253-7527</td> <td>(8-90-49013)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部警備部災害対策課</td> <td>054-271-0110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警察本部地域課 航空隊</td> <td>054-622-6251</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡地方気象台</td> <td>054-286-3521</td> <td>160-9000</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第34普通科連隊第3科</td> <td>0550-89-1310</td> <td>150-9000</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第1航空団防衛部</td> <td>053-472-1111</td> <td>153-9000</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊横須賀地方総監部</td> <td>046-822-3522</td> <td>156-9106</td> </tr> <tr> <td>清水海上保安部 警備救難課</td> <td>054-353-0118</td> <td>157-9000</td> </tr> <tr> <td>下田海上保安部 警備救難課</td> <td>0558-25-0118</td> <td>158-9106</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社静岡県支部</td> <td>054-252-8131</td> <td>159-9000</td> </tr> <tr> <td>(一社)静岡県医師会</td> <td>054-246-6151</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	N T T	防 災 無 線	消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)	県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110		県警察本部地域課 航空隊	054-622-6251		静岡地方気象台	054-286-3521	160-9000	陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000	航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9000	海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	156-9106	清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	157-9000	下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	158-9106	日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	159-9000	(一社)静岡県医師会	054-246-6151	
機 関 名	N T T	防 災 無 線																																																																								
消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)																																																																								
県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110																																																																									
県警察本部地域課 航空隊	054-622-6251																																																																									
静岡地方気象台	054-286-3521	160-9000																																																																								
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000																																																																								
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9000																																																																								
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	156-9106																																																																								
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	157-9000																																																																								
下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	158-9106																																																																								
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	159-9000																																																																								
(一社)静岡県医師会	054-246-6151																																																																									
機 関 名	N T T	防 災 無 線																																																																								
消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)																																																																								
県警察本部警備部災害対策課	054-271-0110																																																																									
県警察本部地域課 航空隊	054-622-6251																																																																									
静岡地方気象台	054-286-3521	160-9000																																																																								
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000																																																																								
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9000																																																																								
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	156-9106																																																																								
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	157-9000																																																																								
下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	158-9106																																																																								
日本赤十字社静岡県支部	054-252-8131	159-9000																																																																								
(一社)静岡県医師会	054-246-6151																																																																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122	西日本電信電話(株)静岡支店災害対策室	054-205-9122	関係機関からの意見を反映
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055-915-5474	東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	055-915-5474	
中部電力(株)静岡支店	054-273-9012	中部電力(株)静岡支店	054-273-9001	
静岡ガス(株)安全推進室	054-284-7984	静岡ガス(株)安全推進室	054-273-9012	
(一社)静岡県LPガス協会	054-255-2451	(一社)静岡県LPガス協会	054-284-7984	
			054-255-2451	
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319	東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	054-284-2319	
静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114	静岡鉄道(株)総務部総務課	054-254-5114	
中日本高速道路(株)静岡保全・サービスセンター	054-286-5181	中日本高速道路(株)静岡保全・サービスセンター	054-286-5181	
静岡県道路公社	054-254-3407	静岡県道路公社	054-254-3407	
日本通運(株)静岡支店	054-254-3344	日本通運(株)静岡支店	054-254-3344	
(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910	(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910	
日本放送協会静岡放送局放送部	054-654-4012	日本放送協会静岡放送局放送部	054-654-4012	
静岡放送(株)報道部	054-284-8950	静岡放送(株)報道部	054-284-8950	
(株)テレビ静岡報道部	054-261-6115	(株)テレビ静岡報道部	054-261-6115	
(株)静岡朝日テレビ報道情報センター	054-251-3301	(株)静岡朝日テレビ報道情報センター	054-251-3301	
(株)静岡第一テレビ報道部	054-283-6515	(株)静岡第一テレビ報道部	054-283-6515	
静岡エフエム放送(株)制作部	053-457-1154	静岡エフエム放送(株)制作部	053-457-1154	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
地震 -8	<p>2 地震対策編</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第3節 予想される災害</p> <p>○本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。</p> <p>○また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。</p> <p>○この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。</p> <p>○津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。 (略)</p>	<p>2 地震対策編</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第3節 予想される災害</p> <p>○本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。</p> <p>○また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。</p> <p>○この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。県及び市町は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。</p> <p>○津波については、上記地震によるもののほか、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。 (略)</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国〔内閣府、文部科学省等〕及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。</p>
地震 -21	<p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 県</p> <p>(1) 地震対策計画の作成</p> <p>(2) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進</p> <p>(4) 防災思想の普及</p> <p>(5) 防災訓練の実施</p> <p>(6) 地震防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備</p> <p>(8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理</p> <p>(9) 東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報（臨時）」）、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発</p> <p>(11) 避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>(12) 水防その他の応急措置</p> <p>(13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(14) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</p> <p>(16) 緊急輸送の確保</p> <p>(17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整</p> <p>(19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</p>	<p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 県</p> <p>(1) 地震対策計画の作成</p> <p>(2) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進</p> <p>(4) 防災思想の普及</p> <p>(5) 防災訓練の実施</p> <p>(6) 地震防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備</p> <p>(8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理</p> <p>(9) 東海地震に関連する情報（「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」及び「東海地震に関連する調査情報（臨時）」）、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発</p> <p>(11) 避難の指示に関する事項</p> <p>(12) 水防その他の応急措置</p> <p>(13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(14) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</p> <p>(16) 緊急輸送の確保</p> <p>(17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整</p> <p>(19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																						
地震 -22	<p>2 市町</p> <p>(1) 地震対策計画の作成</p> <p>(2) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進</p> <p>(4) 防災思想の普及</p> <p>(5) 防災訓練の実施</p> <p>(6) 地震防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理(対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。)</p> <p>(8) 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(9) 避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>(10) 消防、水防、その他の応急措置</p> <p>(11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(12) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(13) 緊急輸送の確保</p> <p>(14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p>	<p>2 市町</p> <p>(1) 地震対策計画の作成</p> <p>(2) 地震防災に関する組織の整備</p> <p>(3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進</p> <p>(4) 防災思想の普及</p> <p>(5) 防災訓練の実施</p> <p>(6) 地震防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理(対策計画については、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく対策計画を作成すべき範囲の存する市町に限る。)</p> <p>(8) 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(9) 避難の指示に関する事項</p> <p>(10) 消防、水防、その他の応急措置</p> <p>(11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(12) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(13) 緊急輸送の確保</p> <p>(14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>																																						
	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p>	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p>																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</td> </tr> <tr> <td>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">総務省東海総合通信局</td> <td>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理</td> </tr> <tr> <td>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</td> </tr> <tr> <td>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</td> </tr> <tr> <td>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</td> </tr> <tr> <td>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 非常通信協議会の運営に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務省東海財務局</td> <td>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名		処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること	イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること	ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること	エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること	オ 警察通信の確保及び統制に関すること	カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査	エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること	カ 非常通信協議会の運営に関すること	財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること	イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</td> </tr> <tr> <td>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</td> </tr> <tr> <td>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">総務省東海総合通信局</td> <td>ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理</td> </tr> <tr> <td>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</td> </tr> <tr> <td>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</td> </tr> <tr> <td>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</td> </tr> <tr> <td>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 非常通信協議会の運営に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">財務省東海財務局</td> <td>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること	イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること	ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること	エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること	オ 警察通信の確保及び統制に関すること	カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること	総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査	エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること	カ 非常通信協議会の運営に関すること	財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること	イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
	機 関 名	処理すべき事務又は業務																																							
	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること																																							
		イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること																																							
		ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること																																							
		エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること																																							
		オ 警察通信の確保及び統制に関すること																																							
		カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること																																							
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理																																								
	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理																																								
	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査																																								
	エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与																																								
	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること																																								
	カ 非常通信協議会の運営に関すること																																								
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること																																								
	イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること																																								
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																								
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること																																								
	イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること																																								
	ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること																																								
	エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること																																								
	オ 警察通信の確保及び統制に関すること																																								
	カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること																																								
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理																																								
	イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理																																								
	ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査																																								
	エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与																																								
	オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること																																								
	カ 非常通信協議会の運営に関すること																																								
財務省東海財務局	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること																																								
	イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること																																								

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	
厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握	厚生労働省静岡労働局	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握	
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給	
経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）	
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	<p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	
経済産業省中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ロ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （ハ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 （ニ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 （ロ）所管施設の緊急点検の実施 （ハ）海上の流出油災害に対する防除等の措置 （ニ）県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 （ロ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （ハ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 （ニ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施</p> <p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 （ロ）所管施設の緊急点検の実施 （ハ）海上の流出油災害に対する防除等の措置 （ニ）県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>	
	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
国土交通省中部運輸局	<p>との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	国土交通省中部運輸局	<p>との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること</p> <p>イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること</p> <p>イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	
国土地理院中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	国土地理院中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと</p> <p>イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること</p>	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 県知事に対して速やかに東海地震に関連する情報の通報を行うこと</p> <p>イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>	関係機関からの意見を反映
海上保安庁第三管区海上保安本部	<p>ア 船舶等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>イ 海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達</p> <p>ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動</p>	海上保安庁第三管区海上保安本部	<p>ア 船舶等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導</p> <p>イ 海水浴客等に対する東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令の情報伝達</p> <p>ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置		エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置	
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	
(新設)	(新設)	環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	
(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		関係機関からの意見を反映
機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務	
独立行政法人国立病院 機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院 機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	
独立行政法人水資源機 構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等地震防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	独立行政法人水資源機 構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等地震防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	
日本郵便株式会社東 海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること	日本郵便株式会社東 海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること	
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	
日本赤十字社静岡県支 部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	日本赤十字社静岡県支 部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
日本放送協会	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめ	日本放送協会	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、東海地震予知情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめ	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	ること		ること	
中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること	中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること	関係機関からの意見を反映
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 東海地震予知情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備	
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保 イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保 イ 警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスターエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスターエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 警戒宣言発令時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 警戒宣言発令時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 警戒宣言発令時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報	
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
株式会社イトーヨーカ堂	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施	株式会社イトーヨーカ堂	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧		新		備考					
地震 -29	イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する						
	<p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 (略)</p> <p>1 県 1-1 防災訓練の内容</p> <p>○県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。</p> <p>○訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。</p> <p>○訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。</p>		<p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 (略)</p> <p>1 県 1-1 防災訓練の内容</p> <p>○県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。</p> <p>○訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。</p> <p>○訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。</p>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>券</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 この場合は、国の地震災害警戒本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集） イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持 </td> </tr> </tbody> </table>	券	内 容	総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 この場合は、国の地震災害警戒本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集） イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>券</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 この場合は、国の地震災害警戒本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集） イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持 </td> </tr> </tbody> </table>	券	内 容	総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 この場合は、国の地震災害警戒本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集） イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持
券	内 容									
総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 この場合は、国の地震災害警戒本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集） イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持 									
券	内 容									
総合防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震に関連する情報が発表されてから警戒宣言発令、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 この場合は、国の地震災害警戒本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 職員の動員（県地震災害警戒本部設置準備のための要員招集） イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による受援活動 オ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持 									

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
<p>2 市町</p> <p>○市町は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。</p> <p>○県及び市町は、訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p>		<p>2 市町</p> <p>○市町は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。</p> <p>○県及び市町は、訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。</p>		<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>
区分	内容	区分	内容	
総合防災訓練	<p>ア 職員の動員</p> <p>イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報</p> <p>エ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定</p> <p>オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p>カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動</p> <p>キ 消防、水防活動</p> <p>ク 救出・救助</p> <p>ケ 避難生活</p> <p>コ 道路啓開</p> <p>サ 応急復旧</p>	総合防災訓練	<p>ア 職員の動員</p> <p>イ 東海地震に関連する情報、警戒宣言、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>ウ 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害発生時の広報</p> <p>エ 警戒宣言発令時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定</p> <p>オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動</p> <p>カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動</p> <p>キ 消防、水防活動</p> <p>ク 救出・救助</p> <p>ケ 避難生活</p> <p>コ 道路啓開</p> <p>サ 応急復旧</p>	
地域防災訓練	<p>ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。</p>	地域防災訓練	<p>ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。</p> <p>イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。</p>	
<p>3 防災関係機関</p> <p>○防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。</p> <p>○その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。</p>		<p>3 防災関係機関</p> <p>○防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。</p> <p>○その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。</p>		
機関名等	重点事項	機関名等	重点事項	
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 組織動員</p> <p>イ 情報連絡</p> <p>ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策</p> <p>エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策</p>	経済産業省関東経済産業局	<p>ア 組織動員</p> <p>イ 情報連絡</p> <p>ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策</p> <p>エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策</p>	
国土交通省中部地方整備局	<p>ア 組織動員</p> <p>イ 情報連絡</p> <p>ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策</p> <p>エ 関係機関との情報共有</p>	国土交通省中部地方整備局	<p>ア 組織動員</p> <p>イ 情報連絡</p> <p>ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策</p> <p>エ 関係機関との情報共有</p>	
海上保安庁第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等	海上保安庁第三管区海上保安本部	救助活動及び船舶の安全措置の指示等	
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<p>ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達</p> <p>イ 列車の運転規制方及び運転再開方</p> <p>ウ 旅客の避難誘導</p>	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	<p>ア 警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達</p> <p>イ 列車の運転規制方及び運転再開方</p> <p>ウ 旅客の避難誘導</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達 イ 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達 イ 警戒宣言発令を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策	関係機関からの意見を反映
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導	
日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等	日本放送協会	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等	
中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧	
都市ガス会社	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報	都市ガス会社	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報	
静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達	静岡鉄道株式会社 伊豆箱根鐵道株式会社 伊豆急行株式会社 岳南電車株式会社 大井川鐵道株式会社 遠州鐵道株式会社 天竜浜名湖鐵道株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達	
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等	静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等	
地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導	地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考			
地震 -33		ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項		ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項					
		第4節 地震災害予防対策の推進 (略) 4 建築物等の耐震対策		第4節 地震災害予防対策の推進 (略) 4 建築物等の耐震対策					
		区分	内容	区分	内容				
		建築主等による耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。	建築主等による耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。				
		県・市町による耐震性の向上	次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 県民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発	県・市町による耐震性の向上	次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 県民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発				
			新築建築物		「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底		
			既存建築物		「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強	既存建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強		
		建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強	建築設備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強				
			(4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。 (5) 住宅の新增改築等による耐震化の促進		(4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。				
		公共建築物の耐震化	・県及び市町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。	公共建築物の耐震化	・県及び市町は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 ・防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。				
	コンピュータの安全対策	県及び市町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。	コンピュータの安全対策	県及び市町は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。					
	家具等の転倒防止	・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。 ・事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。	家具等の転倒防止	・県は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、県民に対する啓発指導に努める。 ・事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。					
	ブロック塀等	・県有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、6	ブロック塀等	・県有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、6					

施策の進展等を踏まえた記載内容の見直し

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
地震 -34	の倒壊防止	0cm 以下の高さとする。 ・ 県有施設及び市町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 ・ 県及び市町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。	の倒壊防止	0cm 以下の高さとする。 ・ 県有施設及び市町有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第 12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 ・ 県及び市町は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。	<p>施策の進展等を踏まえた記載内容の見直し 「静岡県耐震改修促進計画(第 3 期)」を踏まえた修正</p>	
	ガラスの飛散防止	県は ガラス類等安全対策指針を定め 、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。	ガラスの飛散防止	多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。		
	(新設)	(新設)	耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。		
	供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。	供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。		
5 被災建築物等に対する安全対策		5 被災建築物等に対する安全対策		5 被災建築物等に対する安全対策		<p>施策の進展等を踏まえた記載内容の見直し</p>
区分	内 容		区分	内 容		
応急危険度判定	認定	県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。	応急危険度判定	認定	県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。	
	体制等	県及び市町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。		体制等	県及び市町は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。	
被災宅地危険度判定	県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の登録を行う。		被災宅地危険度判定	県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の登録を行う。		
震災建築物の被災度区分判定	県は、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する“震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会”の受講を奨励し、その名簿を活用する。		削除	削除		
災害危険区域の指定	知事又は市町長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。 指定の目的 災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。 指定の方法 条例により区域を指定し、周知する。		災害危険区域の指定	知事又は市町長は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第 39 条に基づき災害危険区域に指定する。 指定の目的 災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。 指定の方法 条例により区域を指定し、周知する。		
(略)	(略)		(略)	(略)		
地震 -34	7 地盤災害の予防対策 県及び市町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。		7 地盤災害の予防対策 県及び市町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。		7 地盤災害の予防対策 県及び市町は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考																															
区 分	内 容	区 分	内 容																																
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。	山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。	<p>施策の進展等を踏まえた記載内容の見直し</p> <p>施策の進展等を踏まえた記載内容の見直し</p>																															
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。	軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。																																
液状化対策の推進	<p>埋立地や旧河道など浅部の地盤データ収集とデータベース化の充実を図る。</p> <p>また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、液状化に関する知識の普及に努める。</p>	液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域 では 、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と 液状化対策の必要性の周知 に努める。																																
大規模盛土造成地対策の推進	地震時において、滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、 必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。	大規模盛土造成地対策の推進	地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、 宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。																																
地震 -35	<p>8 落下倒壊危険物対策</p> <p>○地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社及び日本電信電話株式会社は、次により、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行い又は要請するものとする。</p> <p>○県、市町は下記以外の施設等の設置者、所有者に対し、同様の措置等を実施するよう指導する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物 件 名</th> <th>対策実施者</th> <th>措 置 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横断歩道橋</td> <td>道路管理者</td> <td>施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>道路標識、交通信号機等</td> <td rowspan="2">管 理 者</td> <td>施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。</td> </tr> <tr> <td>枯死した街路樹等</td> <td>樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。</td> </tr> <tr> <td>電柱・街路灯</td> <td rowspan="3">設 置 者 管 理 者</td> <td>施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。</td> </tr> <tr> <td>アーケード、バス停上屋等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。 </td> </tr> <tr> <td>看板、広告物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	物 件 名	対策実施者	措 置 等	横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。	道路標識、交通信号機等	管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。	枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。	電柱・街路灯	設 置 者 管 理 者	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。	アーケード、バス停上屋等	<ul style="list-style-type: none"> ・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。 	看板、広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。 	<p>8 落下倒壊危険物対策</p> <p>○地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。</p> <p>○県、市町は当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物 件 名</th> <th>措 置 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横断歩道橋</td> <td>施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>道路標識、交通信号機等</td> <td>施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。</td> </tr> <tr> <td>枯死した街路樹等</td> <td>樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。</td> </tr> <tr> <td>電柱・街路灯</td> <td>施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。</td> </tr> <tr> <td>アーケード、バス停上屋等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。 </td> </tr> <tr> <td>看板、広告物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	物 件 名	措 置 等	横断歩道橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。	道路標識、交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。	枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。	電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。	アーケード、バス停上屋等	<ul style="list-style-type: none"> ・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。 	看板、広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。 	<p>記載内容の適正化</p>
物 件 名	対策実施者	措 置 等																																	
横断歩道橋	道路管理者	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。																																	
道路標識、交通信号機等	管 理 者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。																																	
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。																																	
電柱・街路灯	設 置 者 管 理 者	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。																																	
アーケード、バス停上屋等		<ul style="list-style-type: none"> ・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。 																																	
看板、広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。 																																	
物 件 名	措 置 等																																		
横断歩道橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。																																		
道路標識、交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。																																		
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。																																		
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。																																		
アーケード、バス停上屋等	<ul style="list-style-type: none"> ・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。 																																		
看板、広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。 																																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考	
地震 -35	ブロック塀	所有者	・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。	ブロック塀	・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。		
	天井	所有者 管理者	脱落防止等の落下物対策を図る。	天井	脱落防止等の落下物対策を図る。		
	ガラス窓等		破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。	ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。		
	自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。	自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。		
	樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。	樹木、煙突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。		
	9 危険予想地域における災害の予防 (1) 避難計画の策定 市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。			9 危険予想地域における災害の予防 (1) 避難計画の策定 市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。			
	区分	内容		区分	内容		
	要避難地区の指定	市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。		要避難地区の指定	市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。		
	避難対象地区の指定	市町長は、警戒宣言発令時に避難の 勧告 ・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。		避難対象地区の指定	市町長は、警戒宣言発令時に避難 指示 の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。		
	避難地、避難路の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。		避難地、避難路の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。		
避難所の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。		避難所の指定	市町長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。			

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																														
地震 -43	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画 東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和元年度までの40年間である。</p>	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 (略)</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画 東海地震による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。</p>	<p>時点更新</p> <p>記載内容の精査に伴う修正</p>																																														
地震 -43	<p>1 防災業務施設の整備 (1) 消防用施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td>地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式小型動力ポンプを重点的に整備する。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等</td> <td>百万円 49,839</td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>9,017施設</td> <td>49,839</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 通信施設の整備</td> </tr> <tr> <td>事業の目的</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話のふくそう、途絶が予想される。 このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。 <p>なお、市町事業については整備の促進を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町から地域住民への確に情報を伝達するため、津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域、市街地を優先して県下全域に無線通信網を整備する。 県、市町間の情報を正確かつ迅速に収集、伝達するために県防災行政無線の整備拡充を図る。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業総括表</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線回線強化整備事業</td> <td>県</td> <td>中継局新設 5、回線中継 2,000MHz化、市町等端末 22ブロック分割整備</td> <td>百万円 1,134</td> </tr> <tr> <td>同時通報用無線</td> <td>市町</td> <td>35市町、親局 36、基地局 8、中</td> <td>4,290</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式小型動力ポンプを重点的に整備する。 	事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等</td> <td>百万円 49,839</td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>9,017施設</td> <td>49,839</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 49,839	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等		計		9,017施設	49,839	(2) 通信施設の整備		事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話のふくそう、途絶が予想される。 このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。 <p>なお、市町事業については整備の促進を図る。</p>	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 市町から地域住民への確に情報を伝達するため、津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域、市街地を優先して県下全域に無線通信網を整備する。 県、市町間の情報を正確かつ迅速に収集、伝達するために県防災行政無線の整備拡充を図る。 	事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線回線強化整備事業</td> <td>県</td> <td>中継局新設 5、回線中継 2,000MHz化、市町等端末 22ブロック分割整備</td> <td>百万円 1,134</td> </tr> <tr> <td>同時通報用無線</td> <td>市町</td> <td>35市町、親局 36、基地局 8、中</td> <td>4,290</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	防災行政無線回線強化整備事業	県	中継局新設 5、回線中継 2,000MHz化、市町等端末 22ブロック分割整備	百万円 1,134	同時通報用無線	市町	35市町、親局 36、基地局 8、中	4,290			削除
区 分	内 容																																																
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。																																																
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 特に建築物の密集地域には、耐震性貯水槽と移動が容易な可搬式小型動力ポンプを重点的に整備する。 																																																
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設整備事業</td> <td>市町</td> <td>100m³耐震性貯水槽、60m³耐震性貯水槽、40m³級防火水槽等</td> <td>百万円 49,839</td> </tr> <tr> <td>消防防災設備整備事業</td> <td>市町</td> <td>消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>9,017施設</td> <td>49,839</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 49,839	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等		計		9,017施設	49,839																																
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																													
	消防防災施設整備事業	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、40m ³ 級防火水槽等	百万円 49,839																																													
	消防防災設備整備事業	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力ポンプ等																																														
計		9,017施設	49,839																																														
(2) 通信施設の整備																																																	
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話のふくそう、途絶が予想される。 このため、防災関係機関からの情報収集及び伝達を円滑にするため必要な無線通信施設を整備する。 <p>なお、市町事業については整備の促進を図る。</p>																																																
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 市町から地域住民への確に情報を伝達するため、津波危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域、市街地を優先して県下全域に無線通信網を整備する。 県、市町間の情報を正確かつ迅速に収集、伝達するために県防災行政無線の整備拡充を図る。 																																																
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災行政無線回線強化整備事業</td> <td>県</td> <td>中継局新設 5、回線中継 2,000MHz化、市町等端末 22ブロック分割整備</td> <td>百万円 1,134</td> </tr> <tr> <td>同時通報用無線</td> <td>市町</td> <td>35市町、親局 36、基地局 8、中</td> <td>4,290</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	防災行政無線回線強化整備事業	県	中継局新設 5、回線中継 2,000MHz化、市町等端末 22ブロック分割整備	百万円 1,134	同時通報用無線	市町	35市町、親局 36、基地局 8、中	4,290																																				
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																													
	防災行政無線回線強化整備事業	県	中継局新設 5、回線中継 2,000MHz化、市町等端末 22ブロック分割整備	百万円 1,134																																													
同時通報用無線	市町	35市町、親局 36、基地局 8、中	4,290																																														
		削除																																															

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考				
地震 -43	<table border="1"> <tr> <td>施設等整備事業</td> <td>継局 9、子局 10, 251、移動局 352</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,424</td> </tr> </table>	施設等整備事業	継局 9、子局 10, 251、移動局 352	計	5,424		
	施設等整備事業	継局 9、子局 10, 251、移動局 352					
	計	5,424					
	2 避難地・避難路の整備		削除	記載内容の精査に伴う修正			
	(1) 避難地の整備						
	区分	内 容					
	事業の目的	広域避難地について、避難困難地区の解消、受入能力の増強等避難危険の解消を図る。					
	整備の水準	地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる8都市において、避難距離2km以内に面積10ha以上(既存のオープンスペース等を含む。)の広域避難地を確保することを目的に整備の促進を図る。					
	事業総括表	事業名			事業主体	事業概要	概算事業費
		公園事業			市	14箇所 約55.1ha	百万円 26,682
(2) 避難路の整備							
区分	内 容						
事業の目的	幹線避難路を整備することにより、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。なお、市町事業については、整備の促進を図る。						
整備の水準	地震災害のおそれが高く、人口の集中した地域をかかえる10都市において、広域避難地へ至る主要な避難路のうち、多数の住民の安全な避難を確保するため特に必要と認められる道路について、幅員15m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。						
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費			
	街路事業	県	5箇所 延長約 1.4km	百万円 8,272			
		市	39箇所 延長約 19.8km	47,878			
		小計	44箇所 延長約 21.2km	56,150			
	土地区画整理事業	市	4箇所 延長約 1.2km	5,949			
		組合	2箇所 延長約 0.9km	951			
		小計	6箇所 延長約 2.1km	6,900			
計		50箇所 延長約 23.3km	63,050				
地震 -44	3 緊急輸送路の整備		削除	記載内容の精査に伴う修正			
	(1) 道路の整備						
	区分	内 容					
事業の目的	緊急輸送路として、第1次緊急輸送路(高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路)、第2次緊急輸送路(第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路)及び第3次緊急輸送路(第1次						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新				備考																																																																																									
	又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路)を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。																																																																																														
整備の水準	緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。																																																																																														
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路改良事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>63箇所</td> <td>139,021</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>〃(県道)</td> <td>〃</td> <td>37箇所</td> <td>31,358</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特改一種事業(一般国道)</td> <td>〃</td> <td>31箇所</td> <td>16,996</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(県道)</td> <td>〃</td> <td>28箇所</td> <td>8,052</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁整備事業(一般国道)</td> <td>〃</td> <td>23箇所</td> <td>5,657</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(県道)</td> <td>〃</td> <td>3箇所</td> <td>5,058</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>185箇所</td> <td>206,142</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁整備事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>3箇所</td> <td>5,591</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(県道)</td> <td>〃</td> <td>7箇所</td> <td>5,302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>橋梁補修事業(一般国道)</td> <td>〃</td> <td>107箇所</td> <td>19,868</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(県道)</td> <td>〃</td> <td>71箇所</td> <td>8,958</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>188箇所</td> <td>39,719</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害防除事業(一般国道)</td> <td>県・市</td> <td>399箇所</td> <td>24,435</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃(県道)</td> <td>〃</td> <td>339箇所</td> <td>11,351</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>738箇所</td> <td>35,786</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>1,111箇所</td> <td>281,647</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					事業名	事業主体	事業概要	概算事業費		道路改良事業(一般国道)	県・市	63箇所	139,021	百万円	〃(県道)	〃	37箇所	31,358		特改一種事業(一般国道)	〃	31箇所	16,996		〃(県道)	〃	28箇所	8,052		橋梁整備事業(一般国道)	〃	23箇所	5,657		〃(県道)	〃	3箇所	5,058			小計	185箇所	206,142		橋梁整備事業(一般国道)	県・市	3箇所	5,591		〃(県道)	〃	7箇所	5,302		橋梁補修事業(一般国道)	〃	107箇所	19,868		〃(県道)	〃	71箇所	8,958			小計	188箇所	39,719		災害防除事業(一般国道)	県・市	399箇所	24,435		〃(県道)	〃	339箇所	11,351			小計	738箇所	35,786		計		1,111箇所	281,647						
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																																																											
	道路改良事業(一般国道)	県・市	63箇所	139,021	百万円																																																																																										
	〃(県道)	〃	37箇所	31,358																																																																																											
	特改一種事業(一般国道)	〃	31箇所	16,996																																																																																											
	〃(県道)	〃	28箇所	8,052																																																																																											
	橋梁整備事業(一般国道)	〃	23箇所	5,657																																																																																											
	〃(県道)	〃	3箇所	5,058																																																																																											
		小計	185箇所	206,142																																																																																											
	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	3箇所	5,591																																																																																											
	〃(県道)	〃	7箇所	5,302																																																																																											
	橋梁補修事業(一般国道)	〃	107箇所	19,868																																																																																											
	〃(県道)	〃	71箇所	8,958																																																																																											
		小計	188箇所	39,719																																																																																											
	災害防除事業(一般国道)	県・市	399箇所	24,435																																																																																											
	〃(県道)	〃	339箇所	11,351																																																																																											
		小計	738箇所	35,786																																																																																											
	計		1,111箇所	281,647																																																																																											
	(2) 港湾施設の整備																																																																																														
	区分	内 容																																																																																													
事業の目的	人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために、係留施設(耐震強化岸壁等)を整備するとともに、臨港交通施設(橋梁)の耐震化を行い、発災後は海路による救援活動を積極的に行う。																																																																																														
整備の水準	伊豆半島、東部、中部、西部の4地区に防災拠点港湾(熱海港、下田港、沼津港、田子の浦港、清水港、御前崎港)及び防災港湾を配置し、緊急輸送路と関連させて係留施設(耐震強化岸壁等)及び臨港交通施設(橋梁)の整備を図る。																																																																																														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧				新				備考	
地震 -45	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要		概算事業費					
				(係留施設)		百万円					
		港湾改修事業	県	岸壁	6港	延長約785m		5,901			
				物揚場	1港	延長約175m					
				栈橋	2港	延長約118m					
		小計	市	岸壁	1港	延長約90m		191			
				岸壁	7港	延長約875m		5,901			
				物揚場	1港	延長約175m					
		栈橋	2港	延長約118m							
				(臨港交通施設)							
県	橋梁	2港(4橋)	延長約315m		3,316						
計					9,408						
(3) 漁港施設の整備											
区分		内容									
事業の目的		緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために耐震強化岸壁を整備し、海路による救援活動を積極的に行う。									
整備の水準		港湾施設と関連して海路による救援活動等の実施に必要な漁港について、耐震強化岸壁を整備する。									
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要		概算事業費						
	漁港修築改修事業	県	岸壁	2漁港	延長約570m		1,467				
			市	1漁港	延長約150m			257			
	計			3漁港	岸壁延長約720m		1,724				
4 防災上重要な建物の整備											
(1) 医療救護施設の整備											
区分		内容									
事業の目的		在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化を促進する。 なお、市町及び公的医療機関の事業について整備の促進を図る。									
整備の水準		救護所・救護病院及び災害拠点病院等を有機的に結びつけ、医療救護活動を迅速、的確に実施できるようにする。特に、医療救護活動の拠点となる救護病院及び災害拠点病院等については、調査を実施し、必要に応じ改築を行う。									
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要		概算事業費						
	病院施設緊急整備事業 (非木造改築)	県	2箇所	延床面積	7,679㎡		1,575				
			市町+一部事	13箇所	延床面積	34,240㎡		7,484			
								削除			
										記載内容の精査に伴う修正	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧					新					備考
		務組合								
		公的病院	5 箇所	延床面積 20,168 m ²				3,932		
	計		20 箇所	延床面積 62,088 m ²				12,991		
(2) 社会福祉施設の整備										
区 分	内 容									
事業の目的	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守る。なお、市町及び民間事業については整備の促進を図る。									
整備の水準	社会福祉施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については、耐震診断の結果により改築、補強を行う。									
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要			概算事業費				
	社会福祉施設整備事業 (木造改築)	県	1 箇所	300 m ²		百万円 42				
		市 町	7 4 箇所	定員約	6,505 人	7,264				
		社会福祉法人	2 6 箇所	〃	2,185 人	2,741				
		小 計	1 0 1 箇所	〃	8,690 人	10,047				
	社会福祉施設整備事業 (非木造改築)	県	2 箇所	〃	174 人	2,129				
		市 町	1 1 箇所	〃	614 人	4,028				
		社会福祉法人	3 3 箇所	〃	2,198 人	14,081				
		小 計	4 6 箇所	〃	2,986 人	20,238				
	社会福祉施設整備事業 (非木造補強)	県	3 箇所	〃	290 人	176				
		市 町	6 箇所	〃	800 人	54				
		社会福祉法人	1 4 箇所	〃	1,180 人	617				
		小 計	2 3 箇所	〃	2,270 人	847				
	計		1 7 0 箇所	〃	13,946 人	31,132				
(3) 学校施設の整備										
区 分	内 容									
事業の目的	児童、生徒の生命の安全確保を図るとともに、災害応急対策の円滑化を図る。									
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 公立小・中学校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また、鉄筋建物等については耐震診断の結果により改築、補強を行う。 このうち、非木造の屋内運動場の補強及び大規模地震の際に倒壊または崩壊する危険性の高い公立小・中学校の施設については、地震防災緊急事業で実施する。 									
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要			概算事業費				
	公立小・中学校危険建	市町	3 1 0 校	改築面積	約 326,763 m ²	百万円				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考		
	物改築事業（木造改築）		41,047					
	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造改築）	600校 改築面積 約713,271㎡	129,211					
	公立小・中学校危険建物改築事業（非木造補強）	782校 補強面積 約1,808,396㎡	65,096					
	計	1,692校 延面積 約2,848,430㎡	235,354					
地震 -46	5 災害の防止事業				削除	記載内容の精査に伴う修正		
	(1) 山崩れ、地すべり等の防止							
	区分	内 容						
	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。 市町事業については、整備の促進を図る。 						
	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。 人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤体の補強、及び付帯構造物の新設・改修を行う。 						
	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要			概算事業費	
		通常砂防事業	県	86箇所			14,304	百万円
		予防治山事業	〃	688箇所			18,399	
		復旧治山事業	〃	1,476箇所			49,446	
		地すべり対策事業	(小計)	180箇所			45,753	
(農林水産省)		県	61箇所	14,246				
(林野庁)		〃	46箇所	8,136				
(国土交通省)		〃	73箇所	23,371				
急傾斜地崩壊対策事業		〃	723箇所	113,242				
県営ため池整備事業		〃	37箇所	4,298				
団体営ため池整備事業	市町	87箇所	3,708					
計		3,277箇所	249,150					

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考																																								
(2) 津波による災害の防止																																												
区分	内 容																																											
事業の目的	津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設等の整備を図る。 なお、市町事業については、整備の促進を図る。																																											
整備の水準	人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・港湾・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門・陸間の設備等を整備する。																																											
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域河川改修事業等</td> <td>県</td> <td>2河川</td> <td>百万円 8,197</td> </tr> <tr> <td>総合治水事業</td> <td>〃</td> <td>1河川</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>耐震対策河川事業</td> <td>〃</td> <td>10河川</td> <td>21,983</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮対策河川事業</td> <td>〃</td> <td>26河川</td> <td>24,430</td> </tr> <tr> <td>漁港海岸保全事業</td> <td>〃</td> <td>3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m</td> <td>7,693</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>市町</td> <td>10海岸 4,262m</td> <td>8,988</td> </tr> <tr> <td>港湾海岸改修事業</td> <td>県</td> <td>11海岸 24,096m</td> <td>24,093</td> </tr> <tr> <td>海岸高潮対策事業</td> <td>〃</td> <td>9海岸 12,632m</td> <td>13,922</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>109,606</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	広域河川改修事業等	県	2河川	百万円 8,197	総合治水事業	〃	1河川	300	耐震対策河川事業	〃	10河川	21,983	地震・高潮対策河川事業	〃	26河川	24,430	漁港海岸保全事業	〃	3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m	7,693	〃	市町	10海岸 4,262m	8,988	港湾海岸改修事業	県	11海岸 24,096m	24,093	海岸高潮対策事業	〃	9海岸 12,632m	13,922	計			109,606
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																								
	広域河川改修事業等	県	2河川	百万円 8,197																																								
	総合治水事業	〃	1河川	300																																								
	耐震対策河川事業	〃	10河川	21,983																																								
	地震・高潮対策河川事業	〃	26河川	24,430																																								
	漁港海岸保全事業	〃	3海岸 堤防護岸 延長約 4,472m	7,693																																								
	〃	市町	10海岸 4,262m	8,988																																								
	港湾海岸改修事業	県	11海岸 24,096m	24,093																																								
	海岸高潮対策事業	〃	9海岸 12,632m	13,922																																								
計			109,606																																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表

地震 -48	旧 地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)					新 地震対策緊急整備事業費総括表 (単位：百万円)			備考
	区分 事業名	承認計画事業費	事業主体別内容			区分 事業名	計画事業費		
			県	市町	その他				
	避難地整備	26,682		26,682		避難地整備		26,711	記載内容の精査に伴う修正
	避難路整備	63,050	8,272	53,827	951	避難路整備		73,513	
	消防用施設整備	49,839		49,839		消防用施設整備		55,853	
	緊急輸送路整備	防 災	31,326	4,460		緊急輸送路整備	道 路	314,190	
		改 良 等	212,783	33,078			港 湾	9,408	
		港湾・漁港	10,684	448			漁 港	1,724	
	通信施設整備	5,424	1,134	4,290		通信施設整備		5,424	
	緩衝緑地整備					削除	削除	削除	
	病院整備	12,991	1,575	7,484	3,932	病院整備	非木造・改	12,991	
	福祉施設整備	木造・改	42	7,264	2,741	福祉施設整備	木造・改	10,047	
		非木造・改	2,129	4,028	14,081		非木造・改	20,238	
		非木造・補	176	54	617		非木造・補	847	
	学校設備(小・中)	木造・改		41,047		学校設備(小・中)	木造・改	41,047	
		非木造・改		129,211			非木造・改	146,294	
		非木造・補		65,096			非木造・補	63,932	
	津波対策	広域河川	54,910	54,910		津波対策	河 川	45,199	
		海岸等	45,708	8,988			海 岸	73,268	
	山崩れ等防止	建 設	150,917	150,917		山崩れ等防止	砂 防	17,724	
		林野等	75,981	75,981			保安施設	72,870	
		農地等	18,544	3,708			地すべり・急傾斜	176,251	
	合 計		614,181	439,504	22,322	合 計	ため池	13,115	
			1,076,007					1,180,646	
	注 この表は、令和2年3月30日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。					注 この表は、令和3年2月19日、内閣総理大臣の変更同意を得た地震対策緊急整備事業計画である。			時点更新

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																								
地震 -49	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p>平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画に続き、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。</p>	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。</p> <p>平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画に続き、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画を策定し、実施している。</p>																									
地震 -49	<p>1 防災業務施設の整備</p> <p>(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td>地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">事業総括表</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>県</td> <td>消防用階段護岸等 4箇所</td> <td>2 百万円 80</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備費 補助事業</td> <td>市町他</td> <td>耐震性貯水槽・防火水槽 46箇所 消防車両 144箇所 その他の消防用施設 145箇所</td> <td>12,556</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>359箇所</td> <td>12,636</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 	事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>県</td> <td>消防用階段護岸等 4箇所</td> <td>2 百万円 80</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備費 補助事業</td> <td>市町他</td> <td>耐震性貯水槽・防火水槽 46箇所 消防車両 144箇所 その他の消防用施設 145箇所</td> <td>12,556</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>359箇所</td> <td>12,636</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	河川事業	県	消防用階段護岸等 4箇所	2 百万円 80	消防防災施設整備費 補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 46箇所 消防車両 144箇所 その他の消防用施設 145箇所	12,556	計		359箇所	12,636	<p>削除</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載内容の精査に伴う修正</p>
区 分	内 容																										
事業の目的	地震の発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防用施設及び消火用水の確保に必要な施設の整備を図る。なお、市町事業については整備の促進を図る。																										
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。 地震発生時の消火活動に農業水利施設の貯水又は流水を容易に活用できるようにするため、調整池への配水施設の設置、用排水施設、ため池施設への防火水槽及び給水栓の設置並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 地震発生時の消火活動に河川の流水を容易に活用できるようにするため、河川の護岸に階段等の施設を整備する。 																										
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>県</td> <td>消防用階段護岸等 4箇所</td> <td>2 百万円 80</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備費 補助事業</td> <td>市町他</td> <td>耐震性貯水槽・防火水槽 46箇所 消防車両 144箇所 その他の消防用施設 145箇所</td> <td>12,556</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>359箇所</td> <td>12,636</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	河川事業	県	消防用階段護岸等 4箇所	2 百万円 80	消防防災施設整備費 補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 46箇所 消防車両 144箇所 その他の消防用施設 145箇所	12,556	計		359箇所	12,636										
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																							
	河川事業	県	消防用階段護岸等 4箇所	2 百万円 80																							
	消防防災施設整備費 補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 46箇所 消防車両 144箇所 その他の消防用施設 145箇所	12,556																							
計		359箇所	12,636																								
	<p>(2) 通信施設及び情報伝達施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td>電話のふくそう、途絶が予想される地震災害時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集、伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td>地震災害時における市町及びその地域の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、市町防災行政無線地域防災無線系を整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事業総括表</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	事業の目的	電話のふくそう、途絶が予想される地震災害時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集、伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。	整備の水準	地震災害時における市町及びその地域の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、市町防災行政無線地域防災無線系を整備する。	事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費														
区 分	内 容																										
事業の目的	電話のふくそう、途絶が予想される地震災害時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関の情報収集、伝達に必要な無線通信施設の整備を図る。																										
整備の水準	地震災害時における市町及びその地域の防災関係機関、生活関連機関の情報連絡網を確保するため、市町防災行政無線地域防災無線系を整備する。																										
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																						
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																							

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧				新				備考	
地震 -50		消防防災施設整備費 補助事業	市 町	防災無線通信設備	7箇所				百万円 2,574		
		2 地域の防災構造化				削除				記載内容の精査に伴う修正	
		(1) 避難地の整備									
	区分	内 容									
	事業の目的	地震災害時における近隣住民の円滑な避難及び救援・復旧活動の拠点を確保するため、避難地の整備を図る。									
	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、広域避難地、一次避難地となる都市公園を整備する。同時に、近隣の区画整理により避難地周辺の耐震化、不燃化を進める。 防災拠点港湾において、避難者の輸送や緊急物資の輸送のためのオープンスペースとなる港湾緑地を整備する。 									
	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要							概算事業費
		都市公園事業	市	6箇所	3.73ha						百万円 1,431
		(2) 避難路の整備									
	区分	内 容									
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 幹線避難路等市町長の指定する避難路について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。 市町事業については、整備の促進を図る。 										
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 人口の集中した地域において、広域避難地へ至る幹線避難路について幅員15m以上に拡幅改良を行うとともに、老朽橋の架け替えを行う。 農村、山村における避難路として、1次避難地へ通ずる農道を優先し、幅員3m以上の農道及び農村集落道を整備する。 										
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要		概算事業費						
	森林整備事業	県	農道	4箇所 15,000m	百万円 1,407						
	土地区画整理事業	市・組合	街路	6箇所 1,090m	4,628						
	計			10箇所 16,090m	6,035						
	(3) 消防活動用道路の整備										
区分	内 容										
事業の目的	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域において、消防活動の円滑化、延焼の防止を図るため、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新				備考																										
	図る。																															
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 幅員6m以上の道路から消防ホースの届かない市街地において、幅員6m以上の道路の新設又は拡幅改良を行う。 山村の消防活動が困難な区域において、消防自動車が行きやすいよう集落道を整備する。 対象となる地区すべての整備を完了する。 																															
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。																															
(4) 共同溝等の整備																																
区分	内 容																															
事業の目的	地震発生時における電柱等の倒壊による交通の遮断を回避し、電気供給施設の耐震性を高めるため、電線類の地中化を図る。																															
整備の水準	市街地の幹線道路を中心に、静岡県無電柱化推進計画に基づき電線共同溝の整備を進める。																															
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路事業</td> <td>県・市</td> <td>電線共同溝 12箇所 2,500m</td> <td>百万円 2,159</td> </tr> <tr> <td>街路事業</td> <td>県・市</td> <td>電線共同溝 6箇所 860m</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土地区画整理事業</td> <td>市</td> <td>電線共同溝 3箇所 1,100m</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>電線共同溝 1箇所 60m</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>電線共同溝 4箇所 1,160m</td> <td>305</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>22箇所 4,520m</td> <td>3,454</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	道路事業	県・市	電線共同溝 12箇所 2,500m	百万円 2,159	街路事業	県・市	電線共同溝 6箇所 860m	990	土地区画整理事業	市	電線共同溝 3箇所 1,100m	271	政令市	電線共同溝 1箇所 60m	34	小計	電線共同溝 4箇所 1,160m	305	計		22箇所 4,520m	3,454	
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																													
道路事業	県・市	電線共同溝 12箇所 2,500m	百万円 2,159																													
街路事業	県・市	電線共同溝 6箇所 860m	990																													
土地区画整理事業	市	電線共同溝 3箇所 1,100m	271																													
	政令市	電線共同溝 1箇所 60m	34																													
	小計	電線共同溝 4箇所 1,160m	305																													
計		22箇所 4,520m	3,454																													
(5) 老朽住宅密集対策																																
区分	内 容																															
事業の目的	地震発生時において、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。																															
整備の水準	土地区画整理事業及びまちづくり交付金により計画された箇所について完了する。																															
事業総括表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>市</td> <td>1箇所 0.92ha</td> <td>百万円 57</td> </tr> </tbody> </table>					事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	土地区画整理事業	市	1箇所 0.92ha	百万円 57																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																													
土地区画整理事業	市	1箇所 0.92ha	百万円 57																													

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考				
地震 -51	3 緊急輸送路の整備		削除	記載内容の精査に伴う修正			
	(1) 道路の整備						
	区分	内 容					
	事業の目的	知事の指定する第1次、第2次、第3次緊急輸送路について、地震災害時に人員・物資の輸送に支障のないように整備を図る。					
	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 知事の指定する緊急輸送路のうち、地震による被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所を改良を行う。 緊急輸送路に指定された都市計画道路、緊急時に迂回路としての効果が見込める農道の整備を図る。 					
	事業総括表	事業名			事業主体	事業概要	概算事業費
		道路事業			県	道路改築 3箇所 2,350m	百万円 2,013
					政令市	道路改築 22箇所 4,480m	14,280
					小計	25箇所 6,830m	16,293
		街路事業			県・政令市	街路 2箇所 490m	1,605
		農道事業			県	農道 1箇所 1,700m	464
		計				28箇所 9,020m	18,362
	(2) 港湾施設の整備						
	区分	内 容					
	事業の目的	陸路の寸断、交通支障が予想される地震災害時に、海路からの救援活動を行うため、緊急輸送ネットワークに位置づけられた防災港湾において、人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送機能の確保に必要となる耐震強化岸壁等の整備を図る。					
整備の水準	特に緊急性が高い1次緊急輸送ルートに位置づけられた防災拠点港湾の清水港、田子の浦港及び御前崎港について、耐震強化岸壁を整備する。						
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。						
(3) 漁港施設の整備							
区分	内 容						
事業の目的	陸路の寸断、交通支障が予想される地震災害時に、海路からの救援活動を行うため、緊急輸送ネットワークに位置づけられた防災港湾（漁港）において、人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送機能の確保に必要となる耐震岸壁等の整備を図る。						
整備の水準	防災港湾（漁港）のうち特に拠点性が高い県営漁港について、耐震強化岸壁及び臨港道路を整備する。						
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。						
(4) 交通管制施設の整備							
区分	内 容						
事業の目的	地震災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、停電を						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考			
地震 -52		感知すると自動起動して信号機に電源を供給する自動起動型信号機電源付加装置を整備する。		記載内容の精査に伴う修正			
	整備の水準	地震発生時において、緊急交通路を確保するとともに、県下の主要都市の交通混乱を抑止するため、第1次緊急輸送路を重点に自動起動型信号機電源付加装置の整備を図る。					
	事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。					
	4 防災上重要な建物の整備				削除		
	(1) 社会福祉施設の整備						
	区 分	内 容					
	事業の目的	自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、保育所及び認定こども園の耐震化を図る。					
	整備の水準	特に自力避難が困難な者が入所する施設や、現存率の低い施設を重点に、改築又は補強を行う。					
	事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。					
	(2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備						
	区 分	内 容					
	事業の目的	園児・児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開をはかるため、耐震補強計画や不適合改築計画の設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。					
	整備の水準	公立幼稚園・小中学校の補強工事や改築工事を行う。					
	事業総括表	事業名	事業主体			事業概要	概算事業費
		公立学校施設整備事業	市町			46校（校舎23棟 屋内運動場31棟）	百万円 6,469
公立幼稚園施設整備事業		市町	2園（園舎2棟）	105			
計			48校・園（56棟）	6,574			
(3) 公立特別支援学校施設の整備							
区 分	内 容						
事業の目的	児童、生徒の生命の安全を確保し、すみやかな教育活動の再開を図るため、耐震補強計画・設計及び工事を計画的に実施し、学校施設の耐震化を図る。						
整備の水準	公立特別支援学校の改築及び補強工事を行う。						
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。						
(4) 地域防災拠点施設の整備							
区 分	内 容						
事業の目的	・地震災害時における地域の災害応急対策の拠点を確保するため、災害対策本部施設の新設や耐震性の不足する災害対策本部施設の耐震補強及び防災拠点施設、総合監理施設の設置を図る。						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新				備考
整備の水準	・地震災害時における地域の災害応急対策の拠点として、災害対策本部施設となる市役所新庁舎の建設や市役所支所の耐震化、消防庁舎を含めた防災拠点施設、平常時における防災意識の啓発機能を有する総合監理施設を整備する。					記載内容の精査に伴う修正
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。					
(5) 公的建造物の整備						
区分	内 容					
事業の目的	地震災害時に災害の発生の防御又は拡大を防止するため、災害応急対策を行う施設等の整備を図る。					
整備の水準	県、市町の所有する災害時の拠点となりうる施設（避難所として使用される施設を含む）のうち、地震による倒壊の危険性が高いものを整備する。					
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費		
	公立学校施設整備事業	町	3棟	百万円 629		
5 災害の防止事業						
(1) 土砂災害の防止						
区分	内 容					
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時における土砂災害の発生を抑制し被害の軽減を図るため、人家に大きな被害が予測されるなど地震防災上緊急度が高い箇所について、防災施設の整備を図る。 ・ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。 					
整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の密集している地域のうち、土砂災害の発生する危険が著しい箇所について砂防施設を整備する。 ・人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調整等の措置ができるように堤体の補強、及び付帯構造物の新設・改修を行う。 					
事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費		
	砂防事業	県	砂防設備 17 溪流	百万円 2,287		
(2) 津波による災害の防止						
区分	内 容					
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・津波により著しい災害が生じるおそれのある地域における住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るため、海岸保全施設の整備を図る。 ・津波・高潮危機管理対策は、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び津波対策の促進により、津波・高潮発生時における人命の優先的な保護を推進することを目的としており、津波避難施設、津波情報施設の設置、津波ハザードマップ作成を支援する堤防の耐震調査などの対策を実施する。 					
整備の水準	東海又は神奈川県西部地震による津波浸水被害が想定される地域において、被害想定津波高に対応できるように、堤防・護岸の新設及びかさ上げ、防潮水門の新					

地震
-53

削除

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧				新				備考	
地震 -54		設及び遠隔自動操作化を実施する。								記載内容の精査に伴う修正	
	事業総括表	事業名 (国土交通省港湾局所管) 海岸環境整備事業		事業主体 県	事業概要 1 海岸 堤防護岸 139.6m	概算事業費 百万円 315					
	6 災害応急対策用施設等の整備										
	(1) 水・自家発電設備等の整備										
	区分	内 容									
	事業の目的	地震災害時において地域住民等の安全を確保するため、飲料水等の生活用水及び電源の確保に必要となる施設又は設備の整備を図る。									
	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、生活用水を確保するため、水道施設及び簡易水道施設に係る配水池の大容量化及び緊急遮断弁を整備する。 ・広域避難地、一次避難地である防災公園（都市公園）について、地震災害時における防災機能を高めるため、飲料水の供給に資する耐震性貯水槽を整備する。 ・飲料水等の生活用水を確保し、児童、生徒及び地域住民の避難所施設として地震災害時における防災機能を高めるため、公立小中学校や公共体育施設に浄水型水泳プールを整備する。 ・生活用水を確保するため、使用可能な農業水利施設への貯水槽及び給水栓の設置、並びに農業水利施設への進入路等を整備する。 ・水道施設の配水池等貯水施設から飲料水、生活用水を配送するため、給水車を整備する。 ・消防及び救命活動等に必要な電源を確保するため、電源車を整備する。 									
	事業総括表	事業名		事業主体	事業概要	概算事業費					
		スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール 箇所	1	百万円 196					
		緊急時給水拠点確保等事業	市	配水池	2箇所	380					
	簡易水道等施設整備事業	市	配水池	9箇所	486						
	計			12箇所	1,062						
(2) 備蓄倉庫の整備											
区分	内 容										
事業の目的	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。										
整備の水準	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、各市町における整備計画に基づいて、備蓄倉庫を整備する。										
事業総括表	事業名		事業主体	事業概要	概算事業費						

削除

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧				新			備考
		消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫	2箇所	百万円		27	
		(3) 応急救護設備等の整備							
区分	内 容								
事業の目的	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。								
整備の水準	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、各市町における整備計画に基づいて、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材を整備する。								
事業総括表	第5次五箇年計画では、実施事業なし。								
地震 -55	地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)				地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表 (単位:百万円)				記載内容の精査に伴う修正 数値の訂正 脱字の修正
	事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容			計画事業費		
	避難地	一次避難地(都市公園)	1,431			1,431			
	避難路	農道等	1,407		1,407				
		区画整理等	4,628			4,608	20		
	消防用施設	河川施設	80		80				
		消防施設	12,556			10,314	2,242		
	緊急輸送路	農道	464		464				
		道路	16,293		2,013	14,280			
		街路	1,605		1,000	605			
	共同溝等	道路	2,159		404	1,755			
		街路	990		250	740			
		区画整理等	305			305			
	公立幼稚園・小中学校	校舎	2,890			2,890			
		屋内運動場	3,579			3,579			
		園舎	105			105			
	公的建造物	社会教育施設	629			629			
	津波対策	国土交通省港湾局所管海岸	315		315				
	土砂災害対策	砂防設備	2,287		2,287				
	防災行政無線	防災無線通信設備	2,574			2,574			
	水、自家発電設備等	配水池	866			866			
		公立学校プール	196			196			
	備蓄倉庫	備蓄倉庫	27			27			
	老朽住宅密集対策	区画整理等	57			57			
	合計		55,535		8,220	45,053	2,262		
	注 この表は、令和2年3月30日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である				注 この表は、令和2年3月30日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
地震 -59	<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 (略)</p> <p>Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 (略)</p> <p>第4節 避難対策等 (略)</p> <p>1 地域住民の事前避難行動等 (略)</p> <p>(2) 事前避難対象地域の設定 市町は、津波による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮のうえ、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域を設定し明示するものとする。なお、昼間には避難が可能であるが、夜間（就寝時）には津波からの緊急避難が困難と想定される地域においては、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域を設定することも可能とする。</p> <p>また、事前避難対象地域が定まるまでの間、市町は、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象とした地域（山・がけ崩れを除く）を事前避難対象地域に暫定的に位置付けることができる。</p> <p>(3) 避難勧告等の基準 市町長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難勧告等を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。なお、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域に対しては、夜間のみを対象とした避難勧告等を発表することも可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民事前避難対象地域：避難勧告 ・高齢者等事前避難対象地域：避難準備・高齢者等避難開始 <p>(4) 避難勧告等の伝達方法 市町長は、避難勧告等を発表したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。 (略)</p>	<p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 (略)</p> <p>Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 (略)</p> <p>第4節 避難対策等 (略)</p> <p>1 地域住民の事前避難行動等 (略)</p> <p>(2) 事前避難対象地域の設定 市町は、津波による被害の発生が予想される地区等において、地域の特性を考慮のうえ、住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域を設定し明示するものとする。なお、昼間には避難が可能であるが、夜間（就寝時）には津波からの緊急避難が困難と想定される地域においては、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域を設定することも可能とする。</p> <p>また、事前避難対象地域が定まるまでの間、市町は、大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言時に避難指示の対象とした地域（山・がけ崩れを除く）を事前避難対象地域に暫定的に位置付けることができる。</p> <p>(3) 避難指示等の基準 市町長は、国から指示が発せられた後、事前避難対象地域内の住民等に対して、以下のとおり避難指示等を行うものとし、対象地区等について、あらかじめ定めるものとする。なお、夜間（就寝時）のみを対象とした事前避難対象地域に対しては、夜間のみを対象とした避難指示等を発表することも可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民事前避難対象地域：避難指示 ・高齢者等事前避難対象地域：高齢者等避難 <p>(4) 避難指示等の伝達方法 市町長は、避難指示等を発表したときは、直ちに事前避難対象地域内の住民等に対して、同時通報用無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。 (略)</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
地震 -65	<p>第4-2章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む)</p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p>なお、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、県及び市町は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、県の対応の概要は第15節に定める。</p> <p>県及び市町は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置付けるものとする。</p>	<p>第4-2章 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む)</p> <p>東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。</p> <p>東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。</p> <p>地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。</p> <p>(削除)</p>	<p>令和2年度の地域防災計画修正において、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について定める第4章を新設したことに伴い削除</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
地震 -67	<p>第1節 防災関係機関の活動 (略) 1 県 (略) 【警戒宣言発令時】 (略)</p> <p>「静岡県地震災害警戒本部編制図」</p>	<p>第1節 防災関係機関の活動 (略) 1 県 (略) 【警戒宣言発令時】 (略)</p> <p>「静岡県地震災害警戒本部編制図」</p>	組織改編に伴う修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

地震 -68	旧	新	備考
	<p>「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」</p> <p>※一方面本部管内に同一部署の出先機関が複数ある場合においては、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部員とする。</p>	<p>「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」</p> <p>※一方面本部管内に同一部署の出先機関が複数ある場合においては、方面本部が設置される庁舎にある出先機関又は直近の出先機関の長を方面本部員とする。</p>	<p>静岡県災害対策本部運営要領の改正を踏まえた修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考												
	<p>「東海地震注意情報に関する対策会議」</p>	<p>「東海地震注意情報に関する対策会議」</p>	<p>備考</p> <p>組織改編に伴う修正</p>												
地震 -69	<p>2 市町</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災体制の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。 </td> </tr> <tr> <td>応急対策の内容</td> <td> <p>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。 	応急対策の内容	<p>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 	<p>2 市町</p> <p>【東海地震注意情報発表時等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災体制の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。 </td> </tr> <tr> <td>応急対策の内容</td> <td> <p>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。 	応急対策の内容	<p>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 	<p>関係機関からの意見を反映</p>
区分	内容														
防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。 														
応急対策の内容	<p>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 														
区分	内容														
防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町地域防災計画において定める東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。 														
応急対策の内容	<p>市町が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策は、県が東海地震注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保</p> <p>ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設</p> <p>コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備</p> <p>サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携</p> <p>(ア)必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ)必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。</p> <p>(ウ)住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>		<p>ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保</p> <p>ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設</p> <p>コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備</p> <p>サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携</p> <p>(ア)必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ)必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。</p> <p>(ウ)住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>	
消防、水防機 関の措置	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保 必要に応じて住民等の避難誘導 	消防、水防機 関の措置	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保 必要に応じて住民等の避難誘導 	
【警戒宣言発令時】		【警戒宣言発令時】		
内 容	内 容	内 容	内 容	
市町警戒本部 所掌事務	<p>市町長は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置する。</p> <p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携</p> <p>(ア)警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ)必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。</p> <p>(ウ)住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定</p> <p>エ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>オ 消防、水防等の応急措置</p> <p>カ 避難者等の救護</p> <p>キ 緊急輸送の実施</p> <p>ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入</p> <p>ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備</p> <p>コ 自主防災組織活動の指導、連携</p> <p>サ その他地震防災上の措置</p>	市町警戒本部 所掌事務	<p>市町長は、警戒宣言が発せられたときは、市町地震災害警戒本部（以下「市町警戒本部」という。）を設置する。</p> <p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携</p> <p>(ア)警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ)必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。</p> <p>(ウ)住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難指示又は警戒区域の設定</p> <p>エ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>オ 消防、水防等の応急措置</p> <p>カ 避難者等の救護</p> <p>キ 緊急輸送の実施</p> <p>ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入</p> <p>ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備</p> <p>コ 自主防災組織活動の指導、連携</p> <p>サ その他地震防災上の措置</p>	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正
消防、水防機 消防本部	<p>市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の収集と伝達</p> <p>イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立</p> <p>ウ 地域住民への避難の勧告又は指示の伝達</p> <p>エ 出火防止のための広報</p>	消防、水防機 消防本部	<p>市町警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 情報の収集と伝達</p> <p>イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立</p> <p>ウ 地域住民への避難指示の伝達</p> <p>エ 出火防止のための広報</p>	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考																																								
地震 -70		ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ 住民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動	ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ 住民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動																																									
		(略)	(略)																																									
		3 防災関係機関 (略)	3 防災関係機関 (略)																																									
		【警戒宣言発令時】 防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。	【警戒宣言発令時】 防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。																																									
		(1) 指定地方行政機関	(1) 指定地方行政機関																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局</td> <td>金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局</td> <td>ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</td> <td>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td>林野庁関東森林管理局</td> <td>災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備</td> </tr> <tr> <td>経済産業省関東経済産業局</td> <td>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</td> </tr> <tr> <td>経済産業省中部経済産業局</td> <td>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整	総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理	財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整	農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備	経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</td> </tr> <tr> <td>財務省東海財務局</td> <td>金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省東海北陸厚生局</td> <td>ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局</td> <td>ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導</td> </tr> <tr> <td>農林水産省関東農政局 静岡県拠点</td> <td>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td>林野庁関東森林管理局</td> <td>災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備</td> </tr> <tr> <td>経済産業省関東経済産業局</td> <td>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</td> </tr> <tr> <td>経済産業省中部経済産業局</td> <td>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整	総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理	財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整	農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備	経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域	
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																										
	警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整																																										
	総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理																																										
	財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備																																										
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整																																											
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導																																											
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握																																											
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備																																											
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																																											
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域																																											
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																											
警察庁関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整																																											
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理																																											
財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備																																											
厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整																																											
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導																																											
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握																																											
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備																																											
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）																																											
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域																																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））		を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））	
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	
経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））	経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。））	
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報	
国土交通省中部運輸局	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請	国土交通省中部運輸局	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請	
国土交通省東京航空局 静岡空港出張所	ア 航空機の安全確保のための航空情報の発出依頼 イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制の連絡調整	国土交通省東京航空局 静岡空港出張所	ア 航空機の安全確保のための航空情報の発出依頼 イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制の連絡調整	
国土地理院 中部地方測量部	ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。	国土地理院 中部地方測量部	ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
地震 -72		象庁に報告し、適切な措置を講ずること	象庁 本庁 に報告し、適切な措置を講ずること	関係機関からの意見を反映
	海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保	
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関	
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置		
	独立行政法人国立病院機構	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備	知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備	
	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集	ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から必要に応じて取水を停止する。 イ 関係機関への連絡及び情報収集	
	日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止	
	日本銀行	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報	ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導 イ 通貨の円滑な供給の確保 ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 エ 金融機関の業務運営に係る措置 オ 地震防災応急対策に関する広報	
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整	
	日本放送協会	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送	
	中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検	
	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配	
	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施 イ 防災関係機関の 非常、緊急通信 の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置	ア 通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施 イ 防災関係機関の 重要通信 の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置	関係機関からの意見を反映
	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考	
地震 -74	株式会社 株式会社ジャパンガス エナジー ENEOS グローブ株式会 社 ジクシス株式会社		株式会社 株式会社ジャパンガス エナジー ENEOS グローブ株式会 社 ジクシス株式会社		
	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	
	東京電力パワーグリッ ド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッ ド株式会社	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設 置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等 に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の 実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急 出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保	東京電力パワーグリッ ド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッ ド株式会社	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設 置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等 に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の 実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急 出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保	
	電源開発株式会社 電源開発送変電ネット ワーク株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等 の実施	電源開発株式会社 電源開発送変電ネット ワーク株式会社	必要に応じて、電力施設の特別巡視・点検・機器調整、応急安全措置等 の実施	
	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 東海地震予知情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施	関係機関からの意見を反映
	一般社団法人日本建 設業連合会中部支部 一般社団法人全国中 小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建 設業連合会中部支部 一般社団法人全国中 小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	
	(略)		(略)		
	4 自衛隊 【東海地震注意情報発表時等】 自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。		4 自衛隊 【東海地震注意情報発表時】 自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。		関係機関からの意見を反映
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	
	陸上自衛隊東部方面隊 ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等	陸上自衛隊東部方面隊 ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等	
海上自衛隊横須賀地方隊	ア 司令部の設置準備	海上自衛隊横須賀地方隊	ア 司令部の設置準備		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
地震 -75	ほか	イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化	ほか	イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化		
	航空自衛隊第1航空団 (浜松基地) ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等	航空自衛隊第1航空団 (浜松基地) ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等		
	(略)		(略)			
	第2節 情報活動 (略)		第2節 情報活動 (略)			
	1 県		1 県			
	区 分	内 容	区 分	内 容		
	東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1)消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は消防防災無線電話(地上回線・衛星回線)又は有線電話により、気象庁(静岡地方気象台)から通知される東海地震注意情報及び東海地震予知情報の受理は防災情報提供システム又は有線電話・FAX(防災行政無線電話)により、警戒本部設置前は危機管理部において、警戒本部設置後は警戒本部において受理する。 ----- (2)市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災行政無線によって行う。 伝達のルートは、あらかじめ定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)による。 ----- (3)東海地震注意情報発表時に参集する要員及び警戒本部要員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送により行う。 勤務時間外及び休日等については、別に定める連絡系統図により行う。 ----- (4)東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。	東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1)消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理は消防防災無線電話(地上回線・衛星回線)又は有線電話により、気象庁(静岡地方気象台)から通知される東海地震注意情報及び東海地震予知情報の受理は防災情報提供システム又は有線電話・FAX(防災行政無線電話)により、警戒本部設置前は危機管理部において、警戒本部設置後は警戒本部において受理する。 ----- (2)市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災行政無線によって行う。 伝達のルートは、あらかじめ定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」(以下「情報広報実施要領」という。)による。 ----- (3)東海地震注意情報発表時に参集する要員及び警戒本部要員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送により行う。 勤務時間外及び休日等については、別に定める連絡系統図により行う。 ----- (4)東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報等は、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。		
	地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達	・東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集及び伝達は県防災行政無線等によって行う。 ・収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い部局等については「情報広報実施要領」に定める。 ア 避難の勧告、指示の状況 イ 避難の状況 ウ 市町及び防災関係機関の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ 住民生活、社会・経済活動等の状況 オ 交通機関の運行及び道路交通の状況 カ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 キ 市町からの要請及び防災関係機関への要請	地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達	・東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するための情報収集及び伝達は県防災行政無線等によって行う。 ・収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い部局等については「情報広報実施要領」に定める。 ア 避難 指示 の状況 イ 避難の状況 ウ 市町及び防災関係機関の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ 住民生活、社会・経済活動等の状況 オ 交通機関の運行及び道路交通の状況 カ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 キ 市町からの要請及び防災関係機関への要請		
	国の現地警戒本部等に	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで	国の現地警戒本部等に	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで		

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
地震 -76	対する報告	又は東海地震が発生するまでの間において、県警戒本部等から次の事項について、その状況を逐次報告する。 ア 避難の状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況	対する報告 又は東海地震が発生するまでの間において、県警戒本部等から次の事項について、その状況を逐次報告する。 ア 避難の状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況	
	防災関係機関の有機的連携の推進	(1)放送協定に基づく報道機関の情報伝達 ・あらかじめ締結した放送協定による県等からの要請に基づき、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、県民的確な応急対応を促すため、東海地震注意情報の発表・警戒宣言の発令・東海地震予知情報等、交通機関の運行状況や道路の交通規制状況等の正確・迅速な情報伝達を実施する。 ----- (2)県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化 ・情報の収集及び伝達は、警戒本部等と方面本部、方面本部と市町警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。 ・東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部（同所を管轄する警察署のみ）及び市町警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市町警戒本部等へ派遣する。	防災関係機関の有機的連携の推進 (1)放送協定に基づく報道機関の情報伝達 ・あらかじめ締結した放送協定による県等からの要請に基づき、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、県民的確な応急対応を促すため、東海地震注意情報の発表・警戒宣言の発令・東海地震予知情報等、交通機関の運行状況や道路の交通規制状況等の正確・迅速な情報伝達を実施する。 ----- (2)県、市町間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化 ・情報の収集及び伝達は、警戒本部等と方面本部、方面本部と市町警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。 ・東海地震注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部（同所を管轄する警察署のみ）及び市町警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市町警戒本部等へ派遣する。	
	2 市町		2 市町	
	区分	内 容	区分	内 容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1)県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。 なお、市町警戒本部設置後においては、市町警戒本部において受理するものとする。 ----- (2)警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 ----- (3)東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。	東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1)県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。 なお、市町警戒本部設置後においては、市町警戒本部において受理するものとする。 ----- (2)警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 ----- (3)東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。	
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	・東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 ・消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。 ・情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況	地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	・東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 ・消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。 ・情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考																																												
地震 -78		<p>オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 キ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク 消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）</p>	<p>オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク 消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>																																												
		<p>県警戒本部等に対する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。 その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の状況 イ 市町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 	<p>県警戒本部等に対する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。 その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の状況 イ 市町において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 																																													
	<p>第4節 自主防災活動 (略) 【警戒宣言発令時】</p>	<p>第4節 自主防災活動 (略) 【警戒宣言発令時】</p>																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織本部の設営</td> <td>活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・伝達</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。 </td> </tr> <tr> <td>初期消火の準備</td> <td>可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。</td> </tr> <tr> <td>防災用資機材等の配備・活用</td> <td>防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">家庭内対策の徹底</td> <td colspan="2">次の事項について、各家庭へ呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>家具の転倒防止</td> <td>家具類の固定状況を確認する。</td> </tr> <tr> <td>落下等防止</td> <td>タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。</td> </tr> <tr> <td>出火防止</td> <td>火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。</td> </tr> <tr> <td>備蓄食料・飲料水の確認</td> <td>備蓄食料及び飲料水を確認する。</td> </tr> <tr> <td>病院・診療所の外来診療</td> <td>災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。	情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。 	初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。		家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織本部の設営</td> <td>活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・伝達</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。 </td> </tr> <tr> <td>初期消火の準備</td> <td>可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。</td> </tr> <tr> <td>防災用資機材等の配備・活用</td> <td>防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">家庭内対策の徹底</td> <td colspan="2">次の事項について、各家庭へ呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>家具の転倒防止</td> <td>家具類の固定状況を確認する。</td> </tr> <tr> <td>落下等防止</td> <td>タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。</td> </tr> <tr> <td>出火防止</td> <td>火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。</td> </tr> <tr> <td>備蓄食料・飲料水の確認</td> <td>備蓄食料及び飲料水を確認する。</td> </tr> <tr> <td>病院・診療所の外来診療</td> <td>災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。	情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。 	初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。		家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
区分	内容																																															
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。																																															
情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。 																																															
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。																																															
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。																																															
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。																																															
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。																																														
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。																																														
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。																																														
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。																																														
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。																																														
区分	内容																																															
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。																																															
情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> 市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。 																																															
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。																																															
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。																																															
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。																																															
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。																																														
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。																																														
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。																																														
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。																																														
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。																																														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
地震 -81	避難活動	<ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町に報告する。 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区又は半島部で避難地または避難対象地区外までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区（警戒宣言が発せられた時に市町長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>
		避難生活	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努める。 	
	社会秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。 	
	(略) 第7節 避難活動 (略) 1 避難対策		(略) 第7節 避難活動 (略) 1 避難対策	
	区分	内容	区分	内容
	基本方針	(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に 避難の勧告・指示 の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。	(1) 市町が、市町地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に 避難指示 の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合、市町は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、避難行動要支援者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>
		(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。	(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p> <p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>		<p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p> <p>(4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。</p>	
避難のための 勧告 及び 指示	<p>勧告・指示の基準</p> <p>市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。</p>	<p>避難の指示</p> <p>市町(消防機関及び水防団を含む。)及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。</p> <p>・東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。</p> <p>ア 避難対象地区の地区名</p> <p>イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施</p> <p>ウ 避難経路及び避難先</p> <p>エ 避難する時期</p> <p>オ 避難行動における注意事項(携行品、服装等)</p>	<p>指示の基準</p> <p>市町長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
	<p>勧告・指示の伝達方法</p> <p>・市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。</p> <p>・市町は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。</p>		<p>指示の伝達方法</p> <p>・市町長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。</p> <p>・市町は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。</p>	
	<p>避難についての周知事項</p>		<p>避難についての周知事項</p>	
警戒区域の 設定	<p>警戒区域設定対象地域</p> <p>市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難についての周知事項」に準じて周知を図る。</p>	<p>警戒区域の設定</p> <p>市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難についての周知事項」に準じて周知を図る。</p>	<p>警戒区域設定対象地域</p> <p>市町は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難についての周知事項」に準じて周知を図る。</p>	
	<p>警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法</p> <p>市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。</p>		<p>警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法</p> <p>市町長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。</p>	
避難計画の 作成	<p>・避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。</p> <p>・避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。</p>	<p>・避難実施等措置者は、あらかじめ市町、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。</p> <p>・避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。</p>		
避難状況の 報告	<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。</p>	<p>(1) 市町は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。</p>		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																									
地震 -85	<p>ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>(ウ) 市町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。</p> <p>(ア) 避難地名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ウ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(エ) 市町等に対する要請事項</p> <p>(2) 市町は、避難状況について県へ報告する。</p>	<p>ただし、避難対象地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>(ウ) 市町等に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。</p> <p>(ア) 避難地名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ウ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(エ) 市町等に対する要請事項</p> <p>(2) 市町は、避難状況について県へ報告する。</p>																										
	(略)	(略)																										
	第9節 交通の確保活動 (略)	第9節 交通の確保活動 (略)																										
	1 陸上交通の確保対策 (略)	1 陸上交通の確保対策 (略)																										
	(3) 交通規制計画 県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。	(3) 交通規制計画 県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内への一般車両の流入制限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 </td> </tr> <tr> <td>県内における車両の走行抑制</td> <td>県内における一般車両の走行は極力抑制する。</td> </tr> <tr> <td>東名高速道路等の流入制限</td> <td>東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。</td> </tr> <tr> <td>広域交通規制</td> <td> <p>警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。</p> <p>ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路</p> <p>イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 道 1 号</td> <td>田方郡函南町 箱 根 峠</td> </tr> <tr> <td>国 道 1 号</td> <td>湖西市白須賀 道の 駅 潮 見 坂</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県内への一般車両の流入制限	<ul style="list-style-type: none"> 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 	県内における車両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。	東名高速道路等の流入制限	東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。	広域交通規制	<p>警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。</p> <p>ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路</p> <p>イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 道 1 号</td> <td>田方郡函南町 箱 根 峠</td> </tr> <tr> <td>国 道 1 号</td> <td>湖西市白須賀 道の 駅 潮 見 坂</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	設 置 場 所	国 道 1 号	田方郡函南町 箱 根 峠	国 道 1 号	湖西市白須賀 道の 駅 潮 見 坂	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内への一般車両の流入制限</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 </td> </tr> <tr> <td>県内における車両の走行抑制</td> <td>県内における一般車両の走行は極力抑制する。</td> </tr> <tr> <td>削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。 緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県内への一般車両の流入制限	<ul style="list-style-type: none"> 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 	県内における車両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。	削除	削除	交通規制	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。 緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路 	警察庁の交通規制計画の改訂を反映
区 分	内 容																											
県内への一般車両の流入制限	<ul style="list-style-type: none"> 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 																											
県内における車両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。																											
東名高速道路等の流入制限	東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。																											
広域交通規制	<p>警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。</p> <p>ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路</p> <p>イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>設 置 場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 道 1 号</td> <td>田方郡函南町 箱 根 峠</td> </tr> <tr> <td>国 道 1 号</td> <td>湖西市白須賀 道の 駅 潮 見 坂</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	設 置 場 所	国 道 1 号	田方郡函南町 箱 根 峠	国 道 1 号	湖西市白須賀 道の 駅 潮 見 坂																					
路 線 名	設 置 場 所																											
国 道 1 号	田方郡函南町 箱 根 峠																											
国 道 1 号	湖西市白須賀 道の 駅 潮 見 坂																											
区 分	内 容																											
県内への一般車両の流入制限	<ul style="list-style-type: none"> 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 																											
県内における車両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。																											
削除	削除																											
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。 緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路 																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧				新				備考														
			国道 52 号	富士宮市内房 静岡市清水区興津中	甲 駿 橋 国道 52 号入口交差点																			
			東富士五湖道 路	駿東郡小山町	須 走 I C																			
	緊急交通路等 を確保するた めの措置	・緊急交通路等については、各 流入部 において緊急輸送車両以外（ 軽車両を除く。 ） の通行を禁止する。						・緊急交通路等については、各 インターチェンジ等 において 交通検問所を設置し、 緊急輸送車両以外の通行を禁止する。																
								<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線</th> <th>検問所設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新東名高速道路</td> <td>長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛 川 IC、浜松浜北 IC</td> </tr> <tr> <td>東名高速道路</td> <td>御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC</td> </tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td> <td>須走 IC</td> </tr> <tr> <td>東駿河湾環状道路</td> <td>三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC</td> </tr> <tr> <td>国道 138 号バイパス</td> <td>仁杉 IC、ぐみ沢 IC</td> </tr> <tr> <td>西富士道路</td> <td>広見 IC、小泉若宮交差点</td> </tr> </tbody> </table>		路線	検問所設置場所	新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛 川 IC、浜松浜北 IC	東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC	東富士五湖道路	須走 IC	東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC	国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC	西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点	
路線	検問所設置場所																							
新東名高速道路	長泉沼津 IC、新富士 IC、新清水 IC、清水いはら IC、新静岡 IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、森掛 川 IC、浜松浜北 IC																							
東名高速道路	御殿場 IC、裾野 IC、沼津 IC、浜松西 IC、三ヶ日 IC																							
東富士五湖道路	須走 IC																							
東駿河湾環状道路	三島塚原 IC、三島萩 IC、長泉 IC、沼津岡宮 IC																							
国道 138 号バイパス	仁杉 IC、ぐみ沢 IC																							
西富士道路	広見 IC、小泉若宮交差点																							
	(略)							(略)																
	第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 (略)							第 12 節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 (略)																
	【東海地震注意情報発表時】							【東海地震注意情報発表時】																
	区 分	内 容						区 分																
	水道（市町）	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行 うよう広報する。						水道（市町）																
	電力 東京電力パワー グリッド株式会社 中部電力株式会 社	・電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、 需要家のとるべき措置を広報する。 ・浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行う とともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措 置を講ずる。						電力 東京電力パワー グリッド株式会社 中部電力株式会 社 中部電力パワーグ リッド株式会社 ・電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、 需要家のとるべき措置を広報する。 ・浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行う とともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措 置を講ずる。																
	ガス（都市ガス会 社）	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備 え、需要家のとるべき措置を広報する。						ガス（都市ガス会 社）																
	通信 西日本電信電話株式 会社 東日本電信電話株式 会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ 東海支社	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必 要に応じて防災関係機関の 非常・緊急通信 を優先して接続し、一般通話を制 限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。						通信 西日本電信電話株式 会社 東日本電信電話株式 会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ 東海支社																
	放送	・東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防 止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防 災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生						・東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防 止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防 災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生																
								関係機関からの意見を反映																
								関係機関からの意見を反映																

地震
-92

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。 		<p>活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。 	
市中金融	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。 	市中金融	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。 	
鉄道	<p>列車の運転規制等</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。 	鉄道	<p>列車の運転規制等</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。 	
	<p>旅客等に対する対応</p> <p>東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。</p>		<p>旅客等に対する対応</p> <p>東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。</p>	
バス	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。 	バス	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。 	
道路	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。 	道路	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。 	
旅客船	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。 乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。 	旅客船	<ul style="list-style-type: none"> 平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。 乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。 	
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずる 	病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずる 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>とともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。) ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。) 		<p>とともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。) ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。) 	
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 ・営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。 	百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 ・営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。 	
静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> ・平常どおり運用を継続し、旅客等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の空港の運用休止（緊急輸送等を除く）等についても周知する。 ・警戒宣言発令時の空港の運用休止（緊急輸送等を除く）等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。 	静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> ・平常どおり運用を継続し、旅客等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の空港の運用休止（緊急輸送等を除く）等についても周知する。 ・警戒宣言発令時の空港の運用休止（緊急輸送等を除く）等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。 	
【警戒宣言発令時】		【警戒宣言発令時】		
区 分	内 容	区 分	内 容	
水道（市町）	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給は継続する。 ・地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。 	水道（市町）	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給は継続する。 ・地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。 	
電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の供給は継続する。 ・地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。 ・浜岡原子力発電所については、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。 	電力 東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の供給は継続する。 ・地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。 ・浜岡原子力発電所については、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。 	関係機関からの意見を反映
ガス（都市ガス会社）	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 ・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。 	ガス（都市ガス会社）	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 ・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。 	
通信	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。 ・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日 	通信	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。 ・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日 	関係機関からの意見を反映

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
<p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</p>	<p>本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 ・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 	<p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</p>	<p>本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 ・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。 	
放送	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。 ・地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。 	放送	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。 ・地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。 	
市中金融	<p>金融機関の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。</p> <p>(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。</p> <p>(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。</p> <p>オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。</p> <p>券会社の営業 保険会社及び証券会社の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。</p> <p>イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営</p>	市中金融	<p>金融機関の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。</p> <p>(イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。</p> <p>(ウ) 現金自動預払機（以下「ATM」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。</p> <p>(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>(イ) ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。</p> <p>(ウ) ATMの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。</p> <p>ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。</p> <p>オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。</p> <p>券会社の営業 保険会社及び証券会社の営業</p> <p>ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。</p> <p>イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧				新				備考
<p>業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。</p>				<p>業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。</p> <p>ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。</p> <p>エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。</p>				
鉄道	指定公共機関である鉄道	列車の運転規制等	新幹線	<p>ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。</p> <p>イ 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。</p> <p>ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。</p>	新幹線	<p>ア 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。</p> <p>イ 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。</p> <p>ウ 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。</p>		
			在来線	<p>ア 強化地域への進入を禁止する。</p> <p>イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。</p> <p>ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。</p>	在来線	<p>ア 強化地域への進入を禁止する。</p> <p>イ 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。</p> <p>ウ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。</p>		
	旅客に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。 	旅客に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。 				
	指定地方公共機関である鉄道		<ul style="list-style-type: none"> 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。 旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。 	指定地方公共機関である鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。 旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。 			
	バス		<ul style="list-style-type: none"> バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市町のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。 	バス	<ul style="list-style-type: none"> バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市町のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。 			
	道路		<ul style="list-style-type: none"> 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 走行車両は低速走行する。 	道路	<ul style="list-style-type: none"> 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 走行車両は低速走行する。 			
	旅客船		<ul style="list-style-type: none"> 航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。 	旅客船	<ul style="list-style-type: none"> 航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。 			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<ul style="list-style-type: none"> 航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着棧し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 着棧中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。 		<ul style="list-style-type: none"> 航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着棧し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 着棧中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。 海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。 	
三保飛行場(一社) 日本飛行連盟・赤十字飛行隊	<ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が予想されるため利用しない。 ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。 	三保飛行場(一社) 日本飛行連盟・赤十字飛行隊	<ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が予想されるため利用しない。 ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。 	
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。 	病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。 	
百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 	百貨店・スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 	
静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の離着陸を原則禁止し、旅客等に対して警戒宣言発令及び空港の運用休止（緊急輸送等を除く）、公共交通機関の運行停止等を周知する。 滞留旅客等が発生した場合は、あらかじめ決められた避難地等へ避難させるなど必要な措置を講じる。 	静岡空港	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の離着陸を原則禁止し、旅客等に対して警戒宣言発令及び空港の運用休止（緊急輸送等を除く）、公共交通機関の運行停止等を周知する。 滞留旅客等が発生した場合は、あらかじめ決められた避難地等へ避難させるなど必要な措置を講じる。 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
地震 -103	第5章 災害応急対策 (略)	第5章 災害応急対策 (略)	第5章 災害応急対策 (略)	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
	第1節 防災関係機関の活動 (略)	第1節 防災関係機関の活動 (略)	第1節 防災関係機関の活動 (略)	
	2 市町	2 市町	2 市町	
	罫	罫	罫	
		内容	内容	
	市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、市町災害対策本部を設置する。 市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、市町災害対策本部を設置する。 市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 	
	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入 オ 被災者の救助、救護、その他の保護 カ 施設及び設備の応急の復旧 キ 防疫その他の保健衛生 ク 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 ケ 緊急輸送の実施 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ 自主防災組織との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊等の受入 オ 被災者の救助、救護、その他の保護 カ 施設及び設備の応急の復旧 キ 防疫その他の保健衛生 ク 避難指示又は警戒区域の設定 ケ 緊急輸送の実施 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 シ 自主防災組織との連携及び指導 ス ボランティアの受入れ 	
	機関の措置	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達 エ 火災予防の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達 エ 火災予防の広報 	
	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援 	
	消防団、水防団	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援 	
3 防災関係機関 (略)	3 防災関係機関 (略)	3 防災関係機関 (略)		
(1) 指定地方行政機関	(1) 指定地方行政機関	(1) 指定地方行政機関		
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	
警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整 	警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整 	
総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理	総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
財務省東海財務局	<p>ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請</p> <p>イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置</p>	財務省東海財務局	<p>ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請</p> <p>イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置</p>	
厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>	厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>	
厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業所等の被災状況の把握</p> <p>イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</p>	厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業所等の被災状況の把握</p> <p>イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</p>	
農林水産省関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</p> <p>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	農林水産省関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</p> <p>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給	
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）</p>	経済産業省関東経済産業局	<p>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）</p>	
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、</p>	経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）		賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）	
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）	
経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）	経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。） イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）	
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める ア 施設対策等 （ア）河川管理施設等の対策等 （イ）道路施設対策等 （ウ）港湾施設対策等 （エ）営繕施設対策等 （オ）電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報	
国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対す	国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対す	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>る輸送力の確保に関する措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>海上輸送に関すること</p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>		<p>る輸送力の確保に関する措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p> <p>海上輸送に関すること</p> <p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>	
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</p>	国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置</p> <p>イ 遭難航空機の捜索及び救助</p> <p>ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底</p>	
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>	国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 地理情報システムの活用を図る。</p>	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める</p>	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める</p>	
海上保安庁第三管区海上保安本部	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難等の海上における災害時の救助・救急活動</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</p> <p>オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去</p> <p>カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p>キ 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p>ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>	海上保安庁第三管区海上保安本部	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難等の海上における災害時の救助・救急活動</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</p> <p>オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去</p> <p>カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p>キ 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p>ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>	
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>	環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>	
(新設)	(新設)	環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	関係機関からの意見を反映
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧		新		備考
地震 -106	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関		
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	
	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	
	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	
	日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める	日本郵便株式会社東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める	
	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
	日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送	日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送	
	中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	
	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考	
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 防災関係機関の 非常・緊急通信 の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 防災関係機関の 重要通信 の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供	関係機関からの意見を反映	
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスイナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスイナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送		
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行		
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報、	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報、		
電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報	電源開発株式会社 電源開発送変電ネットワーク株式会社	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報		
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 地震情報（東海地震予知情報を含む。）の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施		関係機関からの意見を反映
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力		
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施		
(略)		(略)			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																
地震 -119	第7節 避難活動 (略) 1 避難対策 (略) (3) 避難のための 勧告 ・指示	第7節 避難活動 (略) 1 避難対策 (略) (3) 避難のための 指示	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勧告・指示の基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。 </td> </tr> <tr> <td>勧告・指示の内容</td> <td> 避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の勧告・指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項 </td> </tr> <tr> <td>勧告・指示の伝達方法</td> <td>市町長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分		内容	勧告・指示の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。 	勧告・指示の内容	避難の 勧告 ・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の 勧告 ・指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項	勧告・指示の伝達方法	市町長又は知事は、避難の 勧告又は指示 をしたときは、直ちに 勧告又は指示 が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示の基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。 </td> </tr> <tr> <td>指示の内容</td> <td> 避難指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項 </td> </tr> <tr> <td>指示の伝達方法</td> <td>市町長又は知事は、避難指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	指示 の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。 	指示 の内容	避難 指示 を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難 指示 が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項	指示 の伝達方法	市町長又は知事は、避難 指示 をしたときは、直ちに 指示 が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。
	区分	内容																	
	勧告・指示の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。 																	
勧告・指示の内容	避難の 勧告 ・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難の 勧告 ・指示が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項																		
勧告・指示の伝達方法	市町長又は知事は、避難の 勧告又は指示 をしたときは、直ちに 勧告又は指示 が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。																		
区分	内容																		
指示 の基準	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。 																		
指示 の内容	避難 指示 を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難 指示 が出された地域名 イ 避難路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項																		
指示 の伝達方法	市町長又は知事は、避難 指示 をしたときは、直ちに 指示 が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により広報するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。																		
(略)	(略)	(略)																	
地震 -126	第10節 地域への救援活動 (略) 2 給水活動	第10節 地域への救援活動 (略) 2 給水活動																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんに要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。 「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。 </td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	県	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんに要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。 「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。 	市町	・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんに要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。 「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。 </td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	県	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんに要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。 「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。 	市町	・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行					
	実施主体	内容																	
	県	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんに要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。 「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。 																	
市町	・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行																		
実施主体	内容																		
県	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんに要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。 知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。 「災害救助法」に基づく県の実施事項は、「共通対策編」による。 																		
市町	・飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行																		
(略)	(略)	(略)																	
(略)	(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
		<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。 	<p>う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20リットルを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。 	
		<p>県民及び自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。 	<p>県民及び自主防災組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。 	
地震 -128	(略)			
	5 し尿処理	<p>基本方針</p> <p>し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。</p>	<p>基本方針</p> <p>し尿の処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</p>	<p>脱字の訂正</p> <p>「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」の見直しによる「静岡県災害廃棄物処理計画」への統合に伴う修正</p>
地震 -129	(略)			
	6 廃棄物(生活系)処理	<p>基本方針</p> <p>生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。</p>	<p>基本方針</p> <p>生活系ごみの処理は、震災時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</p>	<p>「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」の見直しによる「静岡県災害廃棄物処理計画」への統合に伴う修正</p>
地震 -129	(略)			
	7 災害廃棄物処理	<p>基本方針</p> <p>応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」に従って迅速・適正に処理する。</p> <p>災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p>	<p>基本方針</p> <p>応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。</p> <p>災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。</p> <p>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。</p>	<p>「震災時し尿及び生活系ごみ処理対策マニュアル」の見直しによる「静岡県災害廃棄物処理計画」への統合に伴う修正</p>
	実施主体	内容	実施主体	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。		災害廃棄物処理対策組織の設置		<p>本県の最新の協定締結状況を踏まえた修正</p> <p>「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」の見直しによる「静岡県災害廃棄物処理計画」への統合に伴う修正</p>
	情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 ・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市町を支援・指導する。 ・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。 		
	関係団体等への協力要請	<p>収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。</p> <p>ア 国、近隣都県、県内非被災市町</p> <p>イ 関係団体 (ア) 社団法人静岡県産業廃棄物協会 (イ) 静岡県産業廃棄物処理協同組合</p>		<p>収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。</p> <p>ア 国、近隣都県、県内非被災市町</p> <p>イ 関係団体 (ア) 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 (イ) 静岡県環境整備事業協同組合 (ウ) 日本環境保全協会静岡県連合会</p>		
	処理方法の市町への周知	<p>災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」等による「がれき・残骸物の処理方針」(以下「処理方針」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。</p>		<p>災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」(以下「実行計画」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。</p>		
市 町	災害廃棄物処理対策組織の設置	市町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。		災害廃棄物処理対策組織の設置		<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
	情報の収集	<p>市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。</p> <p>ア 家屋の倒壊に伴う解体件数</p> <p>イ ごみ処理施設等の被災状況</p> <p>ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況</p> <p>エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計</p> <p>オ 仮置場、仮設処理場の確保状況</p>		<p>市町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。</p> <p>ア 家屋の被害棟数等の被災状況</p> <p>イ ごみ処理施設等の被災状況</p> <p>ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況</p> <p>エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計</p> <p>オ 仮置場、仮設処理場の確保状況</p>		
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。		発生量の推計		
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。		仮置場、仮設処理場の確保		
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。		処理施設の確保		
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。		関係団体への協力の要請		
	災害廃棄物の処理の実施	<p>県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した市町がれき・残骸物処理計画に則し、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。</p>		<p>県が示す処理方針に基づき、また事前に策定した市町災害廃棄物処理計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。</p>		
解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。		解体家屋の撤去			
企 業	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・市町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。 			
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬 		<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬 			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考	
地震 -132		出等を行う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。	出等を行う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。		出等を行う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	10 応急住宅の確保 (略)	10 応急住宅の確保 (略)	10 応急住宅の確保 (略)	10 応急住宅の確保 (略)	10 応急住宅の確保 (略)		
	(1) 県	(1) 県	(1) 県	(1) 県	(1) 県		
	区分	内 容	区分	内 容	区分	内 容	
	被害状況の把握	市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。	被害状況の把握	市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。	被害状況の把握	市町の被災状況により、県下全体の被災状況を把握する。	
	体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	
	応急住宅の確保	応急仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 	災害救助法告示の改正に伴う修正
		応急借上げ住宅	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。
	公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 	
応急住宅の入居者の認定及び管理	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させると共に、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。 		
住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 		
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。 また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。 市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。 また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。 市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。 また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。 市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。 また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。 市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。 また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。 市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、「住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書」を提出した業者等に協力を求めて調達する。 また、建築業者の応援動員、国有林材の購入及び県営林材の利用については、一般対策編による。 市町長からあっせんの要請があったときは、知事はアに定める者に対し協力を要請する。 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。		なお、当該物資発注先において輸送できないときは、緊急輸送計画の定めるところにより措置する。	
住居等に流入した土石等障害物の除去	知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。	住居等に流入した土石等障害物の除去	知事は、市町長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。	
(2) 市町		(2) 市町		
区分	内容	区分	内容	
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。	被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。	
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	
応急仮設住宅の確保	応急建設住宅 の建設 ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。	応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅 の建設 ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。	災害救助法告示の改正に伴う修正
	応急借上げ住宅 の借上げ ・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。		賃貸型応急住宅 の借上げ ・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。	
応急仮設住宅の管理運営	・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。	応急仮設住宅の管理運営	・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。	
応急住宅の入居者の認定	・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。	応急住宅の入居者の認定	・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を市町長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。	
市町営住宅等の一時入居	市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。	市町営住宅等の一時入居	市町営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。	
応急住宅の管理	・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 ・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。	応急住宅の管理	・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 ・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。	
住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、 住宅が半壊又は半焼した者 のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に 住家が半壊した者 に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。	住宅の応急修理	建築業関係団体の協力を得て、 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者 のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に 住家が半壊した者 に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。	災害救助法告示の改正に伴う修正
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	・市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。	建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	・市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
		応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
		住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
		・市町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。		・市町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。		
	住居等に流入した土石等障害物の除去	・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無		・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市町長は、市町のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無		
地震 -134	11 ボランティア活動への支援		11 ボランティア活動への支援			
	基本方針	応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。		応急対策に関する様々な局面において、ボランティアの能力が最大限に発揮されるよう、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、マニュアル（災害時のボランティア受入れ手引き）を踏まえ、ボランティア活動への支援体制を速やかに整える。		
	実施主体	内 容		内 容		
県	静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	・県は、災害対策本部を設置した場合、 あらかじめ定めた施設 に（福）静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、（福）静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。		・県は、災害対策本部を設置した場合、 静岡県総合社会福祉会館 に（福）静岡県社会福祉協議会及び （特活） 静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。 ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、（福）静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び （特活） 静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、 運営するものとする。		記載の適正化

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考		
地震 -135			<ul style="list-style-type: none"> 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティアセンターの支援、市町災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 		
		ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特活)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	
		ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。	ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費に充当する。	
		ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センター・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センター・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	
	市 町	市町災害ボランティア本部の設置、運用	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティア本部を設置する。 市町災害ボランティア本部は、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティア本部に配置し、その活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、災害対策本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設に市町社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市町災害ボランティアセンターを設置する。 市町災害ボランティアセンターは、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 市町は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市町災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。 		
		ボランティア活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 市町は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。 		
		ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	ボランティア団体等に対する情報の提供	市町は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。	
		ボランティア活動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	ボランティア活動資機材の提供	市町は、市町災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。	
	第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	第11節 学校における災害応急対策及び応急教育	第11節 学校における災害応急対策及び応急教育		
	1 基本方針	1 基本方針	1 基本方針	1 基本方針		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考																								
<p>(1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。</p> <p>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。</p> <p>(3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。</p> <p>(4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。</p>		<p>(1) 県教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。</p> <p>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。</p> <p>(3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。</p> <p>(4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。</p>		<p>方針から目標への変更及びマニュアルの名称変更</p>																								
2 計画の作成		2 計画の作成																										
区分	内容	区分	内容																									
災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、「学校の地震防災対策マニュアル」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策 	災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策 	マニュアルの名称変更																								
応急教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1"> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>施設・設備の確保</td> <td>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</td> </tr> <tr> <td>教育再開の決定・連絡</td> <td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>教育環境の整備</td> <td>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>給食業務の再開</td> <td>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td> </tr> <tr> <td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営と</td> </tr> </table>	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。	教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。	教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。	学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営と	応急教育	<p>計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。</p> <table border="1"> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td> </tr> <tr> <td>施設・設備の確保</td> <td>・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。</td> </tr> <tr> <td>教育再開の決定・連絡</td> <td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>教育環境の整備</td> <td>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>給食業務の再開</td> <td>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td> </tr> <tr> <td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td> <td>・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営と</td> </tr> </table>	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。	教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。	教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。	学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営と	
被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。																											
施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。																											
教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。																											
教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。																											
給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。																											
学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営と																											
被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。																											
施設・設備の確保	・学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 ・被害の状況により、必要に応じて市町又は地域住民等の協力を求める。																											
教育再開の決定・連絡	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 ・教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。																											
教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。																											
給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。																											
学校が地域の避難所となる場合の対応	・各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市町、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 ・避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営と																											

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
			の調整について、市町等と必要な協議を行う。		の調整について、市町等と必要な協議を行う。	
		生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくること懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。	生徒等の心のケア	・生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくること懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。	
(略)		(略)		(略)		
地震 -139		第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 県民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。		第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策 県民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。		
	区分	内容			区分	内容
	水道 (市町)	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。			水道 (市町)	ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
	電力 (東京電力パワーグリッド株式会社) (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社)	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、 火力 、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる			電力 (東京電力パワーグリッド株式会社) (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社)	ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 オ 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる
	ガス	ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。			ガス	ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
	通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル			通信 西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル

関係機関からの意見を反映

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>171、災害用伝言板 web171 サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>		<p>171、災害用伝言板 web171 サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	
株式会社 NTT ドコモ東海支社	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	株式会社 NTT ドコモ東海支社	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	
放送（日本放送協会、民間放送会社）	<p>ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>	放送（日本放送協会、民間放送会社）	<p>ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>	
市中金融	<p>ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じた営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p>	市中金融	<p>ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じた営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p>	
鉄道	<p>ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	鉄道	<p>ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	
道路	<p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急</p>	道路	<p>ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ 県警察は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	復旧工事を実施する。		復旧工事を実施する。	
旅客船	ア 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。 イ 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。	旅客船	ア 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。 イ 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。	
静岡空港	ア 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 イ 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。	静岡空港	ア 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 イ 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。	
(略)		(略)		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考	
地震 -144	第6章 復旧・復興対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 (略) 4 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関	第6章 復旧・復興対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 (略) 4 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関		
	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の復旧・復興 エ 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の復旧・復興 エ 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整
	総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与	総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
	財務省東海財務局	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置	財務省東海財務局	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整	厚生労働省東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
	厚生労働省静岡労働局	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）	厚生労働省静岡労働局	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
	農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること	農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	サ 被害農業者に対する金融対策に関すること		サ 被害農業者に対する金融対策に関すること	
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する復旧用材（国有林材）の供給	
経済産業省関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。))	経済産業省関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。))	
経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	経済産業省中部経済産業局	ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。))	経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡） エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))を除く。))	
経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	ア 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾など）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。	
国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保についての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん 海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請	国土交通省中部運輸局	陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保についての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん 海上輸送に関すること ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請	
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置	国土交通省東京航空局 東京空港事務所	復旧・復興対策にあたる航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置	
国土地理院 中部地方測量部	ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 イ 地理情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。	国土地理院 中部地方測量部	ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 イ 地理情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説	
海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導	海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 イ 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導	
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	
(新設)	(新設)	環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	関係機関からの意見を反映
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	
(略)		(略)		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考								
津波 -1	<p>3 津波対策編</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 県</p> <p>(1) 津波防災に関する組織の整備</p> <p>(2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進</p> <p>(3) 防災思想の普及</p> <p>(4) 防災訓練の実施</p> <p>(5) 津波防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(7) 避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>(8) 水防その他の応急措置</p> <p>(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</p> <p>(12) 緊急輸送の確保</p> <p>(13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整</p> <p>(15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 市町</p> <p>(1) 津波防災に関する組織の整備</p> <p>(2) 自主防災組織の育成指導、その他住民の津波対策の促進</p> <p>(3) 防災思想の普及</p> <p>(4) 防災訓練の実施</p> <p>(5) 津波防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(7) 避難の勧告又は指示に関する事項</p> <p>(8) 消防、水防、その他の応急措置</p> <p>(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(10) 災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(11) 緊急輸送の確保</p> <p>(12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p>	<p>2 津波対策編</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 県</p> <p>(1) 津波防災に関する組織の整備</p> <p>(2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進</p> <p>(3) 防災思想の普及</p> <p>(4) 防災訓練の実施</p> <p>(5) 津波防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(7) 避難指示に関する事項</p> <p>(8) 水防その他の応急措置</p> <p>(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持</p> <p>(12) 緊急輸送の確保</p> <p>(13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整</p> <p>(15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置</p> <p>2 市町</p> <p>(1) 津波防災に関する組織の整備</p> <p>(2) 自主防災組織の育成指導、その他住民の津波対策の促進</p> <p>(3) 防災思想の普及</p> <p>(4) 防災訓練の実施</p> <p>(5) 津波防災のための施設等の緊急整備</p> <p>(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報</p> <p>(7) 避難指示に関する事項</p> <p>(8) 消防、水防、その他の応急措置</p> <p>(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項</p> <p>(10) 災害時における市町有施設及び設備の整備又は点検</p> <p>(11) 緊急輸送の確保</p> <p>(12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施</p> <p>(13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>								
津波 -2	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関するこ	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関するこ	
機 関 名	処理すべき事務又は業務										
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関するこ										
機 関 名	処理すべき事務又は業務										
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関するこ										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>と</p> <p>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること</p>		<p>と</p> <p>イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること</p> <p>ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること</p> <p>エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること</p> <p>オ 警察通信の確保及び統制に関すること</p> <p>カ 津波、噴火警報等の伝達に関すること</p>	
総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>	総務省東海総合通信局	<p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</p> <p>イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</p> <p>ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</p> <p>エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</p> <p>カ 非常通信協議会の運営に関すること</p>	
財務省東海財務局	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p>	財務省東海財務局	<p>ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整</p> <p>イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること</p>	
厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害情報の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>	厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害情報の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>	
厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被災状況の把握</p>	厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導</p> <p>イ 事業場の被災状況の把握</p>	
農林水産省関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</p> <p>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	農林水産省関東農政局	<p>ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</p> <p>イ 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給	
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p>	経済産業省関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>ウ 被災中小企業の振興に関すること</p> <p>エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）</p>	<p>ウ 被災中小企業の振興に関すること</p> <p>エ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>オ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）</p>	
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	
経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）を除く。）</p>	
経済産業省中部近畿産業保安監督部	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	<p>ア 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(7) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(4) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(9) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(5) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(4) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(7) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(4) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(9) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(5) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(4) 港湾における緊急物資輸送ルート確保に関する計画、指導及び事業実施</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	<p>イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県及び市町からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</p>	
国土交通省中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>	
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	<p>ア 航空の安全確保のための航空情報を発出すること イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制措置を実施すること</p>	
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p>	<p>ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考		
		エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。	エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。	関係機関からの意見を反映		
	気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること	ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁 本庁 に報告し適切な措置を講ずること			
	海上保安庁第三管区海上保安本部	ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置	ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置			
	環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等			
	(新設)	(新設)	環境省 中部地方環境事務所		廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	関係機関からの意見を反映
	防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援			
	津波 -4	(2) 指定公共機関	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関	
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務		
	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う		
	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施	独立行政法人水資源機構	ア 佐久間ダムからの取水の停止等防災応急対策の実施 イ 警戒体制確立等災害応急対策の実施		
	日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること	日本郵便株式会社東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること		
	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請		
	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項		エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
日本放送協会	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること	日本放送協会	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること	
中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関すること イ 災害応急対策に関すること	中日本高速道路株式会社	ア 交通対策に関すること イ 災害応急対策に関すること	
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備	
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配	
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスイナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスイナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保	
東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施	
電源開発株式会社 電源開発送配電ネット	ア 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報	電源開発株式会社 電源開発送配電ネット	ア 災害時における電力施設の巡視、点検等災害予防措置 イ 災害予防広報	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考		
		ワーク株式会社		ワーク株式会社		関係機関からの意見を反映		
		KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	ア 津波に関する情報の伝達 イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施			
		一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力			
		株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する			
		(略)		(略)				
津波 -7	第2節 過去の顕著な災害		第2節 過去の顕著な災害		第2節 過去の顕著な災害			
	○古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。		○古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。		○古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。			
	○安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。(資料編Ⅱ2-4-2 参照)		○安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。(資料編Ⅱ2-4-2 参照)		○安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。(資料編Ⅱ2-4-2 参照)			
	○関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。		○関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。		○関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。			
		項目 地震名	発 生 年 月 日	津 波 状 況	項目 地震名	発 生 年 月 日	津 波 状 況	
		関東大地震	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	・伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押し寄せた。波高は熱海で当時の海面より 6.5m、網代 2.7m、伊東 4.3m、多賀 5.6m、柿崎 4.6m、外浦 4.1m、稲取 3.6m を記録した。 ・このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。	関東大地震	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	・伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押し寄せた。波高は熱海で当時の海面より 6.5m、網代 2.7m、伊東 4.3m、多賀 5.6m、柿崎 4.6m、外浦 4.1m、稲取 3.6m を記録した。 ・このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。	
	三陸沖強震	昭和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24m の津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 cm 位であったが、被害はなかった。	三陸沖強震	昭和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24m の津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 cm 位であったが、被害はなかった。		
	東南海道大地震	昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	・熊野灘海岸では波高 10m に達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分ぐらいで 2.5m の津波がおし寄せた。清水では 30 cm の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m ぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m 位と推定された。 ・このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。	東南海道大地震	昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	・熊野灘海岸では波高 10m に達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分ぐらいで 2.5m の津波がおし寄せた。清水では 30 cm の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m ぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m 位と推定された。 ・このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。		
	カムチャッカ	昭和 27 年 11 月 5 日	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定	カムチャッカ	昭和 27 年 11 月 5 日	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧			新			備考
津波 -21	半島沖地震	02時01分	波高1.5mに達した。石廊崎付近でも1.2mを観測した。内浦では振幅30～40cmを記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。	半島沖地震	02時01分	波高1.5mに達した。石廊崎付近でも1.2mを観測した。内浦では振幅30～40cmを記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。	関係機関からの意見を反映	
	房総半島沖地震	昭和28年11月26日 02時48分	伊東では地震後18分で振幅14cmの津波がおしよせた。石廊崎で60cm、内浦で13cm、清水で21cmが観測されたが被害はなかった。	房総半島沖地震	昭和28年11月26日 02時48分	伊東では地震後18分で振幅14cmの津波がおしよせた。石廊崎で60cm、内浦で13cm、清水で21cmが観測されたが被害はなかった。		
	チリ沖地震	昭和35年5月23日 04時11分	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから22時間位して津波がおしよせた。伊東では24日2時35分に現われはじめ、最大振幅140cmであった。内浦214cm、清水217cm、御前崎380cm、舞阪79cmが観測された。 このため、県下の床下浸水196戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に被害があった。 	チリ沖地震	昭和35年5月23日 04時11分	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから22時間位して津波がおしよせた。伊東では24日2時35分に現われはじめ、最大振幅140cmであった。内浦214cm、清水217cm、御前崎380cm、舞阪79cmが観測された。 このため、県下の床下浸水196戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に被害があった。 		
	チリ中部沿岸で発生した地震	平成22年2月27日 15時34分頃	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード8.8の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から23時間位して津波がおしよせた。伊東では28日14時25分頃に現れはじめ、最大波高18cmであった。下田港43cm、内浦32cm、清水21cm、御前崎54cm、舞阪20cmが観測された。 これにより、下田市で住家8棟が床下浸水した。 	チリ中部沿岸で発生した地震	平成22年2月27日 15時34分頃	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード8.8の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から23時間位して津波がおしよせた。伊東では28日14時25分頃に現れはじめ、最大波高18cmであった。下田港43cm、内浦32cm、清水21cm、御前崎54cm、舞阪20cmが観測された。 これにより、下田市で住家8棟が床下浸水した。 		
	東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日 14時46分頃	<ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で134cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で71cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。 	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日 14時46分頃	<ul style="list-style-type: none"> 三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 県下では、11日16時8分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高144cm、沼津市内浦で134cm、清水93cm、南伊豆町石廊崎で71cm、舞阪73cm、焼津83cmを観測し、下田市では住家7棟・店舗6棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。 		
第3節 予想される災害 (略) 6 遠地津波 ○チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。				第3節 予想される災害 (略) 6 遠地津波 ○チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。				
概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。 			概要	<ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。 			
特徴等	津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなく津波			特徴等	津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなく津波			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧	新	備考
<p>に襲われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠地津波の周期は、波源域が大きいことから40～60分と近地津波の10～20分間に比べて長く、津波の継続時間も長い。そのため、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。 遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。 遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。 	<p>に襲われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。 遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。 遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。 	<p>関係機関からの意見を反映</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																
津波 -24	<p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保</p> <p>1-1 市町長の避難計画の策定</p> <p>市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要避難地区の指定</td> <td>第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td>避難対象地区の指定</td> <td>警戒宣言発令時に避難の勧告・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td>避難地、津波避難施設、避難路の指定</td> <td>要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。	避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難の 勧告 ・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。	避難地、津波避難施設、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。	<p>第2章 平常時対策 (略)</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進 (略)</p> <p>1 避難誘導體制の確保</p> <p>1-1 市町長の避難計画の策定</p> <p>市町は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要避難地区の指定</td> <td>第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td>避難対象地区の指定</td> <td>警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。</td> </tr> <tr> <td>避難地、津波避難施設、避難路の指定</td> <td>要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。	避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難 指示 の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。	避難地、津波避難施設、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
区 分	内 容																		
要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。																		
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難の 勧告 ・指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。																		
避難地、津波避難施設、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。																		
区 分	内 容																		
要避難地区の指定	第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。																		
避難対象地区の指定	警戒宣言発令時に避難 指示 の対象とする地域として、要避難地区のうち、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。																		
避難地、津波避難施設、避難路の指定	要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。 ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。																		
津波 -25	<p>(略)</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置 (略)</p> <p>(2)要避難地区における予防措置</p> <p>要避難地区については次の予防措置を講ずる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波危険予想図</td> <td>県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。</td> </tr> <tr> <td>避難方法等の周知</td> <td>市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の勧告及び指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。</td> </tr> <tr> <td>避難対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	津波危険予想図	県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。	避難方法等の周知	市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の 勧告及び 指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避 	<p>(略)</p> <p>1-2 平常時に実施する災害予防措置 (略)</p> <p>(2)要避難地区における予防措置</p> <p>要避難地区については次の予防措置を講ずる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波危険予想図</td> <td>県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。</td> </tr> <tr> <td>避難方法等の周知</td> <td>市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。</td> </tr> <tr> <td>避難対策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	津波危険予想図	県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。	避難方法等の周知	市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難 指示 の意味合い、避難方法等の周知に努める。	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避 	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
区 分	内 容																		
津波危険予想図	県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。																		
避難方法等の周知	市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難の 勧告及び 指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。																		
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避 																		
区 分	内 容																		
津波危険予想図	県及び市町は、協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。																		
避難方法等の周知	市町長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難 指示 の意味合い、避難方法等の周知に努める。																		
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 市町長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 県及び市町は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避 																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
		難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。	難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。	
警戒宣言発令時		市町長は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。	市町長は、警戒宣言が発せられた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。	
地震発生時		<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。 	
水門、陸閘		水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。	
津波 -25	2 津波に強いまちづくり	<p>○県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>○県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>○県及び市町は、地域防災計画と都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</p> <p>○県及び市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○県及び市町は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</p> <p>○県及び市町は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</p> <p>○県及び市町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。</p>	<p>2 津波に強いまちづくり</p> <p>○県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</p> <p>○県及び市町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。</p> <p>○県及び市町は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため共同での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</p> <p>○県及び市町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○県及び市町は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。</p> <p>○県及び市町は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。</p> <p>○県及び市町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村(都道府県)は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等をを担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。</p>
	区分	内容	内容	
	津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町等が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 		<p>【津波災害警戒区域の指定があった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、市町地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 	
適切な避難行動の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 	適切な避難行動の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> 県民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。 	
県民への伝達手段の多重化・多様化	津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。	県民への伝達手段の多重化・多様化	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報等の情報が、県民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 県及び市町は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。 	(防災基本計画抜粋) ○国〔気象庁、消防庁、内閣府〕は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、地方公共団体等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。
津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項	<p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの(以下「避難促進施設」という)がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 <p>(2)市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3)市町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)②の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)①に掲げる事項として定めるものとする。</p>	津波災害警戒区域の指定があったときの実施事項	<p>【市町地域防災計画に定める事項】</p> <p>(1)市町防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市町地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの(以下「避難促進施設」という)がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 <p>(2)市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(3)市町防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)②の避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)①に掲げる事項として定めるものとする。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>とする。</p> <p>(4)市町防災会議は、当該市町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)②の避難施設に関する事項として定めるものとする。</p> <p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 ・市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 	<p>とする。</p> <p>(4)市町防災会議は、当該市町が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)②の避難施設に関する事項として定めるものとする。</p> <p>【避難促進施設における避難確保計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①津波発生時における避難促進施設の防災体制 ②津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 ④避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 ・市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。 	
津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。 ・県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。 	<p>津波災害特別警戒区域の指定があったときの実施事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県等は、津波災害特別警戒区域において特定開発行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限するものとする。 ・県等は、津波災害特別警戒区域において特定建築行為（要配慮者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設）を規制するものとする。 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考	
津波 -30	第3章 災害応急対策 (略) 第1節 防災関係機関の活動 (略) 2 市町						
	区	内 容		区	内 容		
	市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認められた時は、市町災害対策本部を設置する。 市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 		市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認められた時は、市町災害対策本部を設置する。 市町警戒本部から市町災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 		
	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 被災者の救助、救護、その他の保護 オ 施設及び設備の応急の復旧 カ 防疫その他の保健衛生 キ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定 ク 緊急輸送の実施 ケ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 コ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 サ 自主防災組織との連携及び指導 シ ボランティアの受入れ 		所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 消防、水防その他の応急措置 エ 被災者の救助、救護、その他の保護 オ 施設及び設備の応急の復旧 カ 防疫その他の保健衛生 キ 避難指示又は警戒区域の設定 ク 緊急輸送の実施 ケ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 コ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 サ 自主防災組織との連携及び指導 シ ボランティアの受入れ 		
消防、水防機関の措置	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達 		消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火・救急・救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達 		「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正
	消防団、水防団	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援 		消防団、水防団	<ul style="list-style-type: none"> ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動及び救助活動 ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難地への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援 		
津波 -30	3 防災関係機関 (略) (1) 指定地方行政機関						
	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置		機 関 名	災害応急対策として講ずる措置		
	警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整 		警察庁関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整 イ 隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の防護並びに通信統制 エ 管区内各県警察の相互援助の調整 		
	総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理		総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理		
財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に		財務省東海財務局	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請</p> <p>イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置</p>		<p>対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請</p> <p>イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置</p>	
厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>	厚生労働省東海北陸厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>	
厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業所等の被災状況の把握</p> <p>イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</p>	厚生労働省静岡労働局	<p>ア 事業所等の被災状況の把握</p> <p>イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導</p>	
農林水産省関東農政局	<p>ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>イ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	農林水産省関東農政局	<p>ア 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>イ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給	林野庁関東森林管理局	県及び市町からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給	
経済産業省関東経済産業局	<p>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）</p>	経済産業省関東経済産業局	<p>ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保</p> <p>イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保</p> <p>ウ 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）を除く。）</p>	
経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	経済産業省中部経済産業局	<p>ア 電気の安定供給に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。）</p> <p>イ ガスの安定供給に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。）及び袋井市（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。）</p>	
経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17</p>	経済産業省関東東北産業保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉦山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること（熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡）</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること（磐田市、湖西市、浜松市（平成17</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)		年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。)及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。)を除く。)	
経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	経済産業省中部近畿産業保安監督部	ア 電気の安全確保に関すること(熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東市、富士市(平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。)、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡及び駿東郡を除く。) イ ガスの安全確保に関すること(磐田市、湖西市、浜松市(平成17年6月30日における旧周智郡春野町の区域を除く。))及び袋井市(平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る。))	
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 (7) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 (7) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等 (オ) 電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報	
国土交通省中部運輸局	<u>陸上輸送に関すること</u> ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん <u>海上輸送に関すること</u> ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請	国土交通省中部運輸局	<u>陸上輸送に関すること</u> ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん <u>海上輸送に関すること</u> ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請	
国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底	国土交通省東京航空局 東京空港事務所	ア 災害時における航空機の運航に関し、安全を確保するための必要な措置 イ 遭難航空機の捜索及び救助 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底	
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。	国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。	
気象庁東京管区気象	ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又	気象庁東京管区気象	ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考																				
	台 (静岡地方気象台)	<p>は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>	<p>は通報並びに解説</p> <p>イ 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>																					
	海上保安庁第三管区 海上保安本部	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</p> <p>オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p>カ 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p>キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>	<p>ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知</p> <p>イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保</p> <p>ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査</p> <p>エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置</p> <p>オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置</p> <p>カ 海上における災害に係る救助・救急活動</p> <p>キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持</p>																					
	環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>																					
	(新設)	(新設)	<p>環境省 中部地方環境事務所</p> <p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>	<p>関係機関からの意見を反映</p>																				
	防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>																					
	津波 -32	(2) 指定公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構</td> <td>佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社東海支社</td> <td> <p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める</p> </td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>ア 通貨の円滑な供給の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	日本郵便株式会社東海支社	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める</p>	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人水資源機構</td> <td>佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</td> </tr> <tr> <td>日本郵便株式会社東海支社</td> <td> <p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める</p> </td> </tr> <tr> <td>日本銀行</td> <td>ア 通貨の円滑な供給の確保</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う	独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報	日本郵便株式会社東海支社	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める</p>	日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																							
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う																							
独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報																							
日本郵便株式会社東海支社	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める</p>																							
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保																							
機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																							
独立行政法人国立病院機構	知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う																							
独立行政法人水資源機構	佐久間導水路等の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報																							
日本郵便株式会社東海支社	<p>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める</p>																							
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保																							

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報		イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報	
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項	
日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送	日本放送協会	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送	
中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	中日本高速道路株式会社	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力	
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧	
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 防災関係機関の 非常・緊急通信 の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTT ドコモ東海支社	ア 防災関係機関の 重要通信 の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供	関係機関からの意見を反映
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から充填所への LP ガスの配送	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	東京電力パワーグリッド株式会社 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	
	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報	
	電源開発株式会社 電源開発送配電ネットワーク株式会社	電源開発株式会社 電源開発送配電ネットワーク株式会社	
	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用しての広報	
	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
	(略)	(略)	
津波 -35	第2節 情報活動 (略) 1 津波情報等の種類 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 ○気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 (略)	第2節 情報活動 (略) 1 津波情報等の種類 (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 ○気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。 なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 (略)	関係機関からの意見を反映

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
津波 -40	<p>2 津波情報等の伝達系統図</p> <p>●防災情報提供システム ○専用電話・FAX △加入電話・FAX ▽オンライン（アデス経由） □県防災行政無線 ◇市町村防災行政無線</p> <p>■法令により、気象官署から警報事項を通知する機関 注）特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>2 津波情報等の伝達系統図</p> <p>●防災情報提供システム ○専用電話・FAX △加入電話・FAX ▽オンライン（アデス経由） □県防災行政無線 ◇市町村防災行政無線</p> <p>■法令により、気象官署から警報事項を通知する機関 注）特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>備考</p> <p>関係機関からの意見を反映</p> <p>誤記訂正</p>
津波 -43	<p>第5節 避難活動 津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。</p> <p>1 避難対策</p>	<p>第5節 避難活動 津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。</p> <p>1 避難対策</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
基本方針	<p>(1) 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</p>	基本方針	<p>(1) 津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。</p> <p>(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。</p>	
<p>(1) 情報・広報活動</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。</p> <p>○住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。</p>		<p>(1) 情報・広報活動</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。</p> <p>○県、市町及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。</p> <p>○住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。</p>		
(2) 避難のための指示等		(2) 避難のための指示等		
区分	内容	区分	内容	
指示等の基準	<p>ア 市町長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、基本的には避難指示（緊急）を発令する。ただし、遠地地震に伴う津波については、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を発令する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難の指示、避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告（以下、「指示等」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p>	指示等の基準	<p>ア 市町長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、基本的には避難指示を発令する。ただし、遠地地震に伴う津波については、必要に応じて高齢者等避難を発令する。</p> <p>イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。</p> <p>ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示又は高齢者等避難の発令（以下、「指示等」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。</p> <p>エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>
指示等の内容	<p>避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の指示等が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>	指示等の内容	<p>避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。</p> <p>ア 避難の指示等が出された地域名</p> <p>イ 避難路及び避難先</p> <p>ウ 避難時の服装、携行品</p> <p>エ 避難行動における注意事項</p>	
指示等の伝達方法	<p>市町長又は知事は、避難の指示等をしたときは、直ちに指示等が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p>	指示等の伝達方法	<p>市町長又は知事は、避難の指示等をしたときは、直ちに指示等が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。</p>	
(略)		(略)		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																
風水害-1	<p>5 風水害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。</p> <p>「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域</td> </tr> <tr> <td>第2章 災害予防計画</td> <td>河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害応急対策計画</td> <td>県災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達</td> </tr> </tbody> </table>	章	記載内容	第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域	第2章 災害予防計画	河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画	第3章 災害応急対策計画	県災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達	<p>5 風水害対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、静岡県及び防災機関が行うべき静岡県の地域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。</p> <p>「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域</td> </tr> <tr> <td>第2章 災害予防計画</td> <td>総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動</td> </tr> <tr> <td>第3章 災害応急対策計画</td> <td>県災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達</td> </tr> </tbody> </table>	章	記載内容	第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域	第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう・ 鉄道 災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、 倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動	第3章 災害応急対策計画	県災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達	節の新設に伴う修正
章	記載内容																		
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域																		
第2章 災害予防計画	河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画																		
第3章 災害応急対策計画	県災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達																		
章	記載内容																		
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域																		
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、海岸保全災害防除計画、港湾漁港保全災害予防計画、道路・橋りょう・ 鉄道 災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、 倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動																		
第3章 災害応急対策計画	県災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、県の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達																		
風水害-1	<p>第1節 過去の顕著な災害</p> <p>1 風水害</p> <p>(1) 台風</p> <p>県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、右図のようになる。この経路を大別すると、以下の三つの経路となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経路</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県下を南西方向から、北東進するもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。 </td> </tr> <tr> <td>伊豆半島を南西からかすめ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では </td> </tr> </tbody> </table>	経路	状況	県下を南西方向から、北東進するもの	<ul style="list-style-type: none"> この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。 	伊豆半島を南西からかすめ	<ul style="list-style-type: none"> この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では 	<p>第1節 過去の顕著な災害</p> <p>1 風水害</p> <p>(1) 台風</p> <p>県下に大被害を与えた主な台風経路を見ると、右図のようになる。この経路を大別すると、以下の3つの経路となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経路</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県下を南西方向から、北東進するもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。 </td> </tr> <tr> <td>伊豆半島を南西からかすめ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では </td> </tr> </tbody> </table>	経路	状況	県下を南西方向から、北東進するもの	<ul style="list-style-type: none"> この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。 	伊豆半島を南西からかすめ	<ul style="list-style-type: none"> この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では 	記載の適正化				
経路	状況																		
県下を南西方向から、北東進するもの	<ul style="list-style-type: none"> この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。 																		
伊豆半島を南西からかすめ	<ul style="list-style-type: none"> この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では 																		
経路	状況																		
県下を南西方向から、北東進するもの	<ul style="list-style-type: none"> この経路をとると、県の最も家屋密集地帯が暴風域あるいは強風域に入るために大被害が起こりやすい。 ダイナ台風は980hpa内外の小型、並みの強さのものであったが、中部山岳部や伊豆山岳部では、200mm以上の雨量があり、南部の海岸では、最大風速は30~40m/sに達した。被害は全県下におよび、死傷30人を初め、家屋全壊20戸、浸水、がけ崩れなどかなりの損害を生じた。 ダイナ台風より進路的には南を通った昭和29年9月18日の14号台風（並みの強さ）においても、県中部と西部において同程度の被害が生じた。 																		
伊豆半島を南西からかすめ	<ul style="list-style-type: none"> この経路のときは、伊豆の山岳部で豪雨となる傾向があり、沿岸ではうねりが高まる。 狩野川台風（中型、並みの強さ）は中心示度970hpa程度であったが、湯ヶ島では 																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>て北東進するもの</p> <p>総雨量 753mm に達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷 1,500 人、行方不明 339 人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。</p>	<p>て北東進するもの</p> <p>総雨量 753mm に達し、狩野川一帯に大水害をもたらした。被害は伊豆全般にわたり、死傷 1,500 人、行方不明 339 人を初め、全壊、流失など未曾有の惨害をもたらした。</p> <p>・令和元年東日本台風(大型・強い)は、中心気圧 955hPa 程度で伊豆半島に上陸し、本県でも各地で 3、6、12、24 時間降水量の観測史上 1 位の値を更新するなど記録的な大雨となり、県内で 1,312 棟の床下浸水が発生、伊豆の国市及び函南町に災害救助法を適用するなど、甚大な被害が生じた。</p>	<p>本県を襲った過去の災害を追記</p>
	<p>県の南部から、駿河湾を北上するもの</p> <p>・この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 ・また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ・昭和 34 年 8 月 14 日の 7 号台風(小型、強い)は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎 E48.8m/s、御前崎で W29.6m/s が観測された。雨は大井川中流域で 300mm を越え、安倍川上流の梅ヶ島で 470mm となった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。</p>	<p>県の南部から、駿河湾を北上するもの</p> <p>・この経路をとるときは、北部山岳部で特に雨量が多くなる傾向がある。 ・また、海岸地方で特に風が強まり、うねりによる被害も大きい。 ・昭和 34 年 8 月 14 日の 7 号台風(小型、強い)は伊豆西海岸をかすめて、富士川付近に上陸し、北上して、日本海に抜けた。中心付近の風は猛烈で、最大風速は石廊崎 E48.8m/s、御前崎で W29.6m/s が観測された。雨は大井川中流域で 300mm を越え、安倍川上流の梅ヶ島で 470mm となった。このため県の中部、東部で大被害が発生した。山岳では倒木被害が大きかった。</p>	<p>本県を襲った過去の災害を追記</p>
	(略)	<p>上記 3 つの経路以外にも、本県から離れた場所を台風が通過することで本県付近に停滞する前線を刺激し豪雨をもたらす場合がある。昭和 49 年 7 月 7 日に発生した「七夕豪雨」では、対馬海峡を通過した台風第 8 号の影響により梅雨前線の活動が活発化し、県中部・西部を中心に大雨となった。静岡では 24 時間降水量 508mm を記録し、死者 44 人、家屋全壊 241 戸など甚大な被害をもたらした。</p>	<p>本県を襲った過去の災害を追記</p>
風水害 -5	<p>第 2 節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>県内で砂防指定地が 1,694 箇所、地すべり防止区域が 189 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 1,277 箇所及び土砂災害警戒区域が 18,215 箇所(いずれも令和元年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9 参照)</p> <p>(略)</p>	<p>第 2 節 予想される災害と地域</p> <p>(略)</p> <p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>県内で砂防指定地が 1,703 箇所、地すべり防止区域が 189 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が 1,293 箇所及び土砂災害警戒区域が 18,213 箇所(いずれも令和 2 年度末)指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。(資料編Ⅱ4-2-1~4-2-3、4-2-9 参照)</p> <p>(略)</p>	<p>時点更新</p>
風水害 -7	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。</p>	<p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>・この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。</p> <p>・県及び市町は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>・県及び市町は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討す</p>	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○国(国土交通省)及び地方公共団体は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、地方公共団体は、</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
<p>風水害 -7</p>	<p>第1節 河川災害予防計画 (略) 3 浸水想定区域の指定と通知</p> <p>○ 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続期間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>○ 県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>○市町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>○市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。 ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。 ・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。 <p>○上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成した 	<p>るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。 ・県及び市町は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。 ・県、市町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。 <p>第2節 河川災害予防計画 (略) 3 浸水想定区域の指定と通知</p> <p>○ 県、国土交通省は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定めその水位に達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続期間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>○河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘察し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</p> <p>○ 県又は市町は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事にあつては関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項</p> <p>○市町は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（高潮浸水想定区域については第2節3を参照）（以下、総称して「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。</p> <p>○市町は市町地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。 ・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。 ・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。 <p>○上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成した 	<p>前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>○地方公共団体は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、<u>既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p>○市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、<u>災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p> <p>○国〔農林水産省、国土交通省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国〔国土交通省〕及び地方公共団体は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、<u>豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u> ○国、<u>地方公共団体及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の</u>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考															
	<p>ときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</p> <p>また、市町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。 県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。 <p>○浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</p> <p>5 連携体制の構築</p> <p>○水災については、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</p>	<p>ときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</p> <p>また、市町長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。 県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。 <p>○浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</p> <p>5 連携体制の構築</p> <p>○水災については、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p>	<p>脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。</p> <p>○河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</p> <p>○地方公共団体は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○地方公共団体は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p>															
風水害-8	<p>第2節 海岸保全災害防除計画</p> <p>1 本県海岸の特徴</p> <p>○本県の海岸延長は約506kmあり、東から伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の三つに区分されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">沿 岸</th> <th style="width: 85%;">状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆半島沿岸</td> <td>相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。</td> </tr> <tr> <td>駿河湾沿岸</td> <td>・海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。 ・特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高もT.P+17.0mで整備されている。また、河川からの流送土砂が減少したことにより、海岸線では侵食が目立っている。</td> </tr> <tr> <td>遠州灘沿岸</td> <td>海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化してい</td> </tr> </tbody> </table>	沿 岸	状 況	伊豆半島沿岸	相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。	駿河湾沿岸	・海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。 ・特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高もT.P+17.0mで整備されている。また、河川からの流送土砂が減少したことにより、海岸線では侵食が目立っている。	遠州灘沿岸	海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化してい	<p>第3節 海岸保全災害防除計画</p> <p>1 本県海岸の特徴</p> <p>○本県の海岸延長は約506kmあり、東から伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州灘沿岸の三つに区分されている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">沿 岸</th> <th style="width: 85%;">状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊豆半島沿岸</td> <td>相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。</td> </tr> <tr> <td>駿河湾沿岸</td> <td>・海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。 ・特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高もT.P+17.0mで整備されている。また、河川からの流送土砂が減少したことにより、海岸線では侵食が目立っている。</td> </tr> <tr> <td>遠州灘沿岸</td> <td>海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化してい</td> </tr> </tbody> </table>	沿 岸	状 況	伊豆半島沿岸	相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。	駿河湾沿岸	・海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。 ・特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高もT.P+17.0mで整備されている。また、河川からの流送土砂が減少したことにより、海岸線では侵食が目立っている。	遠州灘沿岸	海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化してい
沿 岸	状 況																	
伊豆半島沿岸	相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。																	
駿河湾沿岸	・海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。 ・特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高もT.P+17.0mで整備されている。また、河川からの流送土砂が減少したことにより、海岸線では侵食が目立っている。																	
遠州灘沿岸	海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化してい																	
沿 岸	状 況																	
伊豆半島沿岸	相模灘及び駿河湾に面しており、海岸線は入江が多く、天然の良港となっている。																	
駿河湾沿岸	・海底勾配が急で波のエネルギーが減衰することなく直接海岸に影響するため、高波が来襲する。 ・特に湾の最深部に位置する富士海岸は波が高いことで知られ、堤防高もT.P+17.0mで整備されている。また、河川からの流送土砂が減少したことにより、海岸線では侵食が目立っている。																	
遠州灘沿岸	海底勾配もゆるく砂浜が発達しているが、河川からの流出土砂の減少や沿岸構造物により漂砂が阻止されることなどにより、近年では侵食が全域で顕在化してい																	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>る。</p> <p>○ 以上のように本県海岸は大別すると三つの沿岸に分かれ、それぞれ特徴のある海岸線を有しており、今後十分な調査、研究を行って高潮、侵食対策を講じていく必要がある。</p> <p>○ 本県における直轄海岸保全施設整備事業、補助海岸保全施設整備事業及び県単独特定海岸保全施設整備事業の事業費は（参考資料）表2のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</p> <p>○ 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を、水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸として指定したときは、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>○ 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節4のとおり。</p> <p>○ 市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p>	<p>る。</p> <p>○ 以上のように本県海岸は大別すると三つの沿岸に分かれ、それぞれ特徴のある海岸線を有しており、今後十分な調査、研究を行って高潮、侵食対策を講じていく必要がある。</p> <p>削除</p> <p>(略)</p> <p>3 高潮浸水想定区域の指定及び周知等</p> <p>○ 県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を、水防法に基づく高潮特別警戒水位を定める海岸として指定したときは、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。</p> <p>○ 高潮浸水想定区域の指定に伴う実施事項は、第1節4のとおり。</p> <p>○ 市町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p>	<p>記載内容の精査に伴う修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>
風水害-9	<p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は87.1km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあっては清水港ほか4港（延長9.9km）、県営漁港にあっては焼津漁港ほか5港（延長6.1km）である。</p> <p>本県における県営港湾及び県営漁港海岸保全事業の事業費は（参考資料）表3のとおりである。</p> <p>港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。</p> <p>また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者へ情報共有することにより連携を強化するものとする。</p> <p>併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p>さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</p>	<p>第4節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は87.1km、県営漁港海岸の総延長は35.4kmであり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあっては清水港ほか4港（延長9.9km）、県営漁港にあっては焼津漁港ほか5港（延長6.1km）である。</p> <p>削除</p> <p>港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。</p> <p>また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者へ情報共有することにより連携を強化するものとする。</p> <p>併せて、港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p>さらに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。</p>	<p>記載内容の精査に伴う修正</p>
風水害-9	<p>第4節 道路・橋りょう災害防除計画</p> <p>県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。</p> <p>今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。</p> <p>本県における道路災害防除事業の事業費は（参考資料）表4のとおりである。</p> <p>平成22年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p> <p>・落石等による道路交通危険箇所数 (平成8年度調査)</p>	<p>第5節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画</p> <p>1 道路・橋りょう</p> <p>県下の一般国道及び県道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。</p> <p>今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。</p> <p>削除</p> <p>平成22年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。</p> <p>・落石等による道路交通危険箇所数 (平成8年度調査)</p>	<p>記載内容の精査に伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧				新				備考												
	道路種別	落石、崩落	その他	計	道路種別	落石、崩落	その他	計													
風 水 害 -10	一般国道	150	152	302	一般国道	150	152	302	<p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○<u>鉄道事業者は、新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>時点更新</p> <p>記載内容の精査に伴う修正</p> <p>記載内容の精査に伴う修正</p>												
	主要地方道	348	185	533	主要地方道	348	185	533													
	一般県道	204	106	310	一般県道	204	106	310													
	計	702	443	1,145	計	702	443	1,145													
	道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。				道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。																
	<p>2 鉄道</p> <p>東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。</p>																				
	<p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>1 本県の土砂災害対策</p> <p>○本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が 18,215 箇所存在している。</p> <p>○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。</p>				<p>第6節 土砂災害防除計画</p> <p>1 本県の土砂災害対策</p> <p>○本県は、地形的に急峻な山地やがけが多いうえに、断層や破砕帯が発達した脆い地質が広く分布しており、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が 18,213 箇所存在している。</p> <p>○土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。</p>																
	<p>2 砂防事業</p> <p>○ 土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td> <td>砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急砂防事業</td> <td>風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 本県における砂防事業の事業費は（参考資料）表5のとおりである。</p>				事業名	内容	砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。		災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。	<p>2 砂防事業</p> <p>○ 土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砂防事業</td> <td>砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急砂防事業</td> <td>風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>削除</p>				事業名	内容	砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。	災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。
	事業名	内容																			
	砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。																			
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。																				
事業名	内容																				
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。																				
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。																				
<p>3 地すべり対策事業</p> <p>○ 地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地すべり対策事業</td> <td>地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急地すべり対策事業</td> <td>当該年発生 of 風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 本県における地すべり防止事業の事業費は（参考資料）表6のとおりである。</p>				事業名	内容	地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。	災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生 of 風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。	<p>3 地すべり対策事業</p> <p>○ 地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地すべり対策事業</td> <td>地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急地すべり対策事業</td> <td>当該年発生 of 風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>削除</p>				事業名	内容	地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。	災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生 of 風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。		
事業名	内容																				
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。																				
災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生 of 風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。																				
事業名	内容																				
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。																				
災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生 of 風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。																				
<p>4 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ 急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。</p>				<p>4 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>○ 急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。</p>																	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
事業名	内容	事業名	内容	
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。	急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。	記載内容の精査に伴う修正
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。	
○ 本県における急傾斜地崩壊対策事業の事業費は（参考資料）表7のとおりである。		削除		
5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用		5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用		
区分	内容	区分	内容	関係機関からの意見を反映 「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断できるよう支援するために、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。 市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とする具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。 市町は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 	土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。 市町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。 市町は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 市町は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。 	
土砂災害緊急情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 	土砂災害緊急情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 	
6 土砂災害防止法の施行		6 土砂災害防止法の施行		
区分	内容	区分	内容	
土砂災害警戒区域等の指定、公表	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。 	土砂災害警戒区域等の指定、公表	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
土砂災害特別警戒区域における規制等	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 	土砂災害特別警戒区域における規制等	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 	
市町防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 救助に関する事項 ①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。 	市町地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。 市町防災会議は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 救助に関する事項 ①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 市町防災会議は、市町地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。 	記載の適正化
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 <p>また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、 	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市町長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。 <p>また、市町長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>市町長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
		<p>円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 	<p>円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び市町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。 	
	住民への周知	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、市町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。 	
	避難 勧告 等の解除	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、避難勧告等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。 	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正
	事業者の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。 	
風水害 -12	<p>第6節 山地災害防除計画 (略)</p> <p>2 治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。 ○ 本県における治山事業の事業費は（参考資料）表8のとおりである。 <p>(略)</p>	<p>第7節 山地災害防除計画 (略)</p> <p>2 治山事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。 <p>削除 (略)</p>	記載内容の精査に伴う修正	
風水害 -13	<p>第7節 林道災害防除計画</p> <p>林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。</p> <p>本県における林道災害防除事業の箇所数及び事業費は（参考資料）表9のとおりである。</p>	<p>第8節 林道災害防除計画</p> <p>林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。</p> <p>削除</p>	記載内容の精査に伴う修正	
風水害 -13	<p>第8節 農地災害防除計画</p> <p>農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めているが、その計画並びに実施状況は（参考資料）表10のとおりである。</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○決壊した場合に影響が大きい農業用ため池は、豪雨等により決壊するおそれがあるため、緊急度の高いものから補強対策や統廃合を実施する。 	<p>第9節 農地災害防除計画</p> <p>農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めている。</p> <p>1 ため池等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本県に所在するため池の諸元は、資料編Ⅱ4-3-4のとおりである。 ○決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。 ○県内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。 ア 定期点検の頻度：1回/年 イ 定期点検を行う者：ため池の管理者 	<p>本県で実施している施策の反映（防災基本計画抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国〔農林水産省〕及び地方公共団体は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに 	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>○決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>○防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>に、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。</p>
風水害-13	<p>第9節 倒木被害防除計画</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 倒木被害防除計画</p> <p>(略)</p>	
風水害-14	<p>第10節 避難情報の事前準備計画</p> <p>市町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。</p> <p>1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>(1) 市町は、市町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年1月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難勧告等の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民への周知・意識啓発</p> <p>(1) 県及び市町は、避難勧告や避難指示（緊急）、災害発生情報が発令された際、避難地への移動(立ち退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、県及び市町は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第11節 避難情報の事前準備計画</p> <p>市町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。</p> <p>1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>(1) 市町は、市町域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民への周知・意識啓発</p> <p>(1) 県及び市町は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動(立退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市町は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、県及び市町は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえた修正</p> <p>(防災基本計画抜粋)</p> <p>○市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に</p>
風水害-14	<p>第11節 避難誘導體制の整備計画</p> <p>市町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的</p>	<p>第12節 避難誘導體制の整備計画</p> <p>市町は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
風 水 害 -15	<p>な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p> <p>第12節 防災知識の普及計画</p> <p>原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難勧告等の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。</p> <p>加えて、県及び市町は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。 また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。 更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。 ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。 ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。 ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。 <p>(新設)</p>	<p>な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p> <p>第13節 防災知識の普及計画</p> <p>原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第4節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第11節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。</p> <p>加えて、県及び市町は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。 また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。 更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。 ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。 ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。 ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。 <p>第14節 自主防災活動 (共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に順ずる。)</p>	<p>対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。国〔国土交通省、気象庁〕及び都道府県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。</p> <p>表現の適正化</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>誤字の訂正</p> <p>他の編と表現を合わせた修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

風 水 害 -17	旧					新					備考																																																																																																																																																		
	<p>表1 河 川 改 修 事 業 一 覧 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和元年度実績</th> <th colspan="2">令和2年度計画</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>河川数</th> <th>事業費</th> <th>河川数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄河川改修</td> <td>6</td> <td>8,313,448</td> <td>6</td> <td>6,930,000</td> <td>狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">補助河川改修事業</td> <td>大規模</td> <td>1</td> <td>2,415,000</td> <td>3</td> <td>2,205,000</td> </tr> <tr> <td>事業間連携</td> <td>4</td> <td>894,600</td> <td>5</td> <td>12,495,000</td> </tr> <tr> <td>広域河川</td> <td>8</td> <td>1,997,257</td> <td>9</td> <td>1,521,450</td> <td>沼川、太田川ほか</td> </tr> <tr> <td>地震・高潮</td> <td>3</td> <td>590,730</td> <td>2</td> <td>256,200</td> <td>馬込川、初川</td> </tr> <tr> <td>流域治水</td> <td>1</td> <td>42,000</td> <td>1</td> <td>52,500</td> <td>安間川</td> </tr> <tr> <td>流域貯留</td> <td>1</td> <td>6,300</td> <td>1</td> <td>52,500</td> <td>巴川</td> </tr> <tr> <td>総合治水</td> <td>1</td> <td>3,674,475</td> <td>1</td> <td>1,480,500</td> <td>巴川</td> </tr> <tr> <td>特構改築</td> <td>16</td> <td>280,927</td> <td>28</td> <td>415,800</td> <td>弁財天川、栃山川ほか</td> </tr> <tr> <td>総流防</td> <td>86</td> <td>5,742,349</td> <td>34</td> <td>1,881,600</td> <td>大井川ほか</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5</td> <td>96,075</td> <td>2</td> <td>147,000</td> <td>情報基盤</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>126</td> <td>15,739,713</td> <td>86</td> <td>20,507,550</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>24,053,161</td> <td></td> <td>27,437,550</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(関東地方整備局、中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>					区 分	令和元年度実績		令和2年度計画			摘 要	河川数	事業費	河川数	事業費	直轄河川改修	6	8,313,448	6	6,930,000	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流	補助河川改修事業	大規模	1	2,415,000	3	2,205,000	事業間連携	4	894,600	5	12,495,000	広域河川	8	1,997,257	9	1,521,450	沼川、太田川ほか	地震・高潮	3	590,730	2	256,200	馬込川、初川	流域治水	1	42,000	1	52,500	安間川	流域貯留	1	6,300	1	52,500	巴川	総合治水	1	3,674,475	1	1,480,500	巴川	特構改築	16	280,927	28	415,800	弁財天川、栃山川ほか	総流防	86	5,742,349	34	1,881,600	大井川ほか	その他	5	96,075	2	147,000	情報基盤	小計	126	15,739,713	86	20,507,550		計		24,053,161		27,437,550		<p>表2 海 岸 保 全 施 設 整 備 事 業 一 覧 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和元年度実績</th> <th colspan="2">令和2年度計画</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> <th>海岸数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄海岸保全施設整備事業</td> <td>2</td> <td>4,692,829</td> <td>2</td> <td>4,090,000</td> <td>駿河海岸、富士海岸</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">補助海岸保全施設整備事業</td> <td>高潮対策</td> <td>5</td> <td>1,842,330</td> <td>5</td> <td>1,702,000</td> <td>清水西海岸、沼津牛臥海岸ほか</td> </tr> <tr> <td>侵食対策</td> <td>2</td> <td>428,850</td> <td>1</td> <td>222,000</td> <td>竜洋海岸</td> </tr> <tr> <td>老朽化</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>200,000</td> <td>相良海岸</td> </tr> <tr> <td>津波高潮</td> <td>1</td> <td>155,820</td> <td>1</td> <td>20,000</td> <td>相良海岸</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>10</td> <td>2,427,000</td> <td>8</td> <td>2,144,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸保全施設整備連携事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>60,000</td> <td>浜松五島海岸</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>9,546,829</td> <td></td> <td>8,438,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県河川企画課、県河川海岸整備課)</p>					区 分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘 要	海岸数	事業費	海岸数	事業費	直轄海岸保全施設整備事業	2	4,692,829	2	4,090,000	駿河海岸、富士海岸	補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	5	1,842,330	5	1,702,000	清水西海岸、沼津牛臥海岸ほか	侵食対策	2	428,850	1	222,000	竜洋海岸	老朽化	0	0	1	200,000	相良海岸	津波高潮	1	155,820	1	20,000	相良海岸	小計	10	2,427,000	8	2,144,000		海岸保全施設整備連携事業	0	0	1	60,000	浜松五島海岸	計		9,546,829		8,438,000	
区 分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘 要																																																																																																																																																								
	河川数	事業費	河川数	事業費																																																																																																																																																									
直轄河川改修	6	8,313,448	6	6,930,000	狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流																																																																																																																																																								
補助河川改修事業	大規模	1	2,415,000	3	2,205,000																																																																																																																																																								
	事業間連携	4	894,600	5	12,495,000																																																																																																																																																								
	広域河川	8	1,997,257	9	1,521,450	沼川、太田川ほか																																																																																																																																																							
	地震・高潮	3	590,730	2	256,200	馬込川、初川																																																																																																																																																							
	流域治水	1	42,000	1	52,500	安間川																																																																																																																																																							
	流域貯留	1	6,300	1	52,500	巴川																																																																																																																																																							
	総合治水	1	3,674,475	1	1,480,500	巴川																																																																																																																																																							
	特構改築	16	280,927	28	415,800	弁財天川、栃山川ほか																																																																																																																																																							
	総流防	86	5,742,349	34	1,881,600	大井川ほか																																																																																																																																																							
	その他	5	96,075	2	147,000	情報基盤																																																																																																																																																							
小計	126	15,739,713	86	20,507,550																																																																																																																																																									
計		24,053,161		27,437,550																																																																																																																																																									
区 分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘 要																																																																																																																																																								
	海岸数	事業費	海岸数	事業費																																																																																																																																																									
直轄海岸保全施設整備事業	2	4,692,829	2	4,090,000	駿河海岸、富士海岸																																																																																																																																																								
補助海岸保全施設整備事業	高潮対策	5	1,842,330	5	1,702,000	清水西海岸、沼津牛臥海岸ほか																																																																																																																																																							
	侵食対策	2	428,850	1	222,000	竜洋海岸																																																																																																																																																							
	老朽化	0	0	1	200,000	相良海岸																																																																																																																																																							
	津波高潮	1	155,820	1	20,000	相良海岸																																																																																																																																																							
	小計	10	2,427,000	8	2,144,000																																																																																																																																																								
海岸保全施設整備連携事業	0	0	1	60,000	浜松五島海岸																																																																																																																																																								
計		9,546,829		8,438,000																																																																																																																																																									
					<p>削除</p>					<p>記載内容の精査に伴う修正</p>																																																																																																																																																			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

風水害 -18	旧	新	備考																																																																						
	<p>表3 県営港湾及び県営漁港海岸保全事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和元年度実績事業費</th> <th colspan="2">令和2年度計画事業費</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>港数</th> <th>事業費</th> <th>港数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営港湾海岸保全事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 高潮対策事業</td> <td>5</td> <td>740,336</td> <td>5</td> <td>788,500</td> <td>清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、榛原港海岸、</td> </tr> <tr> <td> 津波・高潮危機管理</td> <td>3</td> <td>272,304</td> <td>3</td> <td>157,500</td> <td>清水港海岸、宇久須港海岸、相良港海岸</td> </tr> <tr> <td> 小計</td> <td>8</td> <td>1,012,640</td> <td>8</td> <td>946,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県営漁港海岸保全事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 高潮対策事業</td> <td>2</td> <td>404,000</td> <td>3</td> <td>485,000</td> <td>焼津漁港海岸、戸田漁港海岸、静浦漁港海岸</td> </tr> <tr> <td> 堤防等老朽化対策</td> <td>2</td> <td>215,653</td> <td>2</td> <td>147,000</td> <td>静浦漁港海岸、焼津漁港海岸</td> </tr> <tr> <td> 津波・高潮危機管理</td> <td>2</td> <td>26,386</td> <td>1</td> <td>19,247</td> <td>妻良漁港海岸</td> </tr> <tr> <td> 小計</td> <td>6</td> <td>646,039</td> <td>6</td> <td>651,247</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14</td> <td>1,658,679</td> <td>14</td> <td>1,597,247</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県港湾整備課、県漁港整備課)</p>	区分	令和元年度実績事業費		令和2年度計画事業費		摘要	港数	事業費	港数	事業費	県営港湾海岸保全事業						高潮対策事業	5	740,336	5	788,500	清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、榛原港海岸、	津波・高潮危機管理	3	272,304	3	157,500	清水港海岸、宇久須港海岸、相良港海岸	小計	8	1,012,640	8	946,000		県営漁港海岸保全事業						高潮対策事業	2	404,000	3	485,000	焼津漁港海岸、戸田漁港海岸、静浦漁港海岸	堤防等老朽化対策	2	215,653	2	147,000	静浦漁港海岸、焼津漁港海岸	津波・高潮危機管理	2	26,386	1	19,247	妻良漁港海岸	小計	6	646,039	6	651,247		計	14	1,658,679	14	1,597,247		<p>削除</p>	<p>記載内容の精査に伴う修正</p>
区分	令和元年度実績事業費		令和2年度計画事業費		摘要																																																																				
	港数	事業費	港数	事業費																																																																					
県営港湾海岸保全事業																																																																									
高潮対策事業	5	740,336	5	788,500	清水港海岸、御前崎港海岸、沼津港海岸、榛原港海岸、																																																																				
津波・高潮危機管理	3	272,304	3	157,500	清水港海岸、宇久須港海岸、相良港海岸																																																																				
小計	8	1,012,640	8	946,000																																																																					
県営漁港海岸保全事業																																																																									
高潮対策事業	2	404,000	3	485,000	焼津漁港海岸、戸田漁港海岸、静浦漁港海岸																																																																				
堤防等老朽化対策	2	215,653	2	147,000	静浦漁港海岸、焼津漁港海岸																																																																				
津波・高潮危機管理	2	26,386	1	19,247	妻良漁港海岸																																																																				
小計	6	646,039	6	651,247																																																																					
計	14	1,658,679	14	1,597,247																																																																					
	<p>表4 道路災害防除事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度実績事業費</th> <th>令和2年度計画事業費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県管理道路</td> <td>2,235,050</td> <td>2,823,993</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(県道路保全課)</p>	区分	令和元年度実績事業費	令和2年度計画事業費	摘要	県管理道路	2,235,050	2,823,993		<p>削除</p>	<p>記載内容の精査に伴う修正</p>																																																														
区分	令和元年度実績事業費	令和2年度計画事業費	摘要																																																																						
県管理道路	2,235,050	2,823,993																																																																							
	<p>表5 砂防事業 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度実績事業費</th> <th>令和2年度計画事業費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直轄砂防事業</td> <td>7,961,700</td> <td>5,416,000</td> <td>狩野川、安倍川、富士山</td> </tr> <tr> <td>補助砂防事業</td> <td>2,102,400</td> <td>1,888,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td>0</td> <td>362,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,064,100</td> <td>7,666,300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中部地方整備局、県砂防課)</p>	区分	令和元年度実績事業費	令和2年度計画事業費	摘要	直轄砂防事業	7,961,700	5,416,000	狩野川、安倍川、富士山	補助砂防事業	2,102,400	1,888,300		災害関連緊急事業	0	362,000		計	10,064,100	7,666,300		<p>削除</p>	<p>記載内容の精査に伴う修正</p>																																																		
区分	令和元年度実績事業費	令和2年度計画事業費	摘要																																																																						
直轄砂防事業	7,961,700	5,416,000	狩野川、安倍川、富士山																																																																						
補助砂防事業	2,102,400	1,888,300																																																																							
災害関連緊急事業	0	362,000																																																																							
計	10,064,100	7,666,300																																																																							

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																																																						
風水害 -19	<p>表6</p> <p style="text-align: center;">地 寸 べ り 対 策 事 業</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和元年度実績事業費</th> <th colspan="2">令和2年度計画事業費</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直 轄 事 業</td> <td>地寸べり対策事業</td> <td>1</td> <td>2,144,000</td> <td>1</td> <td>2,206,000</td> <td>由比</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国土交通省所管</td> <td>地寸べり対策事業</td> <td>10</td> <td>425,040</td> <td>9</td> <td>393,230</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1,280,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農林水産省所管</td> <td>地寸べり対策事業</td> <td>11</td> <td>255,080</td> <td>7</td> <td>172,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>23,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林 野 庁 所 管</td> <td>地寸べり対策事業</td> <td>5</td> <td>214,700</td> <td>3</td> <td>213,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>65,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27</td> <td>3,038,820</td> <td>23</td> <td>4,352,230</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(中部地方整備局、県砂防課)</p>	区 分	令和元年度実績事業費		令和2年度計画事業費		摘 要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	直 轄 事 業	地寸べり対策事業	1	2,144,000	1	2,206,000	由比	災害関連緊急事業						国土交通省所管	地寸べり対策事業	10	425,040	9	393,230		災害関連緊急事業			1	1,280,000		農林水産省所管	地寸べり対策事業	11	255,080	7	172,000		災害関連緊急事業			1	23,000		林 野 庁 所 管	地寸べり対策事業	5	214,700	3	213,000		災害関連緊急事業			1	65,000		計	27	3,038,820	23	4,352,230		削除	記載内容の精査に伴う修正		
	区 分		令和元年度実績事業費		令和2年度計画事業費			摘 要																																																																	
		箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																				
	直 轄 事 業	地寸べり対策事業	1	2,144,000	1	2,206,000	由比																																																																		
		災害関連緊急事業																																																																							
	国土交通省所管	地寸べり対策事業	10	425,040	9	393,230																																																																			
		災害関連緊急事業			1	1,280,000																																																																			
	農林水産省所管	地寸べり対策事業	11	255,080	7	172,000																																																																			
		災害関連緊急事業			1	23,000																																																																			
	林 野 庁 所 管	地寸べり対策事業	5	214,700	3	213,000																																																																			
災害関連緊急事業				1	65,000																																																																				
計	27	3,038,820	23	4,352,230																																																																					
	<p>表7</p> <p style="text-align: center;">急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 業 名</th> <th colspan="2">令和元年度実績</th> <th colspan="2">令和2年度計画</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> <th>箇所数</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜地崩壊対策事業</td> <td>56</td> <td>2,589,830</td> <td>56</td> <td>2,594,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急事業</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>173,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>56</td> <td>2,589,830</td> <td>57</td> <td>2,767,300</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(県砂防課)</p>	事 業 名	令和元年度実績		令和2年度計画		摘 要	箇所数	事業費	箇所数	事業費	急傾斜地崩壊対策事業	56	2,589,830	56	2,594,300		災害関連緊急事業			1	173,000		計	56	2,589,830	57	2,767,300		削除	記載内容の精査に伴う修正																																										
事 業 名	令和元年度実績		令和2年度計画		摘 要																																																																				
	箇所数	事業費	箇所数	事業費																																																																					
急傾斜地崩壊対策事業	56	2,589,830	56	2,594,300																																																																					
災害関連緊急事業			1	173,000																																																																					
計	56	2,589,830	57	2,767,300																																																																					
	<p>表8</p> <p style="text-align: center;">治 山 事 業</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 業 名</th> <th>区 分</th> <th>令和元年度実績事業費</th> <th>令和2年度計画事業費</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治 山 事 業</td> <td>民有林</td> <td>1,998,640</td> <td>1,505,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農山漁村地域整備交付金事業(治山)</td> <td>民有林</td> <td>897,282</td> <td>1,242,360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>緊急治山事業</td> <td>民有林</td> <td>608,043</td> <td>501,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年災害治山施設復旧</td> <td>民有林</td> <td>375,892</td> <td>888,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過年災害治山施設復旧</td> <td>民有林</td> <td>64,442</td> <td>289,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国直轄治山事業</td> <td>民有林</td> <td>709,322</td> <td>682,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>4,653,621</td> <td>5,107,360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県単独治山事業</td> <td>民有林</td> <td>760,000</td> <td>892,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現年単独災害農林水産復旧事業</td> <td>民有林</td> <td>39,700</td> <td>50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>799,700</td> <td>942,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害等予防保全緊急対策事業費(治山)</td> <td>民有林</td> <td>778,000</td> <td>382,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td>778,000</td> <td>382,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>6,231,321</td> <td>6,431,360</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(県森林保全課)</p>	事 業 名	区 分	令和元年度実績事業費	令和2年度計画事業費	備 考	治 山 事 業	民有林	1,998,640	1,505,000		農山漁村地域整備交付金事業(治山)	民有林	897,282	1,242,360		緊急治山事業	民有林	608,043	501,000		現年災害治山施設復旧	民有林	375,892	888,000		過年災害治山施設復旧	民有林	64,442	289,000		国直轄治山事業	民有林	709,322	682,000		小 計		4,653,621	5,107,360		県単独治山事業	民有林	760,000	892,000		現年単独災害農林水産復旧事業	民有林	39,700	50,000		小 計		799,700	942,000		災害等予防保全緊急対策事業費(治山)	民有林	778,000	382,000		小 計		778,000	382,000		計		6,231,321	6,431,360		削除	記載内容の精査に伴う修正
事 業 名	区 分	令和元年度実績事業費	令和2年度計画事業費	備 考																																																																					
治 山 事 業	民有林	1,998,640	1,505,000																																																																						
農山漁村地域整備交付金事業(治山)	民有林	897,282	1,242,360																																																																						
緊急治山事業	民有林	608,043	501,000																																																																						
現年災害治山施設復旧	民有林	375,892	888,000																																																																						
過年災害治山施設復旧	民有林	64,442	289,000																																																																						
国直轄治山事業	民有林	709,322	682,000																																																																						
小 計		4,653,621	5,107,360																																																																						
県単独治山事業	民有林	760,000	892,000																																																																						
現年単独災害農林水産復旧事業	民有林	39,700	50,000																																																																						
小 計		799,700	942,000																																																																						
災害等予防保全緊急対策事業費(治山)	民有林	778,000	382,000																																																																						
小 計		778,000	382,000																																																																						
計		6,231,321	6,431,360																																																																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧				新				備考				
風水害 -20	表9	林道災害復旧事業				削除					記載内容の精査に伴う修正			
		(単位:千円)												
		区分	令和元年度実績		令和2年度計画		摘要							
			箇所数	事業費	箇所数		事業費							
		林道改良	31	95,363	30		81,181							
			(県森林整備課)											
	表10	農地・農村防災対策事業計画及び実施状況一覧表					削除					記載内容の精査に伴う修正		
		(単位:千円)												
		区分	令和元年度実績		令和2年度計画			摘要						
			地区数	事業費	地区数			事業費						
	湛水防除	1	100,000	1	100,000									
	ため池等整備	44	1,928,470	36	2,337,700									
	防災ダム	2	165,000	2	100,000									
	耐震対策	9	145,000	16	323,800									
	農村災害	1	76,000	2	370,000									
	震災対策	1	88,840	1	313,000									
	基盤整備促進			1	40,000									
	団体営ため池等整備	1	10,000	1	54,800									
	団体営震災対策	6	123,500	19	426,000									
	団体営基盤整備促進			7	229,000									
	計	65	2,636,810	86	4,294,300									
		(県農地保全課)												

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																												
風水害 -21	<p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 情報収集・伝達</p> <p>(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 情報収集・伝達</p> <p>水防本部長(知事)は、水防管理者から水防活動について報告を受けたときは、速やかに国土交通省中部地方整備局に報告する。 その他については、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。</p>	<p>関係機関からの意見を反映(平成29年6月12日付け中部地方整備局事務連絡「「水防活動の見える化」について」を踏まえた修正)</p>																																												
風水害 -22	<p>第4節 水防組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の水防責任</td> <td>県は、水防管理団体の行う水防が十分に行われるよう、水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。</td> </tr> <tr> <td>県の水防協議会</td> <td>水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、県に水防協議会を設置する。</td> </tr> <tr> <td>水防本部</td> <td>水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水防本部長(知事) 水防長(交通基盤部長) 副水防長(交通基盤部理事) 本部付(管理、建設支援、道路、河川砂防、港湾、都市、農地各局長) その他の職員(管理建設支援班、道路班、河川砂防班、港湾班、都市班、農地班)</p> </div> <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <tr> <td>下田</td><td>熱海</td><td>沼津</td><td>富士</td><td>静岡</td><td>島田</td><td>袋井</td><td>浜松</td> </tr> <tr> <td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td><td>水防区</td> </tr> </table> <p>(注) 水防区長は土木事務所長とする。</p> <p>各土木事務所の区域は次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下田土木事務所</td> <td>下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町</td> </tr> <tr> <td>熱海土木事務所</td> <td>熱海市、伊東市</td> </tr> <tr> <td>沼津土木事務所</td> <td>沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町</td> </tr> <tr> <td>富士土木事務所</td> <td>富士宮市、富士市</td> </tr> <tr> <td>静岡土木事務所</td> <td>静岡市</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		内 容	県の水防責任	県は、水防管理団体の行う水防が十分に行われるよう、水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。	県の水防協議会	水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、県に水防協議会を設置する。	水防本部	水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるものとする。	下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	事務所名	管轄区域	下田土木事務所	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	熱海土木事務所	熱海市、伊東市	沼津土木事務所	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	富士土木事務所	富士宮市、富士市	静岡土木事務所	静岡市	<p>第4節 水防組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県の水防責任</td> <td>県の水防責任は「静岡県水防計画書」(第1章第3節)に定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>静岡県水防協議会</td> <td>水防協議会の組織に関し必要な事項は「静岡県水防計画書」(第20章第4節)に定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>静岡県水防本部</td> <td>水防本部体制は「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>削除</p>	区 分	内 容	県の水防責任	県の水防責任は「静岡県水防計画書」(第1章第3節)に定めるところによる。	静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は「静岡県水防計画書」(第20章第4節)に定めるところによる。	静岡県水防本部	水防本部体制は「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。
区 分	内 容																																														
県の水防責任	県は、水防管理団体の行う水防が十分に行われるよう、水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。																																														
県の水防協議会	水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、県に水防協議会を設置する。																																														
水防本部	水防本部体制は下記のとおりとし、県災害対策本部が開設されたときは、これに統合されるものとする。																																														
下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松																																								
水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区	水防区																																								
事務所名	管轄区域																																														
下田土木事務所	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町																																														
熱海土木事務所	熱海市、伊東市																																														
沼津土木事務所	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町																																														
富士土木事務所	富士宮市、富士市																																														
静岡土木事務所	静岡市																																														
区 分	内 容																																														
県の水防責任	県の水防責任は「静岡県水防計画書」(第1章第3節)に定めるところによる。																																														
静岡県水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は「静岡県水防計画書」(第20章第4節)に定めるところによる。																																														
静岡県水防本部	水防本部体制は「静岡県水防計画書」(第2章)のとおりとし、県災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。																																														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
風水害 -22	所					
	島田土木事務所	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町				
	袋井土木事務所	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町				
	浜松土木事務所	浜松市、湖西市				
風水害 -23	第5節 指定水防管理団体、水防機関			第5節 指定水防管理団体、水防機関		
	1 指定水防管理団体			1 指定水防管理団体		
	○指定水防管理団体とは、「水防法」第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で、知事の指定した市町又は組合をいう。			指定水防管理団体は「静岡県水防計画書」(第1章)、(第17章)に定めるところによる。		
	○指定水防管理団体は毎年水防訓練を実施し、又、当該団体の水防協議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。			なお、指定水防管理団体が管理する主要な河川・海岸は「静岡県水防計画書」(資料編 第1表)のとおり。		
	○当該団体の水防協議会を設置しない場合には、当該団体である市町の市町防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。			削除		
	管理団体名	主要河川・海岸名	管理団体名	主要河川・海岸名		
	下田市	稲生沢川、大賀茂川	静岡市	安倍川、藁科川、丸子川、巴川、長尾川、静岡海岸、清水海岸、庵原川、興津川、富士川、由比川、蒲原海岸		
	東伊豆町	白田川、濁川、大川川、稲取大川				
	河津町	河津川				
	南伊豆町	青野川	焼津市	大井川、瀬戸川、焼津海岸		
	松崎町	那賀川、岩科川	藤枝市	大井川、瀬戸川、朝比奈川		
	西伊豆町	仁科川、宇久須川	島田市	大井川、伊久美川、大代川、家山川		
	熱海市	千歳川、熱海和田川	牧之原市	萩間川、坂口谷川、勝間田川、相良海岸、榛原海岸		
	伊東市	伊東大川				
	沼津市	狩野川、沼川、新中川、富士海岸	吉田町	大井川、湯日川、吉田海岸		
	三島市	狩野川、大場川、境川	川根本町	大井川、大間川、寸又川		
	御殿場市	久保川、西川	御前崎市	新野川、箴川、御前崎海岸		
裾野市	黄瀬川、佐野川	掛川市	菊川、弁財天川、上小笠川、下小笠川			
伊豆市	狩野川、修善寺川、船原川、地藏堂川、大見川、土肥山川	磐田市	天竜川、敷地川			
		菊川市	菊川、牛淵川、小笠高橋川			
伊豆の国市	狩野川、柿沢川、深沢川、戸沢川	袋井市	弁財天川、前川			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考							
風水害	函南町	柿沢川、函南観音川、来光川、大場川	太田川・原野谷川治水水防組合	太田川、原野谷川									
	清水町	狩野川、黄瀬川											
	長泉町	黄瀬川、桃沢川	浜松市	天竜川、水窪川、都田川、馬込川、浜松五島海岸									
	小山町	鮎沢川、須川、野沢川											
	富士宮市	富士川、潤井川、芝川	湖西市	梅田川、境川、新居海岸									
	富士市	富士川、潤井川、小潤井川、田宿川	合計	35 団体									
	<p>2 水防機関</p> <p>○水防業務を処理する水防の機関は消防機関（市町の条例で水防団を設置するところにあつては水防団）をもって充てる。</p>		<p>2 水防機関</p> <p>○水防業務を処理する水防の機関は消防機関（市町の条例で水防団を設置するところにあつては水防団）をもって充てる。</p>										
	<p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>1 「水防活動」の気象注意報・気象警報等</p> <p>○静岡地方気象台から発表される大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報、高潮特別警報、高潮警報、高潮注意報、洪水警報及び洪水注意報並びに気象庁から発表される大津波警報、津波警報及び津波注意報をもって代えるものとし、これを受領したとき知事は、水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>2 洪水予報</p> <p>○流域面積の大きい河川で、洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通省又は県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同して洪水予報を発表する。</p> <p>○国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水予報を発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>○洪水予報の発表基準は、基準地点の水位が設定された水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき、又は、その水位を超える洪水となることが予想されるときとし、国土交通省と気象庁が共同又は県と気象台が共同で洪水注意報、洪水警報を洪水による危険がなくなったと認められるまでの間、発表する。</p> <p>○洪水予報河川及び区域は、次のとおりである。</p> <p>【国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">狩野川</td> <td>左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">富士川 (釜無川を含む)</td> <td>左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621 の4地先 武田橋から海まで (静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)</td> </tr> <tr> <td>右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原 武田橋から海まで (静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)</td> </tr> </tbody> </table>		河川名	区 域	狩野川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで	富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621 の4地先 武田橋から海まで (静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)	右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原 武田橋から海まで (静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)	<p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>1 「水防活動」に必要な予報及び警報とその措置</p> <p>○静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については「静岡県水防計画書」(第9章)に定めるところによる。</p> <p>2 洪水予報</p> <p>○洪水予報は「静岡県水防計画書」(第10章)に定めるところによる。</p> <p>削除</p>		<p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p> <p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p>
河川名	区 域												
狩野川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで												
	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで												
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621 の4地先 武田橋から海まで (静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)												
	右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原 武田橋から海まで (静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)												

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																					
	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">安倍川</td> <td>左岸</td> <td>静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>静岡県静岡市葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大井川</td> <td>左岸</td> <td>静岡県島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">菊川</td> <td>左岸</td> <td>静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">天竜川下流</td> <td>左岸</td> <td>静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで</td> </tr> </table>	安倍川	左岸	静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで	右岸	静岡県静岡市葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで	大井川	左岸	静岡県島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで	右岸	静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで	菊川	左岸	静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで	右岸	静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	天竜川下流	左岸	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで	右岸	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで			
安倍川	左岸		静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで																					
	右岸	静岡県静岡市葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで																						
大井川	左岸	静岡県島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで																						
	右岸	静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで																						
菊川	左岸	静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで																						
	右岸	静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで																						
天竜川下流	左岸	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで																						
	右岸	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで																						
	<p>【静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">太田川水系</td> <td rowspan="2">太田川</td> <td>左岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原野谷川</td> <td>左岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">瀬戸川水系</td> <td rowspan="2">瀬戸川</td> <td>左岸 静岡県藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 静岡県藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">朝比奈川</td> <td>左岸 静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 静岡県藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都田川水系</td> <td rowspan="2">都田川</td> <td>左岸 静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町中川（落合橋）まで</td> </tr> <tr> <td>右岸 静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町気賀（落合橋）まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区 域	太田川水系	太田川	左岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで	右岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで	原野谷川	左岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで	右岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで	瀬戸川水系	瀬戸川	左岸 静岡県藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで	右岸 静岡県藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで	朝比奈川	左岸 静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで	右岸 静岡県藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで	都田川水系	都田川	左岸 静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町中川（落合橋）まで	右岸 静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町気賀（落合橋）まで	削除	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除
水系名	河川名	区 域																						
太田川水系	太田川	左岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで																						
		右岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで																						
	原野谷川	左岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで																						
		右岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで																						
瀬戸川水系	瀬戸川	左岸 静岡県藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで																						
		右岸 静岡県藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで																						
	朝比奈川	左岸 静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで																						
		右岸 静岡県藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで																						
都田川水系	都田川	左岸 静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町中川（落合橋）まで																						
		右岸 静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町気賀（落合橋）まで																						
風水害-25	<p>3 水防警報</p> <p>○洪水、津波又は高潮により重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。</p> <p>○国土交通省が水防警報を発表した場合、又は県が発表した場合、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知するものとする。</p> <p>○水防警報の発令期基準は、対象水位観測所の水位が定められた氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は超えるおそれがあるときとし、県は解除基準に水位が下がるまでの間、水位の状況について適宜発令する。</p> <p>4 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報</p> <p>○洪水予報により指定した河川以外の河川で、主として中小河川において洪水により重要な損害が生ずるおそれがある河川として指定した河川において、国土交通省又は県は氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）という基準を定め、この水位に達した水位到達情報が国土交通省から通知された場合、又は県が通知した場合は、県は水防管理者、量水標管理者にその情報に係る事項を通知す</p>	<p>3 水防警報</p> <p>○洪水予報は「静岡県水防計画書」（第11章）に定めるところによる。</p> <p>4 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>○水位周知河川における水位到達情報は「静岡県水防計画書」（第12章）に定めるところによる。</p>	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除																					
			令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」																					

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
		<p>るものとする。</p> <p>○氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは、氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、市町の避難の目安となる水位である。</p> <p>○氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報河川及び区域は、次のとおりである。</p> <p>【国土交通大臣が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】</p>				
		河川名	区 域	区域延長		
		狩野川	支川（黄瀬川）	左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	2,700m	削除
			支川（大場川）	左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	2,550m	
			支川（来光川）	左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m	
			支川（柿沢川）	左岸 静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860m	
			派川（狩野川放水路）	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000m	
		安倍川	支川（藁科川）	左岸 静岡県静岡市葵区大原字稲木山千七百二十六番三地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県静岡市葵区富厚里字八重ヶ瀬千五十二番二地先から幹川合流点まで	8,910m	
		菊川	支川（牛淵川）	左岸 静岡県菊川市牛淵字里百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m	
			支川（下小笠川）	左岸 静岡県掛川市下土方字椿屋敷百九十九番地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿屋敷百九十九番地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m	
		【静岡県知事が行う氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報】				削除
		水系名	河川名	区 域	区域延長	
風水害-26		稲生沢川	幹 川	左岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで	9,000m	
						<p>を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p> <p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p> <p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p> <p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧				新				備考
那賀川	幹川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで	7,000m					
仁科川	幹川	左岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋～海まで 右岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋～海まで	5,400m					
青野川	幹川	左岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで 右岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで	10,000m					
河津川	幹川	左岸 賀茂郡河津町梨本～海まで 右岸 賀茂郡河津町梨本～海まで	8,000m					
伊東大川	幹川	左岸 伊東市荻字城ノ平～海まで 右岸 伊東市荻字城ノ平～海まで	5,300m					
狩野川	幹川	左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで	12,900m					
	支川 (修善寺)	左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで	7,300m					
	支川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで	8,320m					
	支川 (来光川)	左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田 仁田橋まで	4,010m					
	支川 (黄瀬川)	左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで	7,260m					
新中川	幹川	左岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで 右岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで	3,350m					
富士川	支川 (高橋川)	左岸 沼津市柳沢～沼川合流点まで 右岸 沼津市柳沢～沼川合流点まで	6,000m					
	支川 (沼川)	左岸 富士市境～海まで 右岸 富士市境～海まで	5,900m					
	支川 (潤井川)	左岸 富士市久沢龍巖橋～海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巖橋～海まで	6,000m					
	支川 (小潤井川)	左岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで 右岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで	5,300m					
興津川	幹川	左岸 静岡市清水区和田島落差工～海まで 右岸 静岡市清水区和田島落差工～海まで	12,300m					
庵原川	幹川	左岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋～清水港まで 右岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋～清水港まで	3,600m					
	支川 (山切川)	左岸 静岡市清水区山切～庵原川合流点まで 右岸 静岡市清水区山切清水山切公園～庵原川合流点まで	2,000m					

静岡県地域防災計画 新旧対照表

風水害 -27	旧				新	備考
	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長		
	巴 川	幹 川	左岸 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで 右岸 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで	14,550m	削除	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除
		支 川 (長尾川)	左岸 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで 右岸 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで	6,800m		
	安 倍 川	支 川 (丸子川)	左岸 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで 右岸 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで	6,280m		
	瀬 戸 川	支 川 (葉梨川)	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近～朝比奈川合流点まで	5,550m		
	栃 山 川	幹 川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点～海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点～海まで	9,800m		
		支 川 (木屋川)	左岸 焼津市三和木屋川橋～海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋～海まで	4,870m		
	大 井 川	幹 川	左岸 長島ダム直下流～島田市神座直轄管理境まで 右岸 長島ダム直下流～島田市神座直轄管理境まで	58,600m		
	湯 日 川	幹 川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路～海まで	5,600m		
	坂 口 谷 川	幹 川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近～海まで	6,310m		
	勝 間 田 川	幹 川	左岸 牧之原市勝間三栗川合流点～海まで 右岸 牧之原市静谷三栗川合流点～海まで	6,200m		
	萩 間 川	幹 川	左岸 牧之原市黒子蛭ヶ谷川合流点上流付近～海まで 右岸 牧之原市女神蛭ヶ谷川合流点上流付近～海まで	4,800m		
	太 田 川	支 川 (敷地川)	左岸 磐田市大当所梨の木橋～太田川合流点まで 右岸 磐田市大当所梨の木橋～太田川合流点まで	8,300m		
		支 川 (仿僧川)	左岸 磐田市万正寺祝川合流点～太田川合流点まで 右岸 磐田市小島祝川合流点～太田川合流点まで	6,600m		
		支 川 (今ノ浦)	左岸 磐田市見付管理上流端～仿僧川合流点まで 右岸 磐田市見付管理上流端～仿僧川合流点まで	7,900m		
		支 川 (逆川)	左岸 掛川市逆川鞍下橋～原野谷川合流点まで 右岸 掛川市千羽鞍下橋～原野谷川合流点まで	12,000m		
		支 川 (宇刈川)	左岸 袋井市春岡春岡大橋～原野谷川合流点まで 右岸 袋井市春岡春岡大橋～原野谷川合流点まで	5,600m		
	天 竜 川	支 川 (阿多古川)	左岸 浜松市天竜区上野清滝橋～天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区上野清滝橋～天竜川合流点まで	6,200m		
		支 川 (安間川)	左岸 浜松市東区市野町東名高速道路～天竜川合流点まで 右岸 浜松市東区市野町東名高速道路～天竜川合流点まで	7,000m		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考
風水害 -28	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長	削除	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除
	馬込川	幹 川	左岸 浜松市浜北区内野御陣屋川合流点～海まで 右岸 浜松市浜北区内野御陣屋川合流点～海まで	17,400m		
		支 川 (芳川)	左岸 浜松市東区上新屋町～馬込川合流点まで 右岸 浜松市東区中田町～馬込川合流点まで	9,500m		
	都田川	幹 川	左岸 浜松市北区細江町中川(落合橋)～浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区細江町気賀(落合橋)～浜名湖合流点まで	2,000m		
支 川 (井伊谷川)		左岸 浜松市北区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点～幹川合流点まで 右岸 浜松市北区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点～幹川合流点まで	3,200m			
支 川 (釣橋川)		左岸 浜松市北区三ヶ日町只木川名宮川合流点下流～浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区三ヶ日町福長川宮川合流点下流～浜名湖合流点まで	3,400m			
風水害 -28	5 水位の観測及び雨量観測		5 雨量及び水位の監視と通報		削除	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除
	○水位については資料編Ⅱ(6-2)(6-3)、雨量については資料編Ⅱ(5-4-1)により行うものとする。		○雨量については「静岡県水防計画書」(第13章第2節)、水位については「静岡県水防計画書」(第13章第3節)に定めるところによる。			
	○各水防区長は、水位が資料編Ⅱ(6-3)に掲げる水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)に達したときは、その水位の状況を水防計画に定める通報要領により水防本部長に報告すると共に、関係のある水防管理者等に通報するものとする。					
	○県は雨量、水位、潮位等の情報等を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図り、リアルタイムで提供する情報共有ネットワークの構築に努める。					
6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報		6 雨水出水特別警戒水位の水位到達情報		削除	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除	
○県又は市町は、県又は市町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、雨水出水特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに県にあっては関係市町長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。						
7 高潮特別警戒水位の水位到達情報		7 高潮特別警戒水位の水位到達情報		削除	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除	
○県は、高潮特別警戒水位を定める海岸において、その水位に到達したときは、水位を示してその状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。						
8 ダムの操作及び連絡		6 ダム、水こう門等及びその操作		削除	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除	
○ダムの管理者は、洪水時及び洪水の発生が予想される場合には、操作規則等に基づき、適切な操作を行い、下流域の警察や市町、その他関係機関に迅速に連絡を行うものとする。		○ダム、水こう門等及びその操作については「静岡県水防計画書」(第6章)に定めるところによる。なお、洪水時の操作規則、操作規定等は「静岡県水防計画書 別冊」(ダム及び水門編)のとおり。				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>9 情報連絡体制 (略)</p> <p>10 道路の通行規制に関する情報 (略)</p>	<p>削除 (略)</p> <p>7 道路の通行規制に関する情報 (略)</p>	<p>書の重複の排除</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考												
風水害 -30	<p>第7節 通信連絡系統</p> <p>1 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図</p> <p style="text-align: right;">(県土木防災課)R2.4.1</p> <p>(凡例)</p> <table border="0"> <tr> <td>——</td> <td>無線</td> <td>====</td> <td>NTT専用線</td> <td>-----</td> <td>有線(LAN等)</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>テレメータ</td> <td>□</td> <td>委託</td> <td>□</td> <td>その他(中継等)</td> </tr> </table>	——	無線	====	NTT専用線	-----	有線(LAN等)	□	テレメータ	□	委託	□	その他(中継等)	<p>第7節 通信連絡系統</p> <p>通信連絡は「静岡県水防計画書」(第8章)に定めるところによる。</p> <p>1 雨量通報系統図</p> <p>「静岡県水防計画書」(資料編 図.13-2)のとおり。</p> <p>削除</p>	<p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p>
——	無線	====	NTT専用線	-----	有線(LAN等)										
□	テレメータ	□	委託	□	その他(中継等)										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

風水害 -31	旧	新	備考
	<p>2 水位通報系統図</p> <p style="text-align: right;">(県土木防災課)R2.4.1</p> <p>(凡例) ——— 無線 ——— NIT専用線 - - - - - 有線(LAN等) - - - - - 自営線 □ テレメータ □ 自記 □ その他(中継等)</p>	<p>2 水位通報系統図</p> <p>「静岡県水防計画書」(資料編 図.14-2)のとおり。</p> <p>削除</p>	<p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																		
風水害 -32	<p>第8節 県の非常配備体制</p> <p>県水防本部及び水防区の配備体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次事前配備</td> <td>・大雨、洪水注意報発表時 ・高潮注意報発表時 ・波浪警報発表時</td> <td>各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制</td> </tr> <tr> <td>第2次事前配備</td> <td>・大雨、洪水警報発表時 ・高潮警報発表時</td> <td>各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制</td> </tr> <tr> <td>第1次非常配備体制</td> <td>氾濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき</td> <td>水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制</td> </tr> <tr> <td>第2次非常配備体制</td> <td>水防活動を必要とする事態の発生が予想される時</td> <td>所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制</td> </tr> <tr> <td>第3次非常配備体制</td> <td>事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時</td> <td>所属人員全員を動員できる完全な水防体制</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配備内容	第1次事前配備	・大雨、洪水注意報発表時 ・高潮注意報発表時 ・波浪警報発表時	各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	第2次事前配備	・大雨、洪水警報発表時 ・高潮警報発表時	各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制	第1次非常配備体制	氾濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制	第2次非常配備体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想される時	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	第3次非常配備体制	事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時	所属人員全員を動員できる完全な水防体制	<p>第8節 県の非常配備体制</p> <p>「静岡県水防計画書」(第13章第1節)のとおり。</p>	<p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p>
区分	配備基準	配備内容																			
第1次事前配備	・大雨、洪水注意報発表時 ・高潮注意報発表時 ・波浪警報発表時	各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制																			
第2次事前配備	・大雨、洪水警報発表時 ・高潮警報発表時	各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制																			
第1次非常配備体制	氾濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制																			
第2次非常配備体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想される時	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制																			
第3次非常配備体制	事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時	所属人員全員を動員できる完全な水防体制																			
風水害 -32	<p>第9節 水防管理団体の水防計画</p> <p>指定水防管理団体の水防計画は、市町地域防災計画においておおむね次の事項について定めるものとする。</p> <p>また、他の水防管理団体においてもこれに準じて定めるものとする。</p> <p>(1)水防組織</p> <p>(2)重要水防箇所</p> <p>(3)通信連絡</p> <p>ア 水防区(土木事務所)と水防管理者間の連絡(電話番号、連絡責任者)</p> <p>イ 水防管理者と各機関(消防団、水防団)</p> <p>ウ 上下流水防管理者との連絡</p> <p>(4)非常配備</p> <p>(5)水防信号及び水防標識</p> <p>ア 水防信号</p> <p>水防法第20条の規定による水防信号(昭和31年9月28日県規則第75号)は、次のとおりである。</p> <p>○信号は、適當の時間継続する。</p> <p>○必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。</p> <p>○上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること</p>	<p>第9節 水防信号及び水防標識</p> <p>「静岡県水防計画書」(第13章第8節)のとおり。</p>	<p>令和3年2月16日付け府政防第108号・消防災第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p>																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																								
風水害-32	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区別/方法</th> <th>説明</th> <th>警鐘信号</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一信号</td> <td>氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの</td> <td>休 休 休 ○ 止 ○ 止 ○ 止</td> <td>約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止</td> </tr> <tr> <td>第二信号</td> <td>水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの</td> <td>○—○—○—○—○—○—</td> <td>約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止</td> </tr> <tr> <td>第三信号</td> <td>当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせる</td> <td>○—○—○—○—○—○—</td> <td>約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止</td> </tr> <tr> <td>第四信号</td> <td>当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの</td> <td>乱打</td> <td>約 1 分約 5 秒 約 1 分約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止</td> </tr> <tr> <td>注 意</td> <td colspan="3">1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする</td> </tr> </tbody> </table>	区別/方法	説明	警鐘信号		第一信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	休 休 休 ○ 止 ○ 止 ○ 止	約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	第二信号	水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○—○—	約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせる	○—○—○—○—○—○—	約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	第四信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約 1 分約 5 秒 約 1 分約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止	注 意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする			削除	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除
区別/方法	説明	警鐘信号																									
第一信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	休 休 休 ○ 止 ○ 止 ○ 止	約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止																								
第二信号	水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○—○—○—	約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止																								
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせる	○—○—○—○—○—○—	約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止																								
第四信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約 1 分約 5 秒 約 1 分約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止																								
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘、サイレンを併用することをさまたげない 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする																										
風水害-33	<p>イ 水防標識</p> <p>水防法第18条の規定による静岡県水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、図.13-4～13-6のとおりである。</p> <p>水防のために出勤する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、図.13-4の標識を用うものとする。</p> <p>水防のため現場に赴く職員は、図.13-5の腕章を装着するものとする。</p> <p>水は赤色、外は白色 車載標識の寸法については、任意とする 【車馬標識】</p> <p>水は赤色、外は白色 形状については、適宜とする 【標燈】</p> <p>水は赤色、外は白色 【腕章】</p> <p>(6)避難のための立退 危険箇所に対する避難箇所の具体的な明示、避難指示者及び責任者</p> <p>(7)水防倉庫及び資材一覧表</p>	削除	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除																								
風水害-33	<p>第10節 水防区域の危険箇所</p> <p>県下の重要水防箇所は水防計画書において示すものとする。</p>	<p>削除</p> <p>第10節 重要水防箇所 「静岡県水防計画書」（第5章）のとおり。</p>	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除																								
風水害-33	<p>第11節 水防資機材の整備及び調達</p> <p>県水防倉庫の設置状況及びこれに備蓄している資材、機材の整備状況は水防計画書に示すものとする。</p>	<p>第11節 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送 「静岡県水防計画書」（第7章）のとおり。</p>	令和3年2月16日付け府政防第108号・消防第12号・国水環防第30号「地域防災計画と水防計画																								

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧															新	備考																																													
<p>指定水防管理団体は次の基準により、資材、機材を備蓄するものとする。ただし、水防管理団体が地勢その他の状況により必要と認める時は、その数量を増減することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>坑木</th> <th>空俵</th> <th>縄</th> <th>鉄線</th> <th>蛸木</th> <th>掛矢</th> <th>担架</th> <th>シヨベル</th> <th>つるはし</th> <th>鋸</th> <th>斧</th> <th>ペンチ</th> <th>照明具</th> <th>救命綱</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <td>本</td> <td>俵</td> <td>kg</td> <td>kg</td> <td>丁</td> <td>丁</td> <td>本</td> <td>丁</td> <td>丁</td> <td>丁</td> <td>丁</td> <td>丁</td> <td>灯</td> <td>本</td> </tr> <tr> <th>数量</th> <td>500</td> <td>1,000</td> <td>250</td> <td>100</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </thead> </table> <p>水防管理団体の備蓄する資材、機材が災害の規模により不足する場合は、その調達については県は協力するものとする。</p> <p>(略)</p>															品名	坑木	空俵	縄	鉄線	蛸木	掛矢	担架	シヨベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱	単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本	数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5	(略)	<p>の策定事務等の簡素化について」を受けた地域防災計画と水防計画書の重複の排除</p>
品名	坑木	空俵	縄	鉄線	蛸木	掛矢	担架	シヨベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱																																															
単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本																																															
数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5																																															

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考			
火山 -1	6 火山災害対策編 I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画及びII 富士山の火山防災計画 (略) I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画					
	第1章 総則	想定（概要、本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲、予想される火山現象とその危険性、発表される噴火警報・噴火予報等）		第1章 総則 想定（概要、本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲、予想される火山現象とその危険性、発表される噴火警報・噴火予報等）		
	第2章 災害予防計画 (平常時対策)	平常時対策（防災思想の普及、防災訓練の実施、火山活動観測に対する協力） 異常現象発見の通報 避難計画（避難計画策定の基本方針、避難計画を策定する市町、策定する避難計画の具体的な内容、避難対象地域の設定）		第2章 災害予防計画 (平常時対策) 平常時対策（防災思想の普及、防災訓練の実施、火山活動観測に対する協力） 異常現象発見の通報 避難計画（避難計画策定の基本方針、避難計画を策定する市町、策定する避難計画の具体的な内容、避難対象地域の設定）		
	第3章 災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報等の伝達 避難活動（避難の 勧告 及び指示、警戒区域の設定、要配慮者の避難、住民による自主避難、避難所の設置、避難所の運営、避難所における避難生活の確保） 県の体制（事前配備体制、災害対策本部） 交通の制限（陸上交通、航空交通、海上交通） 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画		第3章 災害応急対策計画 噴火警報・噴火予報等の伝達 避難活動（避難の 指示 、警戒区域の設定、要配慮者の避難、住民による自主避難、避難所の設置、避難所の運営、避難所における避難生活の確保） 県の体制（事前配備体制、災害対策本部） 交通の制限（陸上交通、航空交通、海上交通） 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正	
	第4章 災害復旧計画	復旧（復旧対策、被災者等へのフォロー、再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等）		第4章 災害復旧計画 復旧（復旧対策、被災者等へのフォロー、再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等）		
	II 富士山の火山防災計画			II 富士山の火山防災計画		
	第1章 総則	想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性） 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等（噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）、その他の火山現象に関する予報、火山現象に関する情報等） 避難計画（火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア、段階的な避難、広域避難者の受入れに係る基本事項、広域避難路の指定）		第1章 総則 想定（想定火口範囲、予想される火山現象とその危険性） 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等（噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）、その他の火山現象に関する予報、火山現象に関する情報等） 避難計画（火山現象の影響想定範囲と避難対象エリア、段階的な避難、広域避難者の受入れに係る基本事項、広域避難路の指定）		
	第2章 災害予防計画 (平常時対策)	関係する機関と実施すべき事項（平常時） 情報連絡体制の整備（異常現象の通報体制、協議会内の情報伝達体制、避難に係る情報伝達体制） 市町避難計画の策定 予防教育及び研修・訓練の実施（啓発活動、防災訓練）		第2章 災害予防計画 (平常時対策) 関係する機関と実施すべき事項（平常時） 情報連絡体制の整備（異常現象の通報体制、協議会内の情報伝達体制、避難に係る情報伝達体制） 市町避難計画の策定 予防教育及び研修・訓練の実施（啓発活動、防災訓練）		
第3章 災害応急対策計画	噴火警報・噴火予報の伝達 避難 勧告 等（ 避難勧告 及び避難指示の発令、警戒区域の設定、入山規制、住民等の避難、一時帰宅の実施） 県の体制（配備体制、災害対策本部の設置、協議会（または合同会議）との調整） 交通の制限（一般道路の交通規制、高速道路の交通規制、鉄道の運行規制、航空機に対する措置）	第3章 災害応急対策計画 噴火警報・噴火予報の伝達 避難 指示 等（ 避難指示 の発令、警戒区域の設定、入山規制、住民等の避難、一時帰宅の実施） 県の体制（配備体制、災害対策本部の設置、協議会（または合同会議）との調整） 交通の制限（一般道路の交通規制、高速道路の交通規制、鉄道の運行規制、航空機に対する措置）	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正			
火山 -1						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<p>避難者の輸送 広域避難路の除灰等（除灰等に係る対応） 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画 広域連携</p>	<p>避難者の輸送 広域避難路の除灰等（除灰等に係る対応） 社会秩序維持活動 被害拡大防止対策 継続災害対応計画 広域連携</p>	
	<p>(災害復旧計画) (I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)</p>	<p>(災害復旧計画) (I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)</p>	
火山 -12	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 第1節 想定（伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告（平成23年10月）及び伊豆東部火山群火山防災協議会決議（平成30年10月）に基づく） (略) 5 発表される噴火警報・噴火予報等 (略) (2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。 伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が居住地域まで及ぶ可能性がある。このため、レベル2（火口周辺規制）やレベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表されることなく、噴火警報であるレベル4（避難準備・避難行動要支援者の避難）以上の噴火警報が発表される。 あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※1）が発表される。</p>	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 第1節 想定（伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告（平成23年10月）及び伊豆東部火山群火山防災協議会決議（平成30年10月）に基づく） (略) 5 発表される噴火警報・噴火予報等 (略) (2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル 気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。 伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が居住地域まで及ぶ可能性がある。このため、レベル2（火口周辺規制）やレベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表されることなく、噴火警報であるレベル4（避難準備）以上の噴火警報が発表される。 あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※1）が発表される。</p>	<p>関係機関からの意見を反映</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される火山現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 又は 噴火警報(居住地域)</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要</td> <td>●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石(※2)、ベースサージが居住地域に到達する ●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生 【過去事例】 平成元(1989)年7月11日の低周波地震活動の多発、7月13日の海底噴火</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要</td> <td>●低周波地震活動の活発化 【過去事例】 平成元(1989)年7月10日の低周波地震活動の活発化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等</td> <td>【レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の発表はなく、レベル4(避難準備)以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活、 火口周辺への立入規制等</td> <td>○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>レベル1 (活火山であることに留意) (地震活動の発見に関する情報の発表)</td> <td>火山活動は静穏 【地震活動の発見に関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)</td> <td>住民は通常の生活 (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)</td> <td>●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18(2006)年4月、平成21(2009)年12月の群発地震活動</td> </tr> </tbody> </table>	名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等	噴火警報 又は 噴火警報(居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石(※2)、ベースサージが居住地域に到達する ●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生 【過去事例】 平成元(1989)年7月11日の低周波地震活動の多発、7月13日の海底噴火	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	●低周波地震活動の活発化 【過去事例】 平成元(1989)年7月10日の低周波地震活動の活発化	噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	【レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の発表はなく、レベル4(避難準備)以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活、 火口周辺への立入規制等	○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。	噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意) (地震活動の発見に関する情報の発表)	火山活動は静穏 【地震活動の発見に関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)	住民は通常の生活 (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18(2006)年4月、平成21(2009)年12月の群発地震活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される火山現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">噴火警報 又は 噴火警報(居住地域)</td> <td>レベル5 (避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要</td> <td>●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石(※2)、ベースサージが居住地域に到達する ●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生 【過去事例】 平成元(1989)年7月11日の低周波地震活動の多発、7月13日の海底噴火</td> </tr> <tr> <td>レベル4 (避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要</td> <td>●低周波地震活動の活発化 【過去事例】 平成元(1989)年7月10日の低周波地震活動の活発化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報</td> <td>レベル3 (入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等</td> <td>【レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の発表はなく、レベル4(避難準備)以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 (火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活、 火口周辺への立入規制等</td> <td>○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>レベル1 (活火山であることに留意) (地震活動の発見に関する情報の発表)</td> <td>火山活動は静穏 【地震活動の発見に関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)</td> <td>住民は通常の生活 (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)</td> <td>●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18(2006)年4月、平成21(2009)年12月の群発地震活動</td> </tr> </tbody> </table>	名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等	噴火警報 又は 噴火警報(居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石(※2)、ベースサージが居住地域に到達する ●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生 【過去事例】 平成元(1989)年7月11日の低周波地震活動の多発、7月13日の海底噴火	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	●低周波地震活動の活発化 【過去事例】 平成元(1989)年7月10日の低周波地震活動の活発化	噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	【レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の発表はなく、レベル4(避難準備)以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活、 火口周辺への立入規制等	○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。	噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意) (地震活動の発見に関する情報の発表)	火山活動は静穏 【地震活動の発見に関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)	住民は通常の生活 (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18(2006)年4月、平成21(2009)年12月の群発地震活動	<p>関係機関からの意見を反映</p>
名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等																																																							
噴火警報 又は 噴火警報(居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石(※2)、ベースサージが居住地域に到達する ●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生 【過去事例】 平成元(1989)年7月11日の低周波地震活動の多発、7月13日の海底噴火																																																							
	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	●低周波地震活動の活発化 【過去事例】 平成元(1989)年7月10日の低周波地震活動の活発化																																																							
噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	【レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の発表はなく、レベル4(避難準備)以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。																																																							
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活、 火口周辺への立入規制等	○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。																																																							
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意) (地震活動の発見に関する情報の発表)	火山活動は静穏 【地震活動の発見に関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)	住民は通常の生活 (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18(2006)年4月、平成21(2009)年12月の群発地震活動																																																							
名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等																																																							
噴火警報 又は 噴火警報(居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石(※2)、ベースサージが居住地域に到達する ●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生 【過去事例】 平成元(1989)年7月11日の低周波地震活動の多発、7月13日の海底噴火																																																							
	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	●低周波地震活動の活発化 【過去事例】 平成元(1989)年7月10日の低周波地震活動の活発化																																																							
噴火警報(火口周辺) 又は 火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 危険な地域への立入規制等	【レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報の発表】 ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の発表はなく、レベル4(避難準備)以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。																																																							
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活、 火口周辺への立入規制等	○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出発位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する可能性がある。																																																							
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意) (地震活動の発見に関する情報の発表)	火山活動は静穏 【地震活動の発見に関する情報の発表】 ・活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード ・その地震による伊東市における震度 ・伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 ・地震活動が活発な期間の長さ (地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。)	住民は通常の生活 (危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要)	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18(2006)年4月、平成21(2009)年12月の群発地震活動																																																							
火山	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画(平常時対策)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難計画策定の基本方針</p> <p>平成7(1995)年9月から平成22(2010)年12月の間に伊東沖から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元(1989)年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象を時系列にまとめると、次のとおりである。</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 災害予防計画(平常時対策)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難計画策定の基本方針</p> <p>平成7(1995)年9月から平成22(2010)年12月の間に伊東沖から川奈崎沖で発生した群発地震活動及び平成元(1989)年手石海丘での噴火活動の事例を基に、想定される火山現象を時系列にまとめると、次のとおりである。</p>																																																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧					新					備考
活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応		活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等(例)	基本的な対応		
—	平常時			—		—	平常時			—		
2、3時間 ～1週間程度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))	・情報収集		2、3時間 ～1週間程度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意))	・情報収集		
	相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動		・地震活動の見直しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。	・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備			相当量のマグマの地殻浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動		・地震活動の見直しに関する情報 ※火山活動が活発化し、レベルを引き上げる際に、レベル1(活火山であることに留意)からレベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の火口周辺警報は発表されず、レベル4(避難準備)又はレベル5(避難)が発表される。	・避難行動要支援者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備		
2、3時間 ～2、3日間	マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 (通常の地震に減少傾向がみられることもある)	レベル4 (避難準備)	・噴火警報(レベル4(避難準備)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備		2、3時間 ～2、3日間	マグマが更に浅部へ上昇 ・低周波地震の活発化 (通常の地震に減少傾向がみられることもある)	レベル4 (避難準備)	・噴火警報(レベル4(避難準備)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難行動要支援者の避難 ・福祉避難所の開設 ・避難準備情報 ・避難所の開設準備		
	噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生		レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難勧告・指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設				噴火の前兆現象 ・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生	レベル5 (避難)	・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山活動解説資料(噴火の影響範囲等) ・火山の状況に関する解説情報(火山性地震活動の状況等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難勧告・指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の開設
2、3週間～	噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出	レベル5 (避難)		・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難勧告・指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営		2、3週間～	噴火発生 ○浅海域で噴火発生 ・大きな噴石の飛散 ・ベースサージの発生 ○陸域で噴火発生 ・マグマ水蒸気爆発による大きな噴石の飛散やベースサージの発生 ・スコリア、火山灰の噴出 ・溶岩流出	レベル5 (避難)		・噴火警報(レベル5(避難)) ・火山の状況に関する解説情報(噴火の状況等) ・火山活動解説資料(上空からの観測成果等)	・避難対象地域の設定 ・警戒区域の設定 ・避難勧告・指示 ・避難誘導 ・陸上・海上交通規制 ・避難所の運営
	活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止		レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。	・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除			活動の終息 ・地震活動の低下 ・地殻変動の停止		レベル1 (活火山であることに留意)	・噴火予報(レベル1(活火山であることに留意)) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報が発表される場合がある。	・避難所の閉鎖(住民帰宅) ・陸上・海上交通規制の解除

※) 複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。(略)

3 策定する避難計画の具体的な内容

実施者	具体的な内容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	(1) 避難の手段 ア 避難は、徒歩によることを原則とする。 イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。 (2) 避難者の受け入れ等に関する協定

※) 複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、活動期間が長くなる場合もある。(略)

3 策定する避難計画の具体的な内容

実施者	具体的な内容
伊東市長 熱海市長 伊豆市長	(1) 避難の手段 ア 避難は、徒歩によることを原則とする。 イ 避難先が遠隔地であり、大量輸送手段、例えばバス等による避難が可能と判断される場合には、防災関係機関の協力を得て、住民等が速やかに安全な地域へ避難できるような手段を講ずる。 (2) 避難者の受け入れ等に関する協定

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<p>状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に勧告又は指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。</p> <p>(3) 避難所等の指定 ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。 イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。</p> <p>(4) 避難路の整備 ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。 イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。</p>		<p>状況に応じて周辺市町に分散して避難することを住民等に指示をする場合に備えて、事前に周辺市町長に対して避難者の受入れ等についての応援を申し入れ、必要な事項について協定を締結しておく。</p> <p>(3) 避難所等の指定 ア 火山噴火による災害から避難する住民等を受け入れる施設としてあらかじめ避難所を指定し、必要な設備を整備する。 イ 周辺市町に避難所を確保する場合には、努めて幹線道路沿いに指定する。</p> <p>(4) 避難路の整備 ア 避難する住民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、必要な避難路の整備に努める。 イ 円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について関係警察署及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
周辺市町長	<p><u>避難者の受け入れ等に関する協定</u> 避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。</p>	周辺市町長	<p><u>避難者の受け入れ等に関する協定</u> 避難者の受け入れ等について当該市長より応援の依頼があったときはこれに応じる。このために、必要な事項については、あらかじめ締結した協定に基づいて実施する。</p>	
(略)		(略)		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考								
火山 -21	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達 (略)</p> <p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を □ で示す。</p> <p>注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p> <p>図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達 (略)</p> <p>注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を □ で示す。</p> <p>注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p> <p>図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p> <p>(二重線)で囲まれる機関は、気象業務法施行令第2条第1号の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>(太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(二重線)は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。 特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第5条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 <p>※)火山活動により人体及び構造物等に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合には、同時通報用無線、広報車等による伝達</p>	<p>関係機関からの意見を反映</p>								
火山 -22	<p>第2節 避難活動 1 避難の勧告及び指示 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 熱海市長</td> <td>(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容	伊東市長 熱海市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。	<p>第2節 避難活動 1 避難指示 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊東市長 熱海市長</td> <td>(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	内 容	伊東市長 熱海市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正</p>
実施者	内 容										
伊東市長 熱海市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の勧告をする。										
実施者	内 容										
伊東市長 熱海市長	(1) 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難の指示をする。										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考																																															
		伊豆市長	また、溶岩流が発生し危険が切迫していると認めるとき、降灰が発生したとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。 (2) 避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難の勧告又は指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。	伊豆市長	(2) 避難指示をしたときは、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 (3) 避難指示をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。	する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="2">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th>住民に対して (避難行動要支援者)</th> <th>一時滞在者に対して (観光客等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「レベル1(活火山であることに留意)」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td>(レベル4(避難準備)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td>(レベル4(避難準備)で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> </tr> <tr> <td>「レベル4(避難準備)」が発表されたとき</td> <td>避難準備情報を発表する。 (避難所の開設を準備する。)</td> <td>避難行動要支援者の避難を行う。</td> </tr> <tr> <td>「レベル5(避難)」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)</td> </tr> <tr> <td>「レベル5(避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を継続する。</td> </tr> <tr> <td>「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難勧告又は指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する</td> </tr> <tr> <td>「レベル3(入山規制)」又は「レベル2(火口周辺規制)」に切り替えられたとき</td> <td colspan="2">立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> </tbody> </table>		噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応		住民に対して (避難行動要支援者)	一時滞在者に対して (観光客等)	「レベル1(活火山であることに留意)」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4(避難準備)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4(避難準備)で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	「レベル4(避難準備)」が発表されたとき	避難準備情報を発表する。 (避難所の開設を準備する。)	避難行動要支援者の避難を行う。	「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		「レベル5(避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難勧告又は指示を継続する。		「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する		「レベル3(入山規制)」又は「レベル2(火口周辺規制)」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">噴火警戒レベル及び火山活動の状況</th> <th colspan="2">市長の避難対応</th> </tr> <tr> <th>住民に対して (避難行動要支援者)</th> <th>一時滞在者に対して (観光客等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「レベル1(活火山であることに留意)」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき</td> <td>(レベル4(避難準備)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> <td>(レベル4(避難準備)で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)</td> </tr> <tr> <td>「レベル4(避難準備)」が発表されたとき</td> <td>高齢者等避難を発表する。 (避難所の開設を準備する。)</td> <td>避難行動要支援者の避難を行う。</td> </tr> <tr> <td>「レベル5(避難)」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)</td> </tr> <tr> <td>「レベル5(避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難指示を継続する。</td> </tr> <tr> <td>「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき</td> <td colspan="2">避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難指示を待たず、直ちに避難する</td> </tr> <tr> <td>「レベル3(入山規制)」又は「レベル2(火口周辺規制)」に切り替えられたとき</td> <td colspan="2">立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。</td> </tr> </tbody> </table>		噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応		住民に対して (避難行動要支援者)	一時滞在者に対して (観光客等)	「レベル1(活火山であることに留意)」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4(避難準備)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4(避難準備)で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	「レベル4(避難準備)」が発表されたとき	高齢者等避難を発表する。 (避難所の開設を準備する。)	避難行動要支援者の避難を行う。	「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		「レベル5(避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を継続する。		「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難指示を待たず、直ちに避難する		「レベル3(入山規制)」又は「レベル2(火口周辺規制)」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。		<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>	
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																																																				
	住民に対して (避難行動要支援者)	一時滞在者に対して (観光客等)																																																			
「レベル1(活火山であることに留意)」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4(避難準備)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4(避難準備)で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)																																																			
「レベル4(避難準備)」が発表されたとき	避難準備情報を発表する。 (避難所の開設を準備する。)	避難行動要支援者の避難を行う。																																																			
「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)																																																				
「レベル5(避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難勧告又は指示を継続する。																																																				
「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難勧告又は指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難の勧告又は指示を待たず、直ちに避難する																																																				
「レベル3(入山規制)」又は「レベル2(火口周辺規制)」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。																																																				
噴火警戒レベル及び火山活動の状況	市長の避難対応																																																				
	住民に対して (避難行動要支援者)	一時滞在者に対して (観光客等)																																																			
「レベル1(活火山であることに留意)」で、「地震活動の見通しに関する情報」が発表され、伊東市長・熱海市長・伊豆市長が必要と認めるとき	(レベル4(避難準備)の発表後、直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)	(レベル4(避難準備)で直ちに対応できるよう防災担当者準備、自主避難への対応等)																																																			
「レベル4(避難準備)」が発表されたとき	高齢者等避難を発表する。 (避難所の開設を準備する。)	避難行動要支援者の避難を行う。																																																			
「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)																																																				
「レベル5(避難)」が発表された後に噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を継続する。																																																				
「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されずに噴火し、「レベル4(避難準備)」又は「レベル5(避難)」が発表されたとき	避難指示を行う。 (避難対象地域への立入を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。) ※自ら噴火を確認した者は、避難指示を待たず、直ちに避難する																																																				
「レベル3(入山規制)」又は「レベル2(火口周辺規制)」に切り替えられたとき	立入規制地域への立入禁止及び立入自粛の呼び掛けを実施する。																																																				
火山-23		<代行処理>		<代行処理>																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察官又は海上保安官</td> <td>火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、住民等に</td> </tr> </tbody> </table>		実施者	内容	警察官又は海上保安官	火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、住民等に	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察官又は海上保安官</td> <td>火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、住民等に</td> </tr> </tbody> </table>		実施者	内容	警察官又は海上保安官	火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、住民等に																																								
実施者	内容																																																				
警察官又は海上保安官	火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、住民等に																																																				
実施者	内容																																																				
警察官又は海上保安官	火山活動による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、住民等に																																																				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考								
	<p>対し避難の指示をする。 この場合、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p>		<p>対し避難の指示をする。 この場合、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>								
知事	<p>(1) 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難の勧告又は指示をする。 (2) 避難の勧告又は指示をしたとき、直ちに避難の勧告又は指示された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>	知事	<p>(1) 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示をする。 (2) 避難指示をしたとき、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するほか、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。</p>									
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場に行かない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p>	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<p>災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場に行かない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。</p>									
<p>(略)</p> <p>4 住民による自主避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td> <p>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市長等の避難の勧告又は指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。 自主避難したときは、自主防災組織又は市の地区担当職員を通じてその旨を市長に報告する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		実施者	内 容		住民	<p>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市長等の避難の勧告又は指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。 自主避難したときは、自主防災組織又は市の地区担当職員を通じてその旨を市長に報告する。</p>	<p>(略)</p> <p>4 住民による自主避難</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民</td> <td> <p>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市長等の避難指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。 自主避難したときは、自主防災組織又は市の地区担当職員を通じてその旨を市長に報告する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		実施者	内 容	住民	<p>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市長等の避難指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。 自主避難したときは、自主防災組織又は市の地区担当職員を通じてその旨を市長に報告する。</p>
実施者	内 容											
住民	<p>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市長等の避難の勧告又は指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。 自主避難したときは、自主防災組織又は市の地区担当職員を通じてその旨を市長に報告する。</p>											
実施者	内 容											
住民	<p>噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲において、火山活動に伴う急激な異常を察知したとき、市長等の避難指示を待つまでもなく、可能な限り集団避難の方式により避難する。 自主避難したときは、自主防災組織又は市の地区担当職員を通じてその旨を市長に報告する。</p>											
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>										

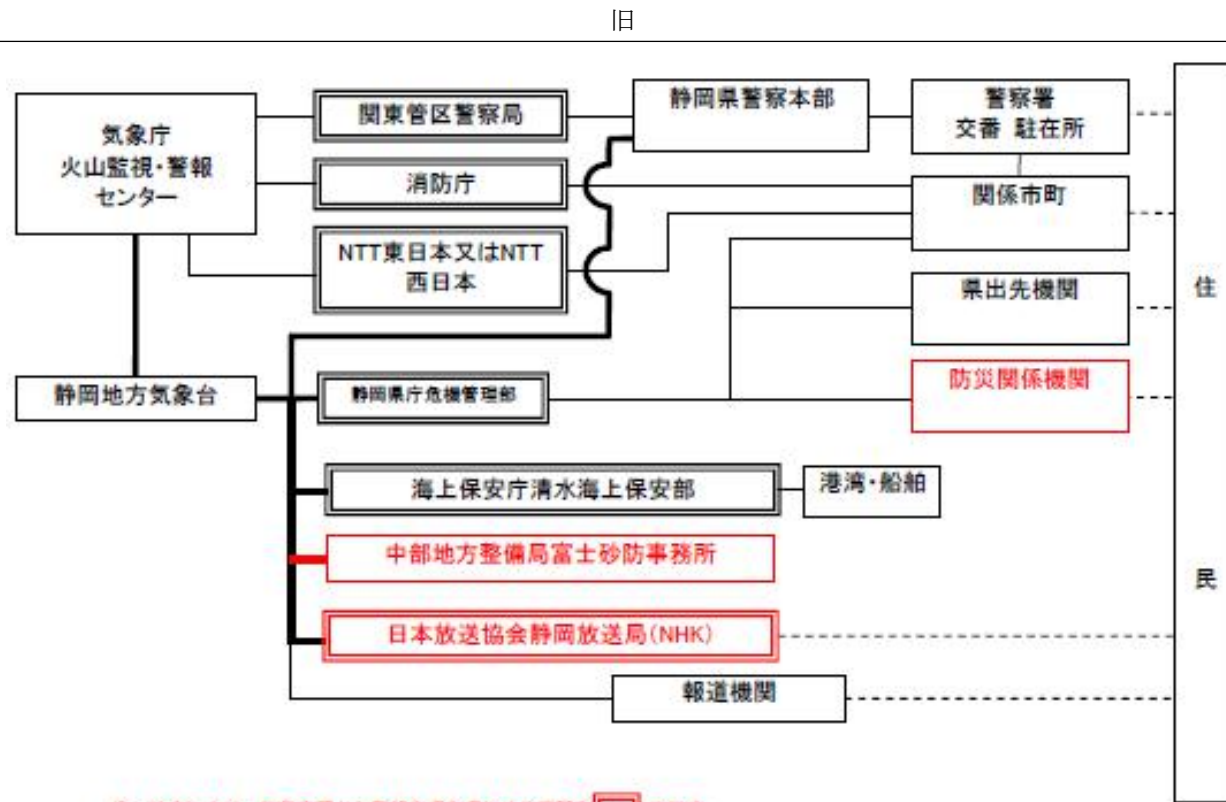
静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考															
火山 -29	<p>II 富士山の火山防災計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。</p> <p>富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画(平成27年3月)」(以下、「広域避難計画」という。)により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。</p>	<p>II 富士山の火山防災計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。</p> <p>活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会(以下「協議会」という。)」を設置した。</p> <p>富士山の火山活動に伴う避難は、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画(平成27年3月)」(以下、「広域避難計画」という。)により実施する。関係機関は、広域避難計画に基づき、あらかじめ必要な防災対応を検討しておく。</p> <p>なお、協議会では令和3年3月に富士山ハザードマップを改定したことから(下表参照)、新たな噴火想定に基づく広域避難計画の改定を令和3年度中に予定している。そのため、現時点では、避難に関する事項や必要な防災対応を現行の広域避難計画に基づき検討することとなるため、本章では引き続き、改定前のハザードマップ(平成16年版)及び現行の広域避難計画で示されている火山現象の影響想定範囲等を前提としている。</p> <p>平成16年版ハザードマップと改定版ハザードマップの比較(抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="1344 905 2502 1493"> <thead> <tr> <th>改定項目</th> <th>平成16年版ハザードマップ</th> <th>改定版ハザードマップ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定の対象とする噴火年代</td> <td>約3,200年前～現在</td> <td>約5,600年前～現在</td> </tr> <tr> <td>想定火口範囲</td> <td>対象とする噴火年代の噴火実績をもとに設定(約3,200年前～現在)</td> <td>同左(約5,600年前～現在) ※新たに発見された火口も追加(主に富士吉田市、富士宮市方面に範囲が拡大)</td> </tr> <tr> <td>想定する最大溶岩噴出物量(大規模噴火)</td> <td>宝永噴火の7億m³ ※貞観噴火も同規模と見込み</td> <td>貞観噴火の13億m³ ※貞観噴火の溶岩噴出物量に係る新たな知見を反映し大幅に増加</td> </tr> <tr> <td>地形メッシュサイズ(シミュレーション条件)</td> <td>200mメッシュ(溶岩流)、50mメッシュ(火砕流・融雪泥流)</td> <td>20mメッシュ(各現象共通) ※より詳細な地形データを反映(溶岩流の傾向⇒H16版より早く、遠方へ)</td> </tr> </tbody> </table>	改定項目	平成16年版ハザードマップ	改定版ハザードマップ	想定の対象とする噴火年代	約3,200年前～現在	約5,600年前～現在	想定火口範囲	対象とする噴火年代の噴火実績をもとに設定(約3,200年前～現在)	同左(約5,600年前～現在) ※新たに発見された火口も追加(主に富士吉田市、富士宮市方面に範囲が拡大)	想定する最大溶岩噴出物量(大規模噴火)	宝永噴火の7億m ³ ※貞観噴火も同規模と見込み	貞観噴火の13億m ³ ※貞観噴火の溶岩噴出物量に係る新たな知見を反映し大幅に増加	地形メッシュサイズ(シミュレーション条件)	200mメッシュ(溶岩流)、50mメッシュ(火砕流・融雪泥流)	20mメッシュ(各現象共通) ※より詳細な地形データを反映(溶岩流の傾向⇒H16版より早く、遠方へ)	<p>令和3年3月に富士山ハザードマップを改定したことに伴う修正</p> <p>※避難に関する事項及び必要な防災対応を検討するための富士山火山広域避難計画は令和3年度中に改定予定のため、今回の修正においては引き続き現行の広域避難計画を前提とする。</p>
改定項目	平成16年版ハザードマップ	改定版ハザードマップ																
想定の対象とする噴火年代	約3,200年前～現在	約5,600年前～現在																
想定火口範囲	対象とする噴火年代の噴火実績をもとに設定(約3,200年前～現在)	同左(約5,600年前～現在) ※新たに発見された火口も追加(主に富士吉田市、富士宮市方面に範囲が拡大)																
想定する最大溶岩噴出物量(大規模噴火)	宝永噴火の7億m ³ ※貞観噴火も同規模と見込み	貞観噴火の13億m ³ ※貞観噴火の溶岩噴出物量に係る新たな知見を反映し大幅に増加																
地形メッシュサイズ(シミュレーション条件)	200mメッシュ(溶岩流)、50mメッシュ(火砕流・融雪泥流)	20mメッシュ(各現象共通) ※より詳細な地形データを反映(溶岩流の傾向⇒H16版より早く、遠方へ)																

静岡県地域防災計画 新旧対照表

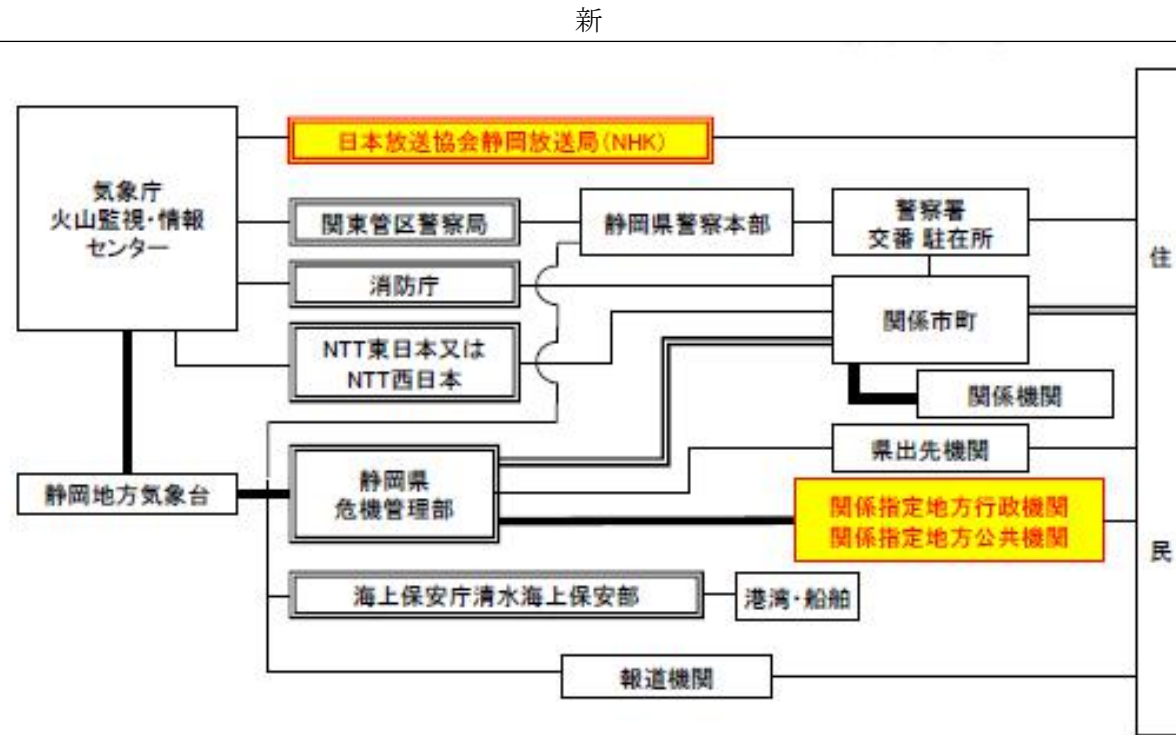
	旧	新	備考
火山 -44	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第2節 情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>2 協議会内の情報伝達体制 協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</p> <p>噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。 (略)</p> <p>3 避難に係る情報伝達体制 協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</p>  <p>図10 避難に係る情報伝達体制</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第2節 情報連絡体制の整備 (略)</p> <p>2 協議会内の情報伝達体制 協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</p> <p>噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。 (略)</p> <p>3 避難に係る情報伝達体制 協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。</p>  <p>図10 避難に係る情報伝達体制</p> <p>(略)</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>
火山 -47	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達 気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<表2>のとおりである。</p> <p>なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。 (略)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達 気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<表2>のとおりである。</p> <p>国、県及び市町は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p> <p>なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。 (略)</p>	<p>(防災基本計画抜粋) ○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表



注) 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関を で示す。
 注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。

図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図



(二重枠)で囲まれてる機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 (太線)は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表された際に、活火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達経路。
 (二重線)は、
 ・ 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報(臨時)」の通報もしくは要請等。
 ・ 特別警報に位置付けられている噴火警報(居住地域)について、気象業務法第5条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

関係機関からの意見を反映

火山
-48

第2節 避難勧告等

1 避難勧告及び避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象(有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等)が観測されると、気象庁は、噴火警報等(噴火警戒レベル)を発表することから、避難実施市町は、広域避難計画及び市町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報(噴火警戒レベル)等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行う。

実施者	内 容
避難実施市町の長	ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難勧告を発令する。また、危険が切迫していると認めるとき、あるいは避難の状況により急を要するときは、避難指示を発令する。 イ 避難勧告又は避難指示を発令したとき、直ちに避難勧告又は避難指示の発令された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。

第2節 避難指示

1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象(有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等)が観測されると、気象庁は、噴火警報等(噴火警戒レベル)を発表することから、避難実施市町は、広域避難計画及び市町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報(噴火警戒レベル)等及び火山活動の状況に応じ、次のとおり避難対応を行う。

実施者	内 容
避難実施市町の長	ア 住民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。 イ 避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正

「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧		新		備考	
		ウ 避難勧告又は避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。		ウ 避難指示を発令したときは、速やかに知事に通知する。			
<代行処理>		<代行処理>		<代行処理>			
		実施者		実施者			
		内 容		内 容			
		警察官		警察官			
		火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。		火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市町長若しくはその委任を受けた市町職員が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは、住民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。			
		知事		知事			
		ア 災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難勧告又は避難指示を発令する。 イ 市町長に代わって避難勧告又は避難指示を発令したとき、直ちに避難勧告又は避難指示の発令された地域の住民等に対して、勧告又は指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。		ア 災害の発生により市町がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長に代わって避難指示を発令する。 イ 市町長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。			
		災害派遣を命じられた部隊等の自衛官		災害派遣を命じられた部隊等の自衛官			
		災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。		災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。			
		(略)		(略)			
火山-49		3 登山の自粛・入山規制 (2) 入山規制 避難実施市町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。 また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。 入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。		3 登山の自粛・入山規制 (2) 入山規制 避難実施市町は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。 また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。 入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。県及び市町は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届（登山計画書）の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。		(防災基本計画抜粋) ○地方公共団体は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。この際、火山防災協議会において、火山付近への来訪者の状況、火山へのアクセス等を勘案し、災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。 「災害対策基本法等の一部を改正	
火山-51		第4節 交通規制 (略) 2 高速道路の交通規制 (略) 高速道路等における交通規制の実施基準		第4節 交通規制 (略) 2 高速道路の交通規制 (略) 高速道路等における交通規制の実施基準			
		実施時期		実施時期			
		規制対象		規制対象			
		交通規制対応		交通規制対応			
		実施者		実施者			
		噴火警戒レベル3以降		噴火警戒レベル3以降			
		(必要に応じて)		(必要に応じて)			
		・一般住民等の避難開始に伴う交通規制 ・広域避難者（車両）の交通誘導		・一般住民等の避難開始に伴う交通規制 ・広域避難者（車両）の交通誘導		警察	
		・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 ・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制		・火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 ・火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制		NEXCO 中日本	
		噴火後		噴火後			
		避難勧告等が発令		避難指示等が発令		警察	
		・避難誘導のための交通規制		・避難誘導のための交通規制			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧			新			備考																	
火山 -52	された地域を含む 区間	<ul style="list-style-type: none"> 緊急交通路への一般車両の流入禁止措置 被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む） 	NEXCO 中日本	された地域を含む 区間	<ul style="list-style-type: none"> 緊急交通路への一般車両の流入禁止措置 被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む） 	NEXCO 中日本	<p>する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>																	
	<p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。</p> <p>3 鉄道の運行規制</p> <p>火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。実施に当たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。</p> <p>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。</p> <p>積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。</p> <p>鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。</p> <p>また、避難勧告等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。</p> <p>溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線 富士急行（株）：富士急行線 岳南電車（株）：岳南鉄道線 <p>鉄道における運行規制の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>規制対象</th> <th>鉄道事業者の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒 レベル3以降</td> <td>—</td> <td>火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制</td> </tr> <tr> <td>避難勧告等 発令時</td> <td>避難勧告等が発令された地域を含む区間</td> <td>（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制</td> </tr> </tbody> </table>			実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応		噴火警戒 レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制	避難 勧告 等 発令時	避難 勧告 等が発令された地域を含む区間	（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制	<p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。</p> <p>3 鉄道の運行規制</p> <p>火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。実施に当たっては、必要に応じて合同会議において関係機関と調整を行う。</p> <p>富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。</p> <p>積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。</p> <p>鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。</p> <p>また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、必要に応じてバス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。</p> <p>溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線 富士急行（株）：富士急行線 岳南電車（株）：岳南鉄道線 <p>鉄道における運行規制の実施基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>規制対象</th> <th>鉄道事業者の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>噴火警戒 レベル3以降</td> <td>—</td> <td>火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制</td> </tr> <tr> <td>避難指示等 発令時</td> <td>避難指示等が発令された地域を含む区間</td> <td>（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制</td> </tr> </tbody> </table>			実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応	噴火警戒 レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制	避難 指示 等 発令時	避難 指示 等が発令された地域を含む区間
実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応																						
噴火警戒 レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制																						
避難 勧告 等 発令時	避難 勧告 等が発令された地域を含む区間	（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制																						
実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応																						
噴火警戒 レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制																						
避難 指示 等 発令時	避難 指示 等が発令された地域を含む区間	（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制																						
<p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。</p> <p>(略)</p>			<p>※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。</p> <p>(略)</p>			<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）を踏まえた修正</p>																		

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

	旧	新	備考												
大火 災 -8	7 大火災対策編 I 大火災対策計画 (略) 第2章 火災予防計画 (略) 第3節 林野火災対策の推進 森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。	7 大火災対策編 I 大火災対策計画 (略) 第3章 火災予防計画 (略) 第3節 林野火災対策の推進 森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災関係機関</td> <td>各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所 森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター</td> </tr> <tr> <td>予防設備の整備</td> <td>関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所 森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター	予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林野火災関係機関</td> <td>各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所 森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター</td> </tr> <tr> <td>予防設備の整備</td> <td>関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所 森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター	予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。	
	区 分	内 容													
	林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所 森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター													
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。														
区 分	内 容														
林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所 森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター														
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。														
(新設)	(新設)	<p>県及び市町は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</p> <p>その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く県民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</p>	現在県で実施している施策の反映												

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

大火災 -14	旧			新			備考
	区分	県計	事業所名	区分	県計	事業所名	
II 大爆発対策計画 第1章 総則 第3節 予想される災害と地域 (略)	県内危険物施設			県内危険物施設			時点更新
	県内火薬類製造施設			県内火薬類製造施設			
	製造所	227	南伊豆町 株式会社エンタープライズ伊豆煙火工場	製造所	230	南伊豆町 株式会社エンタープライズ伊豆煙火工場	
貯蔵所	屋内貯蔵	2,421	裾野市 日邦工業(株)	屋内貯蔵	2,401	裾野市 日邦工業(株)	
	屋外タンク	2,457	富士市 勝亦煙火店(勝亦正幸)	屋外タンク	2,392	富士市 勝亦煙火店(勝亦正幸)	
	屋内タンク	479	静岡市 株式会社光屋窪田煙火工場	屋内タンク	470	静岡市 株式会社光屋窪田煙火工場	
	地下タンク	2,091	〃 株式会社静玉屋	地下タンク	2,040	〃 株式会社静玉屋	
	簡易タンク	48	藤枝市 株式会社臼井煙火 岡部工場	簡易タンク	48	藤枝市 株式会社臼井煙火 岡部工場	
	移動タンク	1,632	〃 株式会社神戸煙火工場	移動タンク	1,603	〃 株式会社神戸煙火工場	
	屋外	396	〃 株式会社イケブン寺島工場	屋外	399	〃 株式会社イケブン寺島工場	
	小計	9,524	〃 株式会社イケブン野竹工場	小計	9,383	〃 株式会社イケブン野竹工場	
取扱所	給油取扱	2,073	島田市 井上玩具煙火(株)中河工場	給油取扱	2,040	島田市 井上玩具煙火(株)中河工場	
	第1種販売	32	〃 井上玩具煙火(株)大津工場	第1種販売	31	〃 井上玩具煙火(株)大津工場	
	第2種販売	5	〃 井上玩具煙火(株)大津第2工場	第2種販売	5	〃 井上玩具煙火(株)大津第2工場	
	移送	8	湖西市 三遠煙火(株)	移送	8	湖西市 三遠煙火(株)	
	一般	2,161	浜松市 田畑煙火(株)	一般	2,131	浜松市 田畑煙火(株)	
小計	4,279	※令和2年4月1日現在			小計	4,215	※令和3年4月1日現在
合計	14,030				合計	13,828	
事業所数	6,491				事業所数	6,404	
※令和2年4月1日現在			※令和3年4月1日現在				

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

旧										新										備考
高圧ガス製造事業所(第1種)										高圧ガス製造事業所(第1種)										
区分	冷凍 アンモニア	液化石 油 ガスLPG	一 般 高 圧 ガ ス						その他	区分	冷凍 アンモニア	液化石 油 ガスLPG	一 般 高 圧 ガ ス						その他	
			酸素	水素	ア モ ニ ア	塩素							酸素	水素	ア モ ニ ア	塩素				
下田市		3	1	1						下田市		3	1	1						
伊東市		3	1	1						伊東市		3	1	1						
熱海市		2	1	1						熱海市		2	1	1						
三島市		4	1	1						三島市	6	3	1	1						
沼津市	1	9	2	1				天然ガス1		沼津市		9	2	1				天然ガス1		
裾野市		2	4	1	1			天然ガス1、メタン1		裾野市		2	4	1	1			天然ガス1、メタン1		
御殿場市		8	5	3	1			天然ガス1		御殿場市		8	5	3	1			天然ガス1		
富士市		13	13	6	2	2	1	天然ガス2		富士市		13	13	6	2	2	1	天然ガス2		
富士宮市	1	6	8	2				天然ガス6		富士宮市	1	7	7	1				天然ガス6		
静岡市	5	20	26	13	2		1	アセチレン2、天然ガス4 液化石油ガス2		静岡市	5	19	22	12	2		2	アセチレン2、天然ガス2 液化石油ガス2		
焼津市	11	11	3	1				天然ガス2		焼津市	11	14	3	1				天然ガス2		
藤枝市		5								藤枝市	2	3								
島田市	4	9	3					天然ガス3		島田市	5	9	3					天然ガス3		
掛川市		15	9	2	2			天然ガス3、トリメチルアミン2		掛川市		14	6		2			天然ガス2、トリメチルアミン2		
袋井市	4	9	6			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、 塩化ビニル1、三塩化窒素1		袋井市	3	9	6			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、 塩化ビニル1、三塩化窒素1		
磐田市	1	10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8		磐田市		10	14	2	2	1		塩化ビニル1、天然ガス8		
浜松市		26	22	14	2	1		アセチレン1、天然ガス3、シアン化水 素1		浜松市		29	22	14	2	2		アセチレン1、天然ガス2、シアン化水 素1		
湖西市		4	2	1	1					湖西市		3	2	1	1					
伊豆市		1								伊豆市		1								
御前崎市		2	1					トリメチルアミン1		御前崎市		2	1					トリメチルアミン1		
伊豆の国 市		6								伊豆の国 市		6								
菊川市		3								菊川市		3								
牧之原市		6	1					天然ガス1		牧之原市		5	1					天然ガス1		
賀茂郡		4								賀茂郡		4								
田方郡		2								田方郡		2								
駿東郡		10	3	2				天然ガス1		駿東郡		10	3	2				天然ガス1		
榛原郡	2	4	3	2				天然ガス1		榛原郡	2	4	4	3				天然ガス1		
周智郡										周智郡	1									
計	29	195	129	54	13	5	4	53		計	36	197	122	51	13	6	3	49		

時点更新

※令和2年4月1日現在
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する必要があるため、ガス別の事業者数
 ※冷凍事業所は、設備の和が事業となる。

※令和3年4月1日現在
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する必要があるため、ガス別の事業者数

記載の適正化

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

	旧	新	備考																												
大 事 故 -3	8 大規模事故対策編 I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第1節 関係機関の業務の大綱 防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。	8 大規模事故対策編 I 道路事故対策計画 第1章 総則 (略) 第1節 関係機関の業務の大綱 防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社)</td> <td> ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> ア 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ 医療救護体制の確保に関すること </td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td> ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務 </td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護(搬送・収容)に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること </td> </tr> <tr> <td>国土交通省 中部地方整備局</td> <td> ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること </td> </tr> <tr> <td>静岡地方気象台</td> <td> ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象(地震にあつては地震動に限る。)及び水象の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき業務	道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社)	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること	県	ア 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ 医療救護体制の確保に関すること	警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務	市町	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護(搬送・収容)に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること	国土交通省 中部地方整備局	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること	静岡地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象(地震にあつては地震動に限る。)及び水象の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社)</td> <td> ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること </td> </tr> <tr> <td>県</td> <td> ア 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ 医療救護体制の確保に関すること </td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td> ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務 </td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td> ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護(搬送・収容)に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること </td> </tr> <tr> <td>国土交通省 中部地方整備局</td> <td> ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること </td> </tr> <tr> <td>静岡地方気象台</td> <td> ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象(地震にあつては地震動に限る。)及び水象の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき業務	道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社)	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること	県	ア 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ 医療救護体制の確保に関すること	警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務	市町	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護(搬送・収容)に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難 指示 に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること	国土交通省 中部地方整備局	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること	静岡地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象(地震にあつては地震動に限る。)及び水象の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
	機 関 名	処理すべき業務																													
	道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社)	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること																													
	県	ア 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ 医療救護体制の確保に関すること																													
	警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務																													
	市町	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護(搬送・収容)に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること																													
国土交通省 中部地方整備局	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること																														
静岡地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象(地震にあつては地震動に限る。)及び水象の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究																														
機 関 名	処理すべき業務																														
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市町、中日本高速道路株式会社)	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること																														
県	ア 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること ウ 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること エ 医療救護体制の確保に関すること																														
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務																														
市町	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護(搬送・収容)に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難 指示 に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること																														
国土交通省 中部地方整備局	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること																														
静岡地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象(地震にあつては地震動に限る。)及び水象の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究																														

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

	旧	新	備考																																							
	また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。	また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。																																								
	ア 救助・救出用資材、車両等の整備 イ 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ 携帯電話からの119番通報に対する確に対応できる体制の確立	ア 救助・救出用資材、車両等の整備 イ 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ 携帯電話からの119番通報に対する確に対応できる体制の確立																																								
	医療機関 搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立	医療機関 搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立																																								
	建設事業者 事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握	建設事業者 事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握																																								
	(略)	(略)																																								
大 事 故 -5	第3節 予想される事故と地域	第3節 予想される事故と地域																																								
	1 県内の道路状況(平成31年4月1日現在)	1 県内の道路状況(令和2年4月1日現在)	時点更新																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>363.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,236.4</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,268.2</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>109,225</td> <td>32,250.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,554</td> <td>37,117.9</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	363.0	一般国道	18	1,236.4	県道	308	3,268.2	市町道	109,225	32,250.4	合計	109,554	37,117.9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>363.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,231.7</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,265.6</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>109,406</td> <td>32,287.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,735</td> <td>37,147.8</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	363.0	一般国道	18	1,231.7	県道	308	3,265.6	市町道	109,406	32,287.6	合計	109,735	37,147.8				
	道路の種類	路線数	実延長(km)																																							
	高速自動車国道	3	363.0																																							
	一般国道	18	1,236.4																																							
	県道	308	3,268.2																																							
	市町道	109,225	32,250.4																																							
	合計	109,554	37,117.9																																							
	道路の種類	路線数	実延長(km)																																							
高速自動車国道	3	363.0																																								
一般国道	18	1,231.7																																								
県道	308	3,265.6																																								
市町道	109,406	32,287.6																																								
合計	109,735	37,147.8																																								
(略)	(略)																																									
3 県内の交通事故件数等	3 県内の交通事故件数等	時点更新																																								
平成28年中に静岡県内で発生した交通事故は31,518件で、死者数は137人となっており、件数では全国で5番目、死者数では11番目に多い。	令和2年中に静岡県内で発生した交通事故は20,667件で、死者数は108人となっており、件数では全国で5番目、死者数では9番目に多い。																																									
4 道路交通危険箇所	4 道路交通危険箇所	時点更新																																								
令和2年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。	令和3年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。																																									
・落石等による道路交通危険箇所数	・落石等による道路交通危険箇所数																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>150</td> <td>152</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>348</td> <td>185</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>204</td> <td>106</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>702</td> <td>443</td> <td>1,145</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	落石・崩壊	その他	計	一般国道	150	152	302	主要地方道	348	185	533	一般県道	204	106	310	計	702	443	1,145	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路種別</th> <th>落石・崩壊</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>150</td> <td>152</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>348</td> <td>185</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>204</td> <td>106</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>702</td> <td>443</td> <td>1,145</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	落石・崩壊	その他	計	一般国道	150	152	302	主要地方道	348	185	533	一般県道	204	106	310	計	702	443	1,145	
道路種別	落石・崩壊	その他	計																																							
一般国道	150	152	302																																							
主要地方道	348	185	533																																							
一般県道	204	106	310																																							
計	702	443	1,145																																							
道路種別	落石・崩壊	その他	計																																							
一般国道	150	152	302																																							
主要地方道	348	185	533																																							
一般県道	204	106	310																																							
計	702	443	1,145																																							
	(県道路保全課)	(県道路保全課)																																								
(略)	(略)																																									

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

	旧	新	備考																				
大 事 故 -12	第3章 災害応急対策計画 第2節 応急体制 1 県の体制 (3) 現地災害対策本部 現地災害対策本部は、次の事項を処理する。	第3章 災害応急対策計画 第2節 応急体制 1 県の体制 (3) 現地災害対策本部 現地災害対策本部は、次の事項を処理する。	記載の適正化																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">任 務</td> <td>ア 消火活動に関する調整</td> </tr> <tr> <td>イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</td> </tr> <tr> <td>ウ 負傷者搬送に係る調整</td> </tr> <tr> <td>エ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整</td> </tr> <tr> <td>オ 被災者情報に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 広報に関すること（緊急を要する事項）</td> </tr> <tr> <td>キ 遺体措置に関する調整</td> </tr> <tr> <td>ク その他必要な活動</td> </tr> </tbody> </table> (略)	区 分		内 容	任 務	ア 消火活動に関する調整	イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整	ウ 負傷者搬送に係る調整	エ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整	オ 被災者情報に関すること	カ 広報に関すること（緊急を要する事項）	キ 遺体措置に関する調整	ク その他必要な活動	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">任 務</td> <td>ア 消火活動に関する調整</td> </tr> <tr> <td>イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整</td> </tr> <tr> <td>ウ 負傷者搬送に係る調整</td> </tr> <tr> <td>エ 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整</td> </tr> <tr> <td>オ 被災者情報に関すること</td> </tr> <tr> <td>カ 広報に関すること（緊急を要する事項）</td> </tr> <tr> <td>キ 遺体措置に関する調整</td> </tr> <tr> <td>ク その他必要な活動</td> </tr> </tbody> </table> (略)	区 分	内 容	任 務	ア 消火活動に関する調整	イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整	ウ 負傷者搬送に係る調整	エ 負傷者数 の把握 及び搬送先医療機関等に係る調整	オ 被災者情報に関すること	カ 広報に関すること（緊急を要する事項）
区 分	内 容																						
任 務	ア 消火活動に関する調整																						
	イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整																						
	ウ 負傷者搬送に係る調整																						
	エ 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整																						
	オ 被災者情報に関すること																						
	カ 広報に関すること（緊急を要する事項）																						
	キ 遺体措置に関する調整																						
	ク その他必要な活動																						
区 分	内 容																						
任 務	ア 消火活動に関する調整																						
	イ トリアージ及び救急医療活動に係る調整																						
	ウ 負傷者搬送に係る調整																						
	エ 負傷者数 の把握 及び搬送先医療機関等に係る調整																						
	オ 被災者情報に関すること																						
	カ 広報に関すること（緊急を要する事項）																						
	キ 遺体措置に関する調整																						
	ク その他必要な活動																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

	旧	新	備考																								
大 事 故 -28	III 沿岸排出油事故等対策計画 第1章 総則 (略) 第3節 重油等の種類と性質	III 沿岸排出油事故等対策計画 第1章 総則 (略) 第3節 重油等の種類と性質																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>性 質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 重油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。 </td> </tr> <tr> <td>C 重油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。 </td> </tr> <tr> <td>原油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。 </td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。 やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。 </td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	性 質	A 重油	<ul style="list-style-type: none"> 流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。 	C 重油	<ul style="list-style-type: none"> 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。 	原油	<ul style="list-style-type: none"> 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。 	ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。 やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。 	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>性 質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 重油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。 </td> </tr> <tr> <td>C 重油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。 </td> </tr> <tr> <td>原油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。 </td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。 </td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域 </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	性 質	A 重油	<ul style="list-style-type: none"> 流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。 	C 重油	<ul style="list-style-type: none"> 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。 	原油	<ul style="list-style-type: none"> 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。 	ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。 	軽油	<ul style="list-style-type: none"> 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域 	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
	種 類	性 質																									
	A 重油	<ul style="list-style-type: none"> 流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。 																									
	C 重油	<ul style="list-style-type: none"> 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。 																									
	原油	<ul style="list-style-type: none"> 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。 																									
ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を勧告するなど二次災害の発生の防止を図る。 やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。 																										
軽油	<ul style="list-style-type: none"> 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域 																										
種 類	性 質																										
A 重油	<ul style="list-style-type: none"> 流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希積分散する。 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 オイルフェンスの活用による油の包囲、または誘導により回収を行う。 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。 																										
C 重油	<ul style="list-style-type: none"> 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。 																										
原油	<ul style="list-style-type: none"> 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）した時は、C重油と同じである。 																										
ガソリン	<ul style="list-style-type: none"> ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。 																										
軽油	<ul style="list-style-type: none"> 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域 																										

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

旧			新			備考
		を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を 勧告 するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。			を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては住民に対し、避難を 指示 するなど二次災害の発生の防止を図る。 ・やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正
灯油		・灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。	灯油		・灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。	
潤滑油		・潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。	潤滑油		・潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 ・対応としては、風上側から放水による拡散促進、または油吸着マット等により回収を行う。	
ケミカル類		・油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年12月25日法律第136号、以下「海防法」という。)第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 ・多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ・対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。	ケミカル類		・油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年12月25日法律第136号、以下「海防法」という。)第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 ・多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 ・対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。	
液化ガス		・メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG(Liquefied Natural Gas)という。 ・また、LPG(Liquefied Petroleum Gas)とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 ・LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。 ・LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。	液化ガス		・メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG(Liquefied Natural Gas)という。 ・また、LPG(Liquefied Petroleum Gas)とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 ・LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。 ・LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。	
(略) (参考) <油等排出事故災害に関する基本的な考え方> (略) ○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等			(略) (参考) <油等排出事故災害に関する基本的な考え方> (略) ○重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等			
主 体	根拠法令	責務等の内容	主 体	根拠法令	責務等の内容	
海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、 海上災害防止センター に排出油等の防除措置を指示することができる。	海上保安庁	海上保安庁法第2条 海防法第39条第3項 第42条の15第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務のほか、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、 指定海上防災機関 に排出油等の防除措置を指示することができる。	関係機関からの意見を反映
海上災害防止センター	海防法第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。	指定海上防災機関	海防法第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。	関係機関からの意見を反映
国土交通省	国土交通省設置法	・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。	国土交通省	国土交通省設置法	・海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

		旧			新			備考			
大 事 故 -36	港湾局 地方整備局	第4条第15号,第103号 第31条第2号	・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関する事		港湾局 地方整備局	第4条第15号,第103号 第31条第2号	・国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関する事				
	地方公共団体	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項		地方公共団体	災害対策基本法 第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項				
	港湾管理者	港湾法第12条第2号 〃 第6号 第34条	・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。) ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。		港湾管理者	港湾法第12条第2号 〃 第6号 第34条	・港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。) ・消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。				
	漁港管理者	漁港漁場整備法第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。		漁港管理者	漁港漁場整備法第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。				
	(略)			(略)							
	第3章 災害応急対策計画 (略)			第3章 災害応急対策計画 (略)							
	第2節 応急対策			第2節 応急対策							
	1 応急対策の流れ			1 応急対策の流れ							
	事項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等	事項	船長等の防除義務者	国		県	沿岸市町等
	大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・防除資機材の調達 ・海上保安本部から県等に情報連絡 ・海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導	・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は出動待機	大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・防除資機材の調達 ・海上保安本部から県等に情報連絡 ・海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導		・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は出動待機
発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、 海上災害防止センター に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施	発災海域における防除措置		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、 指定海上防災機関 に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請		海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施		
(陸岸に漂着する可能性がある)		巡視船艇、航空機等による監視	・突発的応急体制の確保 ・防除資機材の調達	・沿岸市町の警戒本部設置 ・沿岸市町による防除資機材の調達	(陸岸に漂着する可能性がある)		巡視船艇、航空機等による監視	・突発的応急体制の確保 ・防除資機材の調達	・沿岸市町の警戒本部設置 ・沿岸市町による防除資機材の調達		

関係機関からの意見を反映

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

		旧				新				備考	
大 事 故 -37	(陸岸に漂着可能性大)			・災害対策本部及び方面本部設置 ・陸岸のパトロール	・沿岸市町災害対策本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール	(陸岸に漂着可能性大)			・災害対策本部及び方面本部設置 ・陸岸のパトロール	・沿岸市町災害対策本部設置 ・沿岸市町による陸岸のパトロール	
	沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力	沿岸海域における防除対策		海上保安本部の沿岸海域における防除作業	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力	
	陸岸における回収作業		・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣調整 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置	陸岸における回収作業		・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣調整 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・沿岸市町による回収作業計画の策定 ・沿岸市町による回収作業 ・沿岸市町によるボランティアの受入窓口の設置	
	回収後の処理	(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導		回収後の処理	(産業廃棄物の場合) 船舶所有者は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処分について、船舶所有者を指導		
	(略)						(略)				
3 防災関係機関 防災関係機関は、次の事項を処理する。						3 防災関係機関 防災関係機関は、次の事項を処理する。					
	実施主体	内 容					実施主体	内 容			
	警察	ア 情報の収集・伝達 イ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 ウ 事故及び被害状況の関係機関への連絡 エ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 オ 住民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定 カ 防災関係機関の防除活動への支援					警察	ア 情報の収集・伝達 イ 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 ウ 事故及び被害状況の関係機関への連絡 エ 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 オ 住民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定 カ 防災関係機関の防除活動への支援			
	沿岸市町	ア 情報の収集・伝達					沿岸市町	ア 情報の収集・伝達			

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

旧		新		備考
	イ 関係機関への事故情報の伝達 ウ 市町災害対策本部の設置(必要に応じて) エ 沿岸等における排出油等の状況調査 オ 管理施設の自衛措置 カ 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等 キ 沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第 60 条第 1 項に基づく避難の指示等 ク ボランティアの受け入れ ケ 協定等に基づく近隣市町への援助要請 コ 海上保安部等からの要請に基づく防除措置 サ 医療救護活動(負傷者があった場合) シ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画		イ 関係機関への事故情報の伝達 ウ 市町災害対策本部の設置(必要に応じて) エ 沿岸等における排出油等の状況調査 オ 管理施設の自衛措置 カ 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等 キ 沿岸住民に対する油等に関する情報提供及び災害対策基本法第 60 条第 1 項に基づく避難の指示等 ク ボランティアの受け入れ ケ 協定等に基づく近隣市町への援助要請 コ 海上保安部等からの要請に基づく防除措置 サ 医療救護活動(負傷者があった場合) シ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画	
清水、下田海上保安部	ア 情報の収集・伝達 イ 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報 ウ 巡視船艇等の現場への派遣 エ 付近航行船舶等に対する措置 オ 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等 カ 防除協力者等に対する指導等 キ 海防法の規定に基づく権限等の発動 ク 事故情報及び防除作業に関する広報等 ケ 医療救護活動(負傷者があった場合) コ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動	清水、下田海上保安部	ア 情報の収集・伝達 イ 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報 ウ 巡視船艇等の現場への派遣 エ 付近航行船舶等に対する措置 オ 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等 カ 防除協力者等に対する指導等 キ 海防法の規定に基づく権限等の発動 ク 事故情報及び防除作業に関する広報等 ケ 医療救護活動(負傷者があった場合) コ 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動	
静岡地方気象台	ア 情報の収集・伝達 イ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供	静岡地方気象台	ア 情報の収集・伝達 イ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供	
中部地方整備局 沼津河川国道事務所 静岡河川事務所	ア 情報の収集・伝達 イ 清水・下田海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達 ウ 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 エ 原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等 オ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等 カ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 キ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置	中部地方整備局 沼津河川国道事務所 静岡河川事務所	ア 情報の収集・伝達 イ 清水・下田海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達 ウ 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 エ 原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等 オ 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等 カ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 キ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置	
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 関係先への事故情報の伝達 ウ 沿岸等における排出油等の状況調査 エ 管理施設の自衛措置 オ 沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供 カ 火災警戒区域の設定等消防法第 23 条の 2 に定める措置 キ 救急活動(負傷者がいる場合) ク 協定に基づく近隣消防機関への援助要請	消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 関係先への事故情報の伝達 ウ 沿岸等における排出油等の状況調査 エ 管理施設の自衛措置 オ 沿岸住民に対する、排出油等に関する情報提供 カ 火災警戒区域の設定等消防法第 23 条の 2 に定める措置 キ 救急活動(負傷者がいる場合) ク 協定に基づく近隣消防機関への援助要請	

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

旧		新		備考
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の収集・伝達 イ 医療救護活動（負傷者がある場合） 	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の収集・伝達 イ 医療救護活動（負傷者がある場合） 	
静岡県沿岸排出油等防除協議会	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の収集・伝達 イ 沿岸等における排出油等の情報収集 ウ 流出油の防除活動の調整 エ 総合調整本部の設置・運営 	静岡県沿岸排出油等防除協議会	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の収集・伝達 イ 沿岸等における排出油等の情報収集 ウ 流出油の防除活動の調整 エ 総合調整本部の設置・運営 	
船舶運航者	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 オ 2次災害の防止活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 キ 被災乗員家族等への情報提供（乗員に被害が出た場合） ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送者、牽引船等の手配 コ 乗員の避難誘導 	船舶運航者	<ul style="list-style-type: none"> ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 ウ 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 エ 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 オ 2次災害の防止活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 キ 被災乗員家族等への情報提供（乗員に被害が出た場合） ク 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送者、牽引船等の手配 コ 乗員の避難誘導 	
関係団体	<p>静岡県漁業協同組合連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 漁業施設等に関する自衛措置 エ 原因者との契約に基づく防除活動 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 	関係団体	<p>静岡県漁業協同組合連合会</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 漁業施設等に関する自衛措置 エ 原因者との契約に基づく防除活動 オ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 	
	<p>静岡県建設業協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 原因者との契約に基づく防除活動の実施 エ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 		<p>静岡県建設業協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 原因者との契約に基づく防除活動の実施 エ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 	
	<p>石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 		<p>石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 	
	<p>静岡県清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 		<p>静岡県清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 	
	<p>清水港石油災害防止会</p>		<p>清水港石油災害防止会</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

	旧	新	備考
	<p>ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>田子の浦港流出油等災害対策協議会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>沼津港防災対策協議会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>大井川港振興会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>御前崎港安全対策協議会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>伊豆小型船安全協会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</p> <p>(有)焼津石油基地運営協会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</p> <p>契約防災措置実施者 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 原因者との契約に基づく防除活動 ウ 海上災害防止センターとの委託契約に基づく防除措置 エ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</p>	<p>ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>田子の浦港流出油等災害対策協議会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>沼津港防災対策協議会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>大井川港振興会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>御前崎港安全対策協議会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供</p> <p>伊豆小型船安全協会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</p> <p>(有)焼津石油基地運営協会 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 ウ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</p> <p>契約防災措置実施者 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 原因者との契約に基づく防除活動 ウ 指定海上防災機関との委託契約に基づく防除措置 エ 静岡県沿岸排出油等防止協議会長への情報提供</p>	<p>備考</p> <p>関係機関からの意見を反映</p>
各港湾・漁港管理者	<p>ア 関係先への事故情報の伝達 イ 港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査 ウ 港湾・漁港区域の自衛措置</p>	<p>各港湾・漁港管理者 ア 関係先への事故情報の伝達 イ 港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査 ウ 港湾・漁港区域の自衛措置</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

	旧	新	備考
	<p>エ 原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導 等 オ 会長への情報提供 カ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置 キ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供</p>	<p>エ 原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導 等 オ 会長への情報提供 カ 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置 キ 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供</p>	
大 事 故 -40	<p>(略) <特記事項> (略) 3 警戒区域の設定、現場警戒及び避難 ○関係市町は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難勧告・避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。 (略)</p>	<p>(略) <特記事項> (略) 3 警戒区域の設定、現場警戒及び避難 ○関係市町は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。 (略)</p>	<p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>
大 事 故 -46	<p>IV 鉄道事故対策計画 (略) 第2章 災害予防計画 (略) 第2節 鉄道交通の安全対策 各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。</p> <p>(1) 踏切事故対策 各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。</p> <p>(2) 鉄道妨害の防止 各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>IV 鉄道事故対策計画 (略) 第3章 災害予防計画 (略) 第2節 鉄道交通の安全対策 各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。</p> <p>(1) 踏切事故対策 各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。</p> <p>(2) 鉄道妨害の防止 各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。</p> <p>(3) 鉄道交通の障害となりうる植物等の除去 鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の 手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(防災基本計画抜粋) <u>○鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。</u></p>
大 事 故 -49	<p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 応急体制 (略) (災害復旧計画については、I 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 応急体制 (略) (災害復旧計画については、原則としてI 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。 加えて、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石</p>	<p>(防災基本計画抜粋) <u>○鉄道事業者は、所要の手続きを</u></p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表(案)

	旧	新	備考
<p>大 事 故 -61</p>	<p>V 航空機事故対策計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 応急対策 (略) 4 防災関係機関の対応事項 (略) <特記事項> (略) 4 避難(関係市町) ○航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難勧告・指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</p>	<p>の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。)</p> <p>V 航空機事故対策計画 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第2節 応急対策 (略) 4 防災関係機関の対応事項 (略) <特記事項> (略) 4 避難(関係市町) ○航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、関係市町は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。</p>	<p>行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。</p> <p>「災害対策基本法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第30号)を踏まえた修正</p>